

**新座市高齢者福祉計画  
新座市介護保険事業計画  
【第8期計画】  
【令和3年度～5年度】**

**令和3年3月  
新 座 市**



## はじめに

本市では、令和2年度に、高齢化率が25.6%となり、今後も増加していくことが予測されています。また、高齢者人口に占める75歳以上の後期高齢者人口の割合は増加し、令和3年度には53%を超え、さらに、団塊の世代が75歳に到達する令和7年（2025年）にはピークを迎える見込みであることから、この対応は重要な課題となっています。



こうした中、高齢者が住み慣れた地域において、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供されるしくみである「地域包括ケアシステム」のさらなる深化・推進を目指して、令和3年度から令和5年度までを事業計画期間とする、「新座市高齢者福祉計画・新座市介護保険事業計画」の第8期計画を策定いたしました。

本計画は、第7期計画までの基本理念を承継しつつ、「地域共生社会の実現に向けた、地域包括ケアシステムの深化・推進～誰もが住み慣れた地域で在宅生活を送れるまちを目指して～」を基本目標としています。地域住民等が参画し、住民一人ひとりの暮らしと生きがいをともに創っていく「地域共生社会」の構築の必要性を踏まえ、施策・事業の推進を目指す内容となっております。

本市では、国の基本指針及び、高齢者福祉の方向性を踏まえ、「在宅医療・介護連携の推進」「認知症施策の推進」「自立支援、介護予防・重度化防止の推進」「介護サービス基盤の整備と充実」を重点施策とし、各種具体的な事業を展開し、「健康長寿のまち」の実現を目指してまいりたいと考えています。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重な御意見、御提言を賜りました介護保険事業計画等推進委員会委員の皆様を始め、関係者の皆様に厚く御礼申し上げ、御挨拶といたします。

令和3年3月

新座市長 並 木

マサル  
傑

# 目次

<b>第1章 計画策定に当たって</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の背景.....	3
(1) 計画策定の趣旨.....	3
(2) 計画の性格及び位置付け.....	4
(3) 計画期間.....	5
(4) 計画の策定体制.....	5
(5) 計画の推進体制.....	6
2 国が示す第8期計画の基本指針について.....	7
(1) 第8期計画において記載を充実する事項.....	7
(2) 第8期介護保険事業計画の基本的記載事項.....	7
(3) 第8期介護保険事業計画の任意記載事項.....	8
<b>第2章 高齢者を取り巻く現状と課題</b> .....	<b>9</b>
1 総人口の推移.....	11
2 高齢者の現状.....	12
(1) 65歳以上人口の推移.....	12
(2) 前期後期高齢者の推移.....	13
(3) 高齢者世帯の推移.....	14
(4) 要支援・要介護認定者数の推移.....	15
(5) 要介護度別認定者数の推移.....	16
3 中・長期的な推計.....	17
4 アンケート調査結果の概要.....	18
(1) 調査の概要.....	18
(2) 主な調査結果(3調査分から一部抜粋).....	20
5 アンケート調査結果からみえる課題.....	31
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>37</b>
1 基本理念.....	39
2 基本目標.....	40
3 重点施策.....	41
4 日常生活圏域と人口及び地域資源の状況.....	44
(1) 日常生活圏域の人口.....	44
(2) 日常生活圏域別地域資源の状況.....	46
5 施策の体系.....	50
<b>第4章 介護保険事業の展開</b> .....	<b>51</b>
1 居宅(介護予防)サービス.....	53

(1) 訪問サービス.....	53
(2) 通所サービス.....	55
(3) 短期入所サービス.....	56
(4) 福祉用具・住宅改修サービス.....	57
(5) その他のサービス.....	59
2 地域密着型(介護予防)サービス.....	60
(1) 訪問・通所系サービス.....	60
(2) 施設・居住系サービス.....	62
3 施設サービス.....	64
4 介護保険サービス給付費の見込み.....	66
(1) 予防給付.....	66
(2) 介護給付.....	67
(3) 標準給付見込額.....	69
5 介護保険サービスの確保策.....	70
(1) 介護保険サービスの基盤整備.....	70
(2) 介護保険サービスの質の向上.....	72
<b>第5章 地域支援事業の展開.....</b>	<b>73</b>
1 介護予防・日常生活支援総合事業.....	75
(1) 介護予防・生活支援サービス事業.....	75
(2) 一般介護予防事業.....	77
2 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営).....	84
(1) 総合相談支援業務.....	85
(2) 権利擁護業務.....	86
(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務.....	87
3 包括的支援事業(社会保障充実分).....	90
(1) 在宅医療・介護連携推進事業.....	90
(2) 生活支援体制整備事業.....	92
(3) 認知症総合支援事業.....	93
(4) 地域ケア会議推進事業.....	95
4 任意事業.....	96
(1) 介護給付費等費用適正化事業.....	96
(2) 家族介護支援事業.....	99
(3) サービス事業者との連携と支援.....	101
(4) その他の事業.....	102
5 地域支援事業の事業費の見込み.....	104
<b>第6章 高齢者一般施策と関連事業の展開.....</b>	<b>105</b>
1 介護保険制度を補完する高齢者一般施策(市独自事業).....	107

(1) 在宅福祉サービス .....	107
(2) 高齢者福祉施設 .....	110
(3) 高齢者向け健康増進事業 .....	111
(4) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業 .....	111
2 生きがいと社会参加支援に係る施策 .....	112
(1) 地域活動の支援 .....	112
(2) 生涯スポーツ・学習活動等の推進 .....	113
(3) こころのバリアフリー施策の推進 .....	115
(4) 災害時の安全確保に係る施策の推進 .....	115
3 住まいと住宅関連施策 .....	116
(1) 高齢者住宅 .....	116
(2) 有料老人ホーム .....	116
(3) サービス付き高齢者向け住宅 .....	117
<b>資料編</b> .....	<b>119</b>
資料1 策定体制及び策定経過 .....	121
(1) 新座市介護保険事業計画等推進委員会条例 .....	121
(2) 新座市介護保険事業計画等推進委員会委員名簿 .....	123
(3) 新座市介護保険事業計画等推進委員会開催経過 .....	124
資料2 諮問・答申 .....	126
(1) 諮 問 .....	126
(2) 答 申 .....	127
資料3 公聴会に代えた市民からの意見の概要 .....	128
資料4 新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(第8期)素案に対する意見の概要 .....	130

---

# 第1章 計画策定に当たって

---





# 1 計画策定の背景

## (1) 計画策定の趣旨

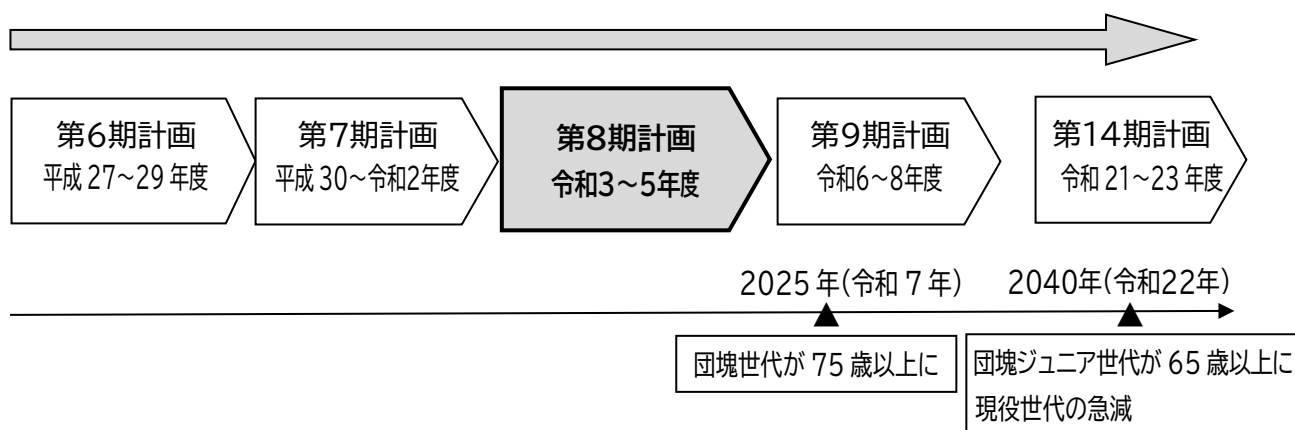
我が国の総人口は、令和2年1月1日現在1億2,713万8千人で、前年同月比-0.24%(30万5千人)と減少傾向が続いています。一方、65歳以上の高齢者人口は、前年同月に比べ30万1千人増加し、3,548万6千人となり、高齢化率も0.3ポイント上昇し27.9%となっています。一方、本市においては、令和2年1月1日現在の人口は165,727人、高齢者人口は42,276人で高齢化率は25.5%となっており、総人口、高齢者人口ともに増加していくことが見込まれています。

平成12年(2000年)の介護保険法の施行により、介護を社会全体で支えることを目的に創設された介護保険制度がスタートしました。その後、介護保険法の改正とともに、3年ごとに見直しとなる介護保険事業計画は、介護予防の重視、施設給付の見直し、地域包括ケアの推進、自立支援と重度化防止、地域共生社会の実現などの改訂を重ねてきました。

本市の第7期計画(平成30年度～令和2年度)では、団塊の世代が75歳以上となる2025年(令和7年)を見据え、『支え合い、つながり合い、全ての高齢者が尊厳を持って自分らしい生活が送れる、活力ある「健康長寿のまち」の実現』を基本理念に掲げ、誰もが住み慣れた地域で在宅生活が送れるまちを目指して、様々な事業に取り組んできました。団塊の世代が75歳以上となる2025年(令和7年)が目前に迫っており、継続して地域包括ケアシステムの推進を図るとともに、団塊ジュニア世代が高齢者となり、現役世代の人口が急減する2040年(令和22年)をも視野に、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えることが求められています。

このような社会の状況を踏まえつつ将来の見通しを考慮し、基本理念・目標の実現のため、高齢者福祉施策全般の推進と介護保険事業の円滑な実施を図ることを前提に本計画を策定します。

### 【2025年、2040年までの見通し】



## (2) 計画の性格及び位置付け

本計画は、医療・介護・福祉を始めとする高齢者施策に関する総合計画として、老人福祉法第20条の8（市町村老人福祉計画）及び介護保険法第117条（市町村介護保険事業計画）の規定に基づき、「高齢者福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体的に策定するものです。また、本市における介護保険制度の計画的・効果的な運営を規定するとともに、高齢者一般施策との調和を図りながら、全ての高齢者に対応した施策を展開するものです。

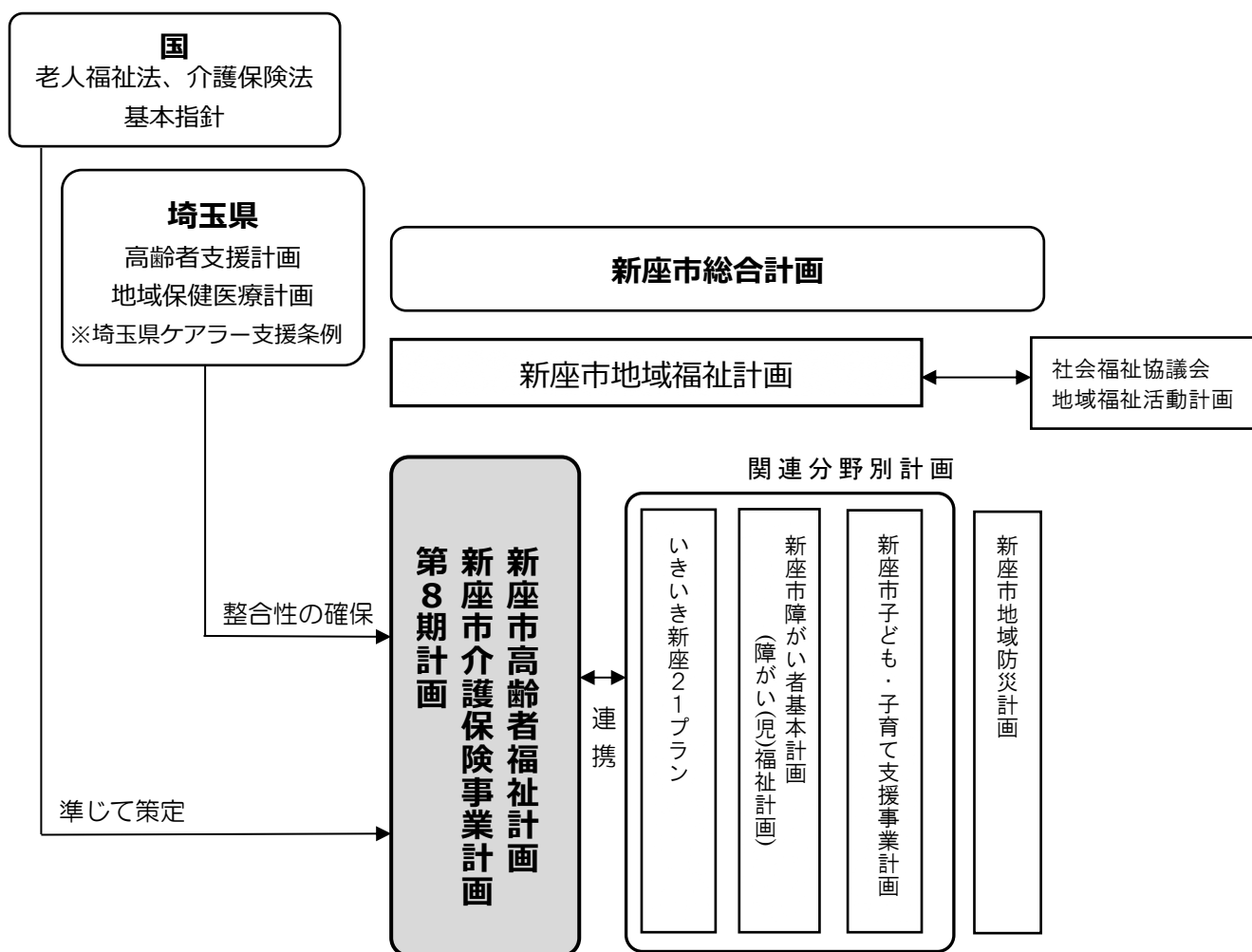
更に、新座市総合計画を始め、地域福祉計画・地域福祉活動計画、いきいき新座21プラン、障がい者基本計画及び障がい(児)福祉計画、地域防災計画等関連計画とも連動し、高齢者に関する総合的な施策推進を図るものです。

なお、埼玉県が策定する高齢者支援計画（介護保険事業支援計画）、地域保健医療計画との整合を図るとともに、埼玉県ケアラー支援条例\*の目的を考慮しつつ策定するものです。

※ケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、全てのケアラーが健康で文化的な生活を営むことができる社会を実現することを目的に制定された条例  
（令和2年3月31日公布）

■ケアラーとは、高齢、身体上、精神上の障がい又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を行っている人のこと

### 〈上位計画・関連計画との関係図〉



### (3) 計画期間

本計画は、令和3年度を初年度とし、令和5年度までの3年間を計画期間とします。

### (4) 計画の策定体制

本計画は、いきいき健康部介護保険課に事務局を設置し、以下の体制により策定しました。

#### ① 介護保険事業計画等推進委員会

学識経験者、医療保健関係者、福祉関係者、保険料負担事業所関係者、被保険者代表者を構成員とする諮問機関で、計画について審議しました。

#### ② 庁内関係各課

第7期計画において実施された各事業の進捗・実績状況と今後の方向性について、調査を実施するとともに、必要に応じてヒアリングを行いました。

#### ③ 市民、当事者等の意見の把握

##### ■アンケート調査の実施

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査、在宅生活改善調査、介護サービス事業者を対象とした独自調査

##### ■市民からの意見聴取(公聴会開催に代えた意見聴取の実施)

##### ■パブリック・コメントに準ずる市民等への意見募集の実施

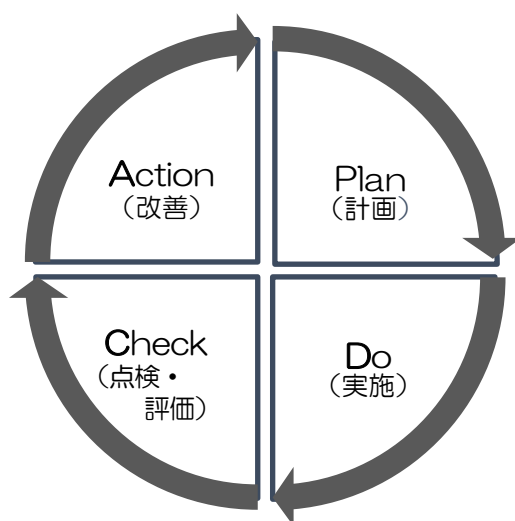
令和2年12月に新座市パブリック・コメント手続条例に基づき、市民からの意見を広く募集しました。

## (5) 計画の推進体制

本計画は、介護サービスに係る基盤整備や需給調整を果たす機能を有しているため、新座市介護保険事業計画等推進委員会において、毎年度事業の進捗状況を点検・評価していきます。

なお、計画に基づく各事業の実施における達成状況については、実績評価を行い新たな取組につなげていくために事業を見直すとともに、改善しPDCAサイクルの適切な運用を図ります。

また、介護保険における保険者機能の強化を図るため、高齢者の自立支援、重度化防止等に係る国が定める指標に基づき、サービスの適切な実施を促します。



## 2 国が示す第8期計画の基本指針について

### (1) 第8期計画において記載を充実する事項

出典：社会保障審議会（介護保険部会 令和2年7月27日第91回）資料より  
国は、「第8期介護保険事業計画において記載を充実する事項」として、社会保障審議会介護保険部会において、以下の7事項をあげています。

ポイント	内 容
1	2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備
2	地域共生社会の実現
3	介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）
4	有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化
5	認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進
6	地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
7	災害や感染症対策に係る体制整備

### (2) 第8期介護保険事業計画の基本的記載事項

出典：厚生労働省告示 第29号 令和3年1月29日  
国は、介護保険事業計画の基本的記載事項について、次のように提示しています。

	基本的記載事項
1	日常生活圏域
2	各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
3	各年度における地域支援事業の量の見込み
4	被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組及び目標設定

### (3) 第8期介護保険事業計画の任意記載事項

出典：厚生労働省告示 第29号 令和3年1月29日

国は、介護保険事業計画の任意記載事項について、次のように提示しています。

	内 容
1	地域包括ケアシステム構築のため重点的に取り組むことが必要な事項
2	各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策
3	各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確保のための方策
4	地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上に資する事業に関する事項
5	介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等に関する事項
6	認知症施策の推進
7	特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数
8	地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表に関する事項
9	市町村独自事業に関する事項
10	療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項
11	災害に対する備えの検討
12	感染症に対する備えの検討

---

## 第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

---

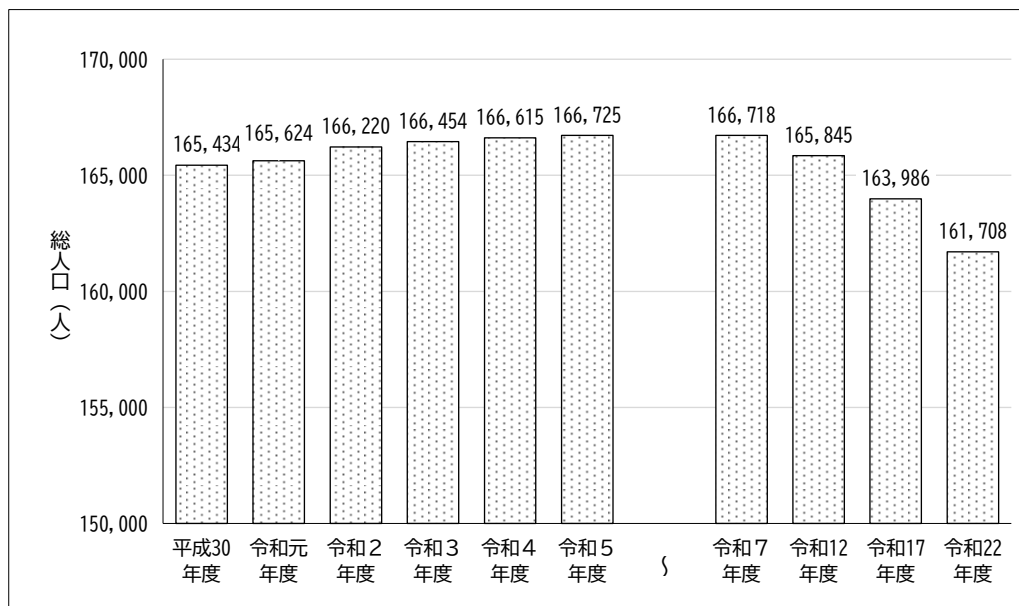




# 1 総人口の推移

本市の総人口は、近年増加が続いており、令和2年10月1日現在、166,220人となっています。令和3年度以降も微増傾向が続き、令和5年度の総人口は166,725人と予測されています。

図 総人口の推移



資料：実績値(平成30年度～令和2年度)は、住民基本台帳(各年10月1日現在)  
推計値(令和3年度以降)は、コーホート変化率法<sup>※</sup>による推計  
<sup>※</sup>「コーホート変化率法」：各コーホート(同じ年(又は同じ期間)に生まれた人々の集団)について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法

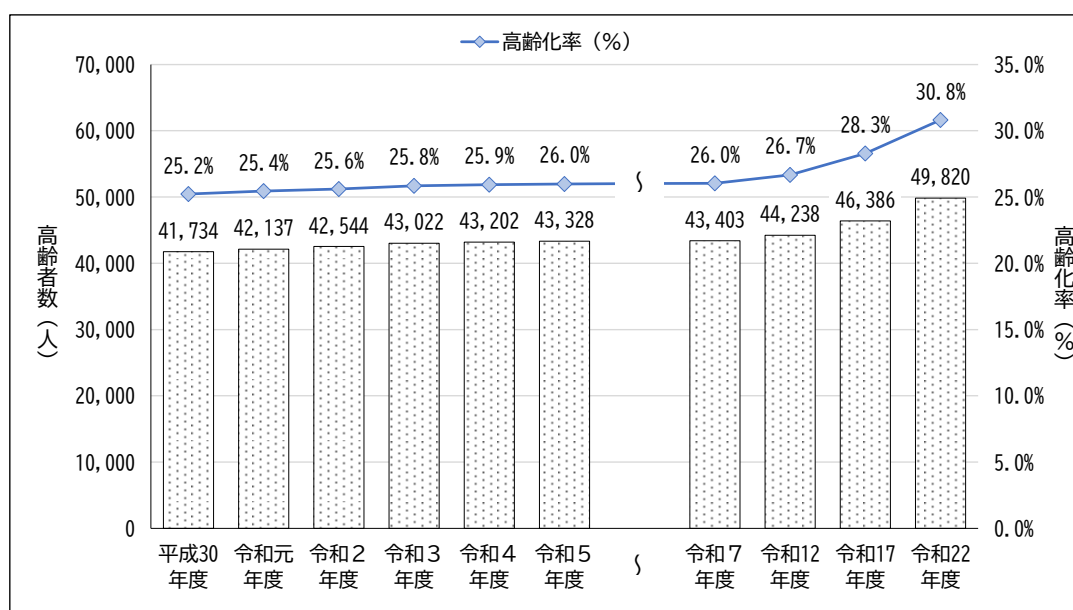
## 2 高齢者の現状

### (1) 65歳以上人口の推移

本市の高齢者人口は、近年増加が続いており、令和2年10月1日現在、42,544人となっています。令和3年度以降も増加することが予測されており、令和5年度には43,328人となり、その後も増加を続け、令和22年度には49,820人となる見込みです。

また、高齢化率は、令和2年10月1日現在25.6%となっており、令和3年度以降は25.9%前後で推移し大きな変化はありませんが、その後は徐々に増加し、令和22年度には30.8%に達すると予測されています。

図 高齢者数及び高齢化率の推移



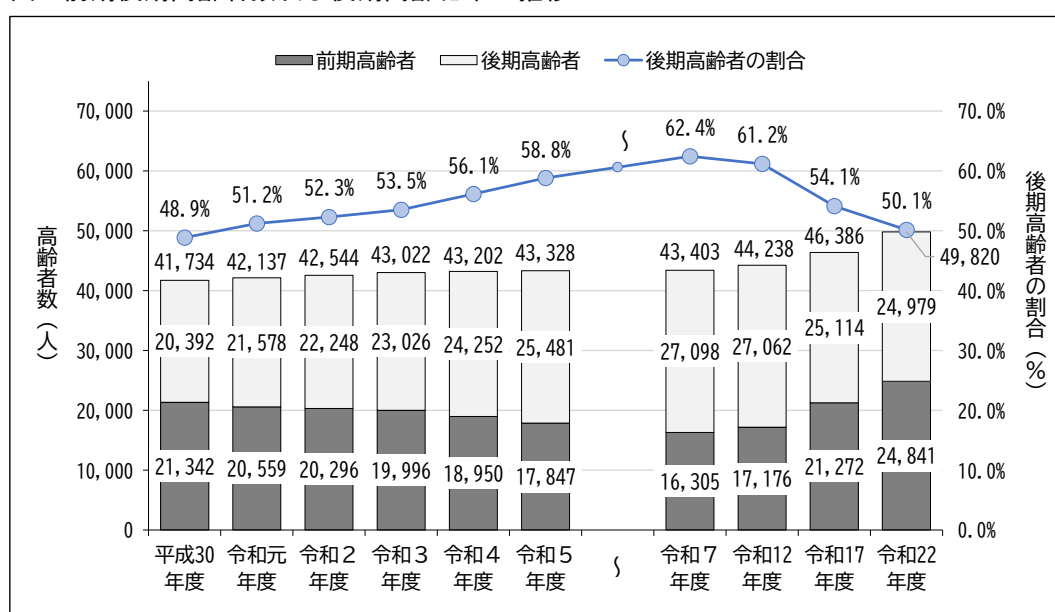
資料：実績値(平成30年度～令和2年度)は、住民基本台帳(各年10月1日現在)  
推計値(令和3年度以降)は、コーホート変化率法による推計

## (2) 前期後期高齢者の推移

本市の高齢者数を前期高齢者(65歳～74歳)と後期高齢者(75歳以上)でみると、令和元年度から後期高齢者が前期高齢者を上回り、令和2年10月1日現在、後期高齢者の高齢者全体に占める割合は52.3%となっています。今後も後期高齢者は増加、前期高齢者は減少し、令和5年度は前期高齢者が17,847人、後期高齢者が25,481人となり、後期高齢者の割合は58.8%になる見込みです。

また、団塊世代が75歳以上となる令和7年度には62.4%に達しますが、その後は徐々に減少していくことが予測されています。

図 前期後期高齢者数及び後期高齢化率の推移



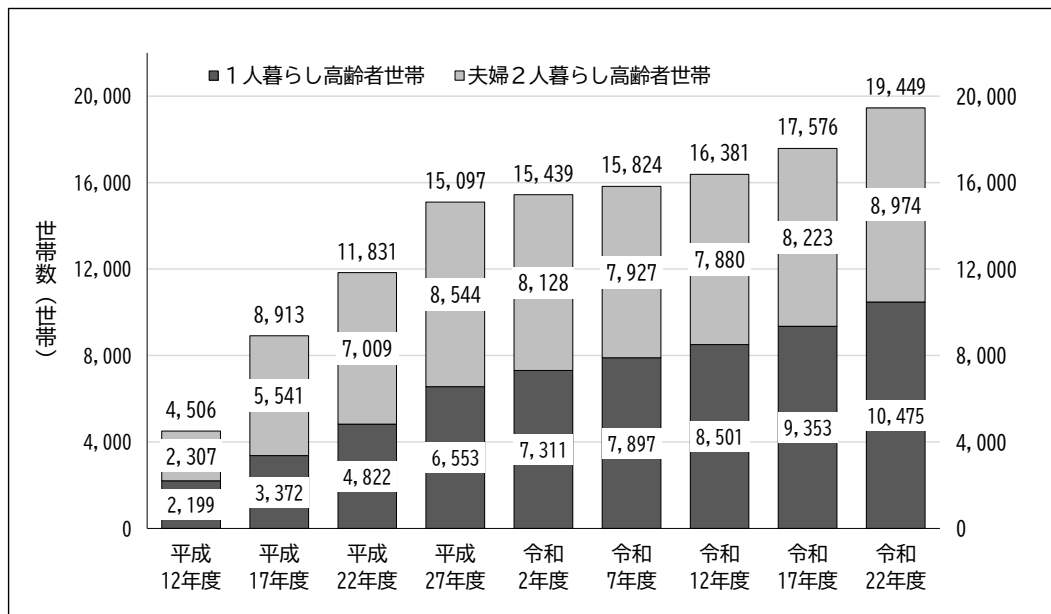
資料：実績値(平成30年度～令和2年度)は、住民基本台帳(各年10月1日現在)  
推計値(令和3年度以降)は、コーホート変化率法による推計

### (3) 高齢者世帯の推移

本市の高齢者世帯をみると、平成27年度は1人暮らし高齢者世帯が6,553世帯、夫婦2人暮らし高齢者世帯が8,544世帯で、平成12年度以降急激に増加してきました。

今後においても、1人暮らし高齢者世帯、夫婦2人暮らし高齢者世帯ともに増加傾向となることが予測されています。

図 1人暮らし高齢者世帯及び夫婦2人暮らし高齢者世帯の推移



資料：実績値（平成12～27年度）は国勢調査（各年10月1日）。推計値（令和2年度以降）は『日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）』（2019年推計）の男女・5歳別・家族類型別世帯主率及び『日本の地域別将来推計人口』（平成30（2018）年推計）における当市の将来推計人口によって求めた。

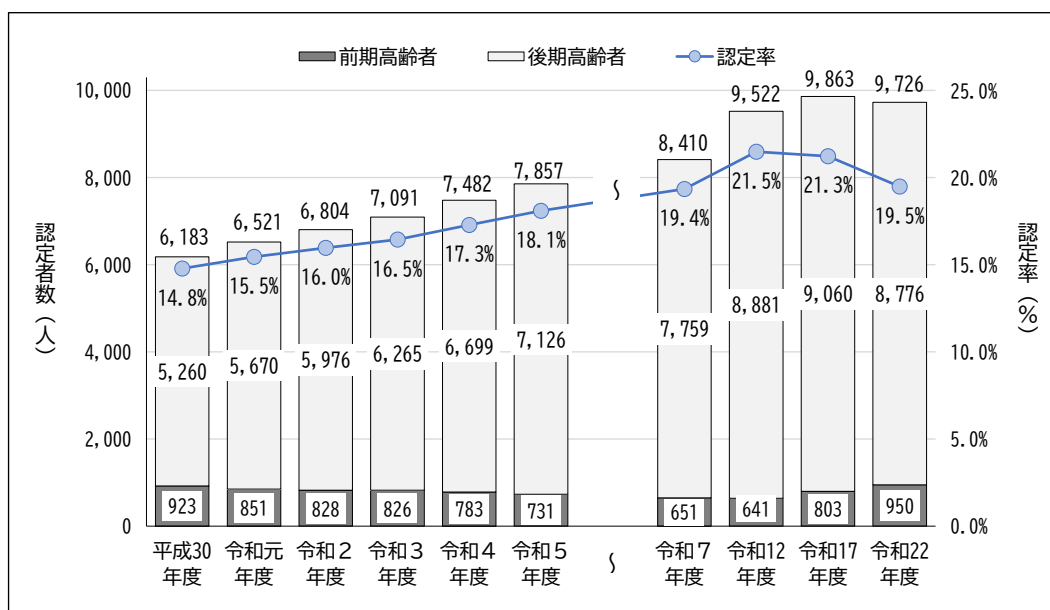
#### (4) 要支援・要介護認定者数の推移

本市の令和2年度の要支援・要介護認定者数は6,804人となっています。

今後は、後期高齢者(75歳以上)人口の増加に伴い、要支援・要介護認定者数も増加し、令和5年度では、7,857人と予測されます。

また、認定率では、令和2年度の16.0%から上昇し、令和5年度では、18.1%、令和12年度には21.5%に達することが予測されます。

図 要支援・要介護認定者数の推移



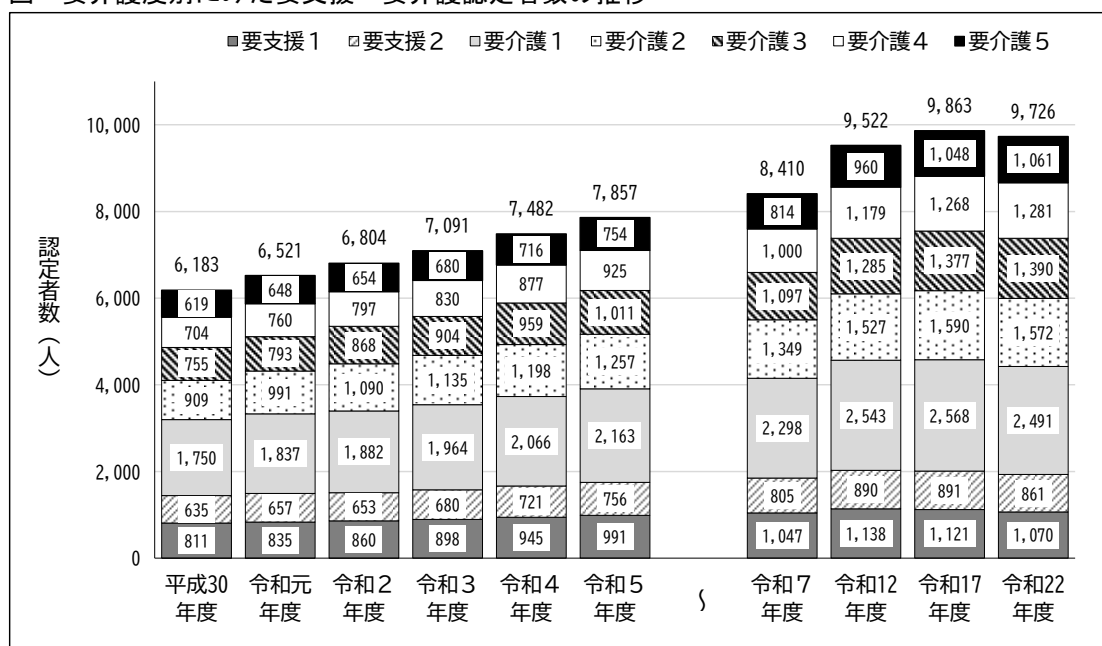
資料：厚労省、地域包括ケア「見える化」システム  
 自然体推計における認定者数(実績値)と認定者数(推計値)

## (5) 要介護度別認定者数の推移

本市の令和2年度の要支援・要介護認定者数は6,804人で、要支援2を除く各介護度で増加していますが、特に要介護1が1,882人、要介護2が1,090人と1,000人を超え、多くなっています。

今後は、各介護度全てにおいて増加傾向となっており、令和5年度には、要介護1が2,163人、要介護2が1,257人と予測されています。

図 要介護度別にみた要支援・要介護認定者数の推移



資料：厚労省、地域包括ケア「見える化」システム  
 自然体推計における認定者数(実績値)と認定者数(推計値)

### 3 中・長期的な推計

総人口、要支援・要介護認定者数及びサービス給付費について、令和元年度を基準として、令和5年度、令和12年度及び令和22年度の数値を比較すると、令和元年度から令和22年度までの伸び率で総人口が0.98倍であるのに対し、65歳以上人口は1.18倍となることが予測されます。このような人口構成の変化を受けて、要支援・要介護認定者数も増加し、サービス給付費も令和元年度を1.00とする指数は令和22年度には1.74倍になることが予測されます。そのため、令和22年度に向けた中・長期的な視点から、市内の各日常生活圏域において地域包括ケアシステムの実現に向けた取組を計画的に推進していく必要があります。

また、自立した高齢者から重度の要介護者に至るまで、それぞれの状態に応じた介護予防施策を強化するとともに、全ての高齢者が健康で生きがいのある生活を営むことのできる地域づくりの推進が求められています。

区分	令和元年度		令和5年度		令和12年度		令和22年度	
		指数		指数		指数		指数
総人口（人）	165,624	1.00	166,725	1.01	165,845	1.00	161,708	0.98
65歳以上人口（人）	42,137	1.00	43,328	1.03	44,238	1.05	49,820	1.18
うち65～74歳	20,559	1.00	17,847	0.87	17,176	0.84	24,841	1.21
うち75歳以上	21,578	1.00	25,481	1.18	27,062	1.25	24,979	1.16
要支援・要介護認定者数（人）	6,521	1.00	7,857	1.20	9,522	1.46	9,726	1.49
うち要支援1・2	1,492	1.00	1,747	1.17	2,028	1.36	1,931	1.29
うち要介護1・2	2,828	1.00	3,420	1.21	4,070	1.44	4,063	1.44
うち要介護3～5	2,201	1.00	2,690	1.22	3,424	1.56	3,732	1.70
介護サービス給付費（百万円）	7,982	1.00	10,303	1.29	12,801	1.60	13,860	1.74
居宅サービス	3,964	1.00	5,208	1.31	6,444	1.63	7,018	1.77
地域密着型サービス	1,245	1.00	1,695	1.36	2,120	1.70	2,269	1.82
施設サービス	2,773	1.00	3,400	1.23	4,237	1.53	4,573	1.65
地域支援事業費（百万円）	471	1.00	520	1.10	495	1.05	515	1.09

※令和元年度を1.00とする指数

※総人口、65歳以上人口は、令和元年は住民基本台帳(10月1日現在)、令和5年度、12年度、22年度は、コーホート変化率法による推計

※厚労省、地域包括ケア「見える化」システム 将来推計総括表（第8期推計）

## 4 アンケート調査結果の概要

### (1) 調査の概要

新座市高齢者福祉計画・新座市介護保険事業計画第8期計画の策定に当たる基礎資料とするため、3つの調査を実施しました。各調査概要は以下のとおりです。

#### 調査1：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

##### ① 調査の目的

この調査は、要介護認定を受けていない高齢者を対象に、地域の抱える課題の特定（地域診断）に資することなどを目的として実施しました。また、からだを動かすこと、食べること、毎日の生活、地域での活動、助け合い、健康等に関する項目を調査し、健康長寿社会を実現する手がかりを地域の皆様と共有することもねらいとしています。

##### ② 調査対象者

令和元年12月1日現在、65歳以上で、要介護認定を受けていない高齢者から無作為抽出（要支援者、事業対象者含む）

##### ③ 調査方法

郵送配布・郵送回収による記名式調査

##### ④ 調査期間

令和2年1月17日～1月31日

##### ⑤ 回収率

対象者数	有効回収数	有効回収率
7,951人	5,837人	73.4%

#### 調査2：在宅介護実態調査

##### ① 調査の目的

この調査は、「要介護者の在宅生活の継続」「介護者の就労の継続」に有効な介護サービス等の在り方を検討するために実施したものです。

##### ② 調査対象者

在宅で生活している要介護・要支援認定を受けている方のうち、更新申請及び区分変更申請に伴う認定調査を受けた方とその主な介護者の方

##### ③ 調査方法

認定調査員による聞き取り調査

##### ④ 調査期間

令和元年6月22日～令和2年2月3日

##### ⑤ 回収数

370人



### 調査3：在宅生活改善調査

#### ① 調査の目的

この調査は、自宅等（サービス付き高齢者向け住宅、住宅型有料老人ホーム、軽費老人ホーム含む）に住んでいる方で、現在のサービス利用では生活の維持が難しくなっている利用者の実態を把握し、地域に不足する介護サービス等を検討することを目的として実施したものです。

#### ② 調査対象者

市内居宅介護支援事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、介護予防支援事業所と事業所に所属するケアマネジャー

#### ③ 調査期間

令和2年2月5日～令和2年2月19日

#### ④ 回収結果

[事業所]

(事業所、%)

	調査対象数	回答事業所数	回答率
居宅介護支援事業所	33	21	63.6
小規模多機能型 居宅介護事業所	2	2	100.0
介護予防支援事業所	7	7	100.0
計	42	30	71.4

[ケアマネジャー]

(人、%)

	所属数 ※1	回答者数	回答率
ケアマネジャー	124	37	29.8

[回答事業所が担当する利用者数]

(人、%)

	利用者総数 ※4	対象利用者 ※5	抽出率
自宅等に住む ※2	2,372	125	5.3
住宅型有料等に住む ※3	234	20	8.5
計	2,606	145	5.6

※1 回答事業所に所属するケアマネジャーの総数

※2 自宅等（持ち家・借家）に住む利用者数

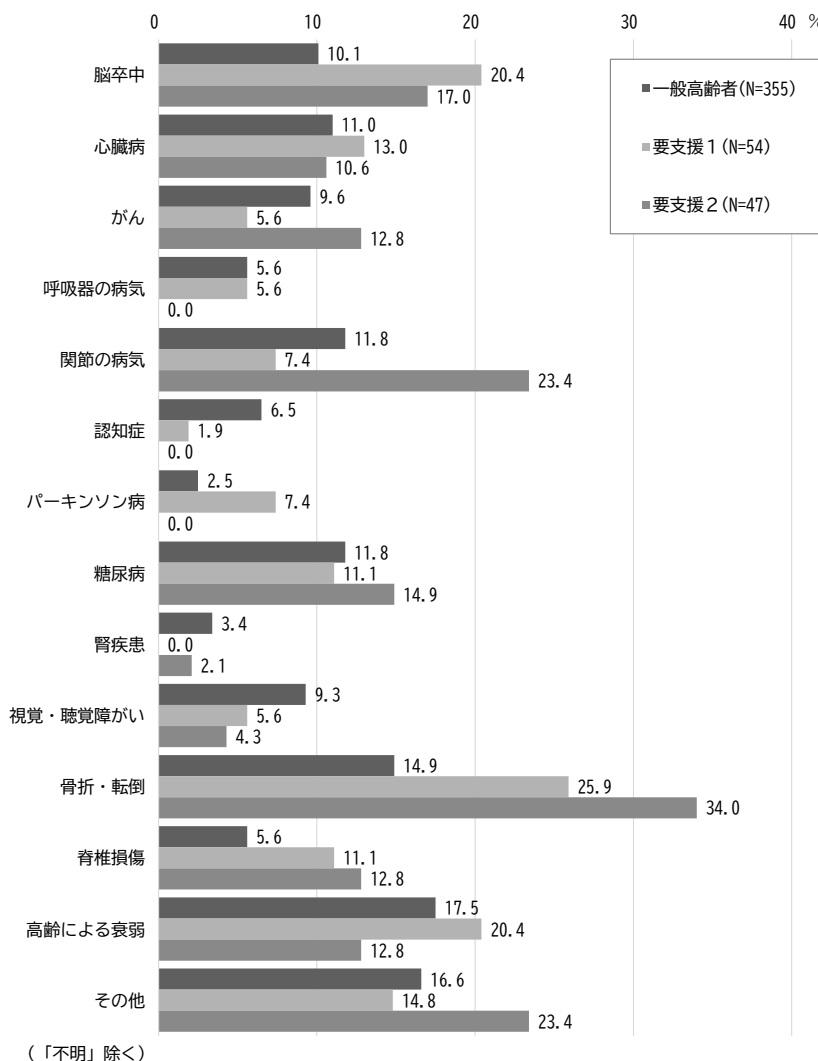
※3 サービス付き高齢者向け住宅・住宅型有料老人ホーム・軽費老人ホームに住む利用者数

※4 回答事業所の利用者総数（令和2年1月1日現在）

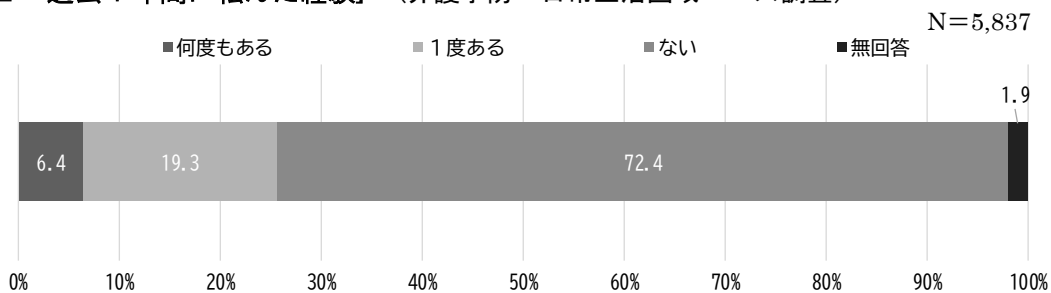
※5 調査対象として抽出された利用者

## (2) 主な調査結果(3調査分から一部抜粋)

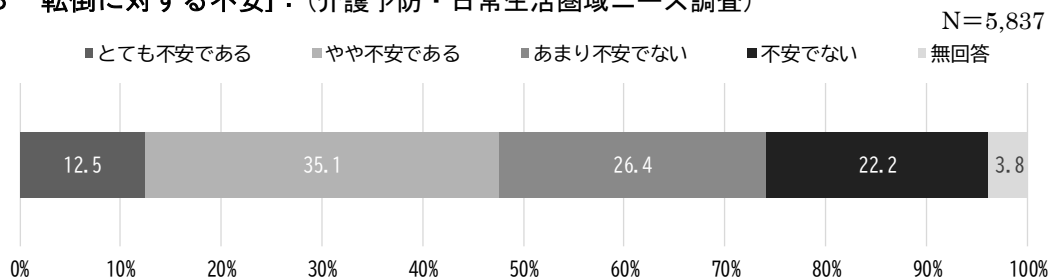
[図1 介護度別 介護・介助が必要になった主な原因]：(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)



[図2 過去1年間に転んだ経験]：(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)

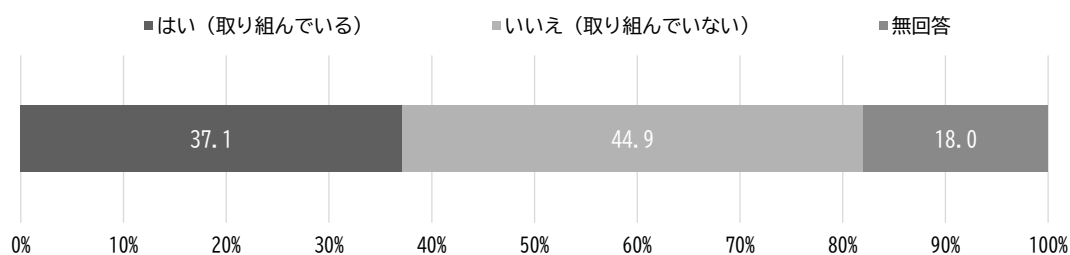


[図3 転倒に対する不安]：(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)



[図4 介護予防の取組状況]：(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)

N=5,837



[表1 性別・認定別 介護予防の取組状況]：(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)

[単位：%]

選択肢		一般高齢者	要支援1	要支援2
「はい」 介護予防に取り組んでいる	男性	38.5	44.7	44.5
	女性	50.7	51.8	55.6
「いいえ」 介護予防には取り組んでいない	男性	61.5	55.3	56.1
	女性	49.3	48.2	43.9

[表2 市の介護予防事業への参加状況]：(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)

N=5,837

事業名	割合 (%)	回答数
にいざ元気アップ広場	4.2	243
にいざ元気アップウォーキング	1.1	65
介護予防ウォーキング	0.5	27
新座市健康長寿ポイント事業	1.2	68
ほっと茶や事業	1.8	105
参加している事業はない	72.6	4,236

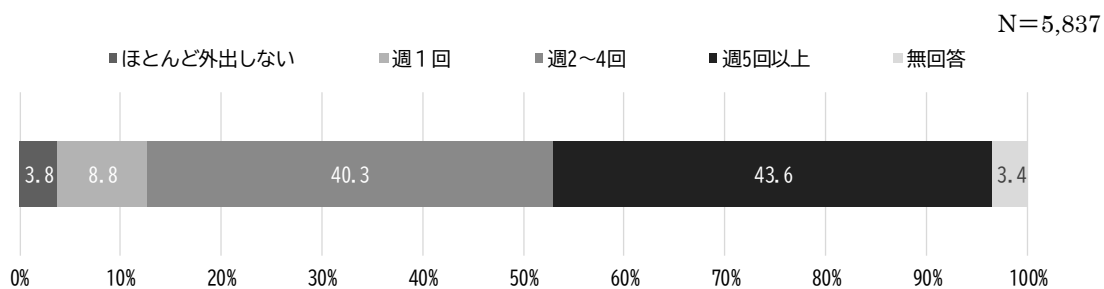
※未回答除く

[表3 体を動かすことについて]：(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)

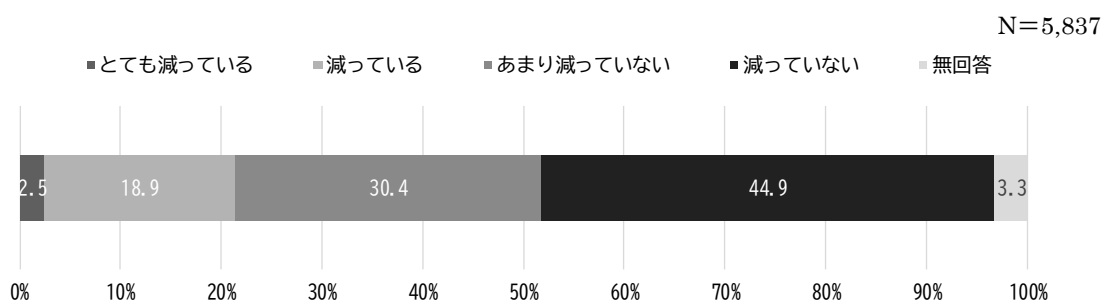
[単位：%]

設 問	できるし、 している	できるけど していない	できない	無回答
①階段を手すりや壁をつたわずに昇っているか	62.7	20.9	13.6	2.7
②椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっているか	77.1	11.9	8.7	2.2
③15分位続けて歩く	81.4	11.6	4.9	2.1
④バスや電車を使って1人で外出しているか	83.0	10.8	3.4	2.8
⑤自分で食品・日用品の買物をしているか	85.6	9.6	2.2	2.7
⑥自分で食事の用意をしているか	72.6	18.6	5.9	3.0
⑦自分で請求書の支払いをしているか	81.5	12.8	2.5	3.3
⑧自分で預貯金の出し入れをしているか	81.7	12.2	3.2	2.9

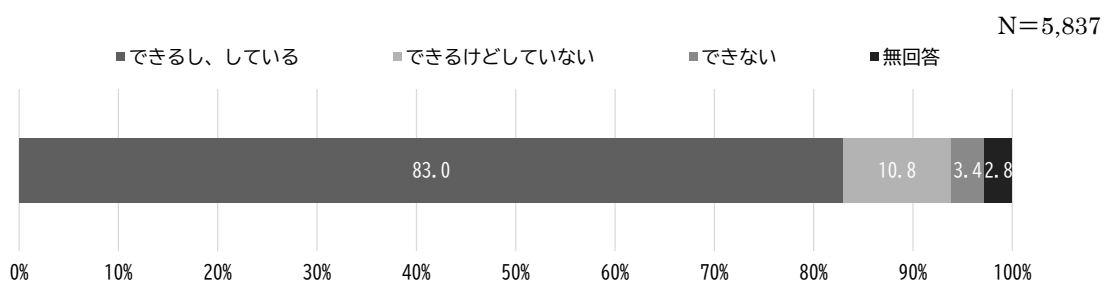
[図5 外出の頻度]：(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)



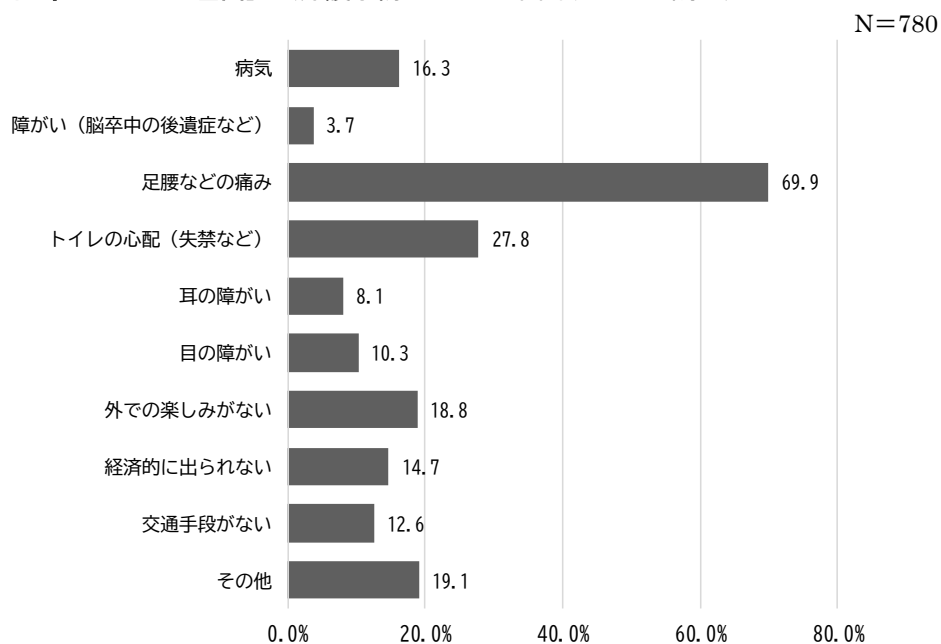
[図6 昨年と比べた外出の回数]：(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)



[図7 バスや電車を使った1人での外出]：(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)



[図8 外出を抑えている理由]：(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)



[表4 家族構成別 誰かと食事をとる機会]：(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)

[単位：%]

選択肢	毎日 ある	週に 何度かある	月に 何度かある	年に 何度かある	ほとんど ない	無回答
1人暮らし	4.1	20.2	39.9	19.7	12.9	3.2
夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)	63.2	6.3	14.5	8.6	4.0	3.3
夫婦2人暮らし(配偶者64歳以下)	63.3	7.0	15.6	8.2	2.3	3.5
息子・娘との2世帯	63.7	11.9	10.5	7.6	3.7	2.6
その他	64.6	8.7	11.8	6.9	5.0	3.1

[表5 性別・前期後期別 主な地域の会・グループ等への参加状況]

：(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)

[単位：%]

設 問		参加している	参加していない	無回答
①ボランティアのグループ	全 体	11.1	54.7	34.1
	前期男性	9.9	70.9	19.2
	後期男性	12.4	55.2	32.4
	前期女性	12.4	58.3	29.3
	後期女性	10.0	40.8	49.1
②学習・教養サークル	全 体	9.2	55.9	34.9
	前期男性	6.1	73.5	20.3
	後期男性	6.5	58.2	35.3
	前期女性	12.7	57.3	30.0
	後期女性	10.4	41.3	48.3
③(元気アップトレーニングなど) 介護予防のための通いの場	全 体	7.7	57.8	34.4
	前期男性	3.0	77.0	20.0
	後期男性	6.0	58.8	35.2
	前期女性	7.2	61.7	31.0
	後期女性	12.8	41.3	45.9
④老人クラブ	全 体	4.9	60.6	34.4
	前期男性	1.9	78.3	19.8
	後期男性	7.0	59.6	33.3
	前期女性	1.8	66.3	31.9
	後期女性	7.9	45.4	46.7
⑤収入のある仕事	全 体	25.3	45.5	29.1
	前期男性	46.2	42.0	11.8
	後期男性	21.9	49.5	28.6
	前期女性	31.1	46.1	22.9
	後期女性	10.1	44.1	45.8

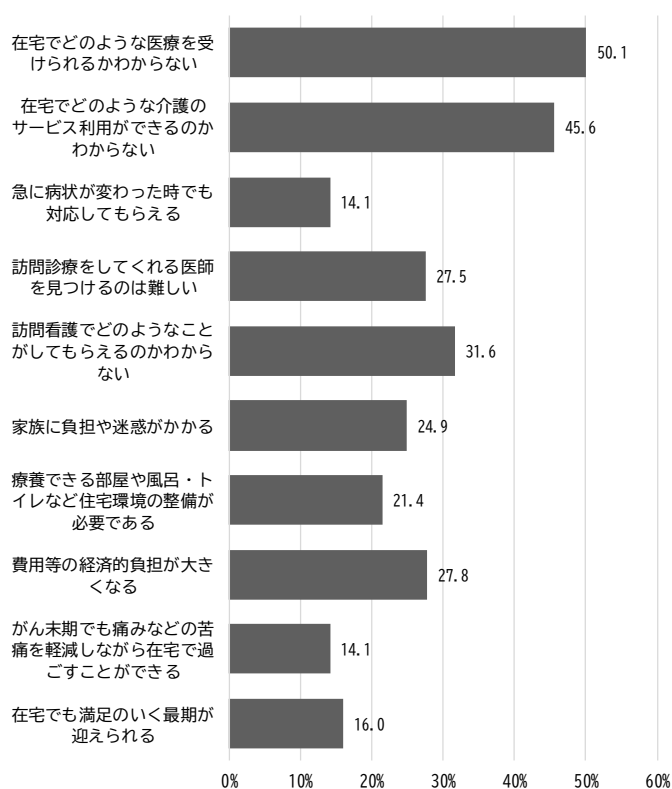
[表6 性別・前期後期別 友人・知人と会う頻度]：(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)

[単位：%]

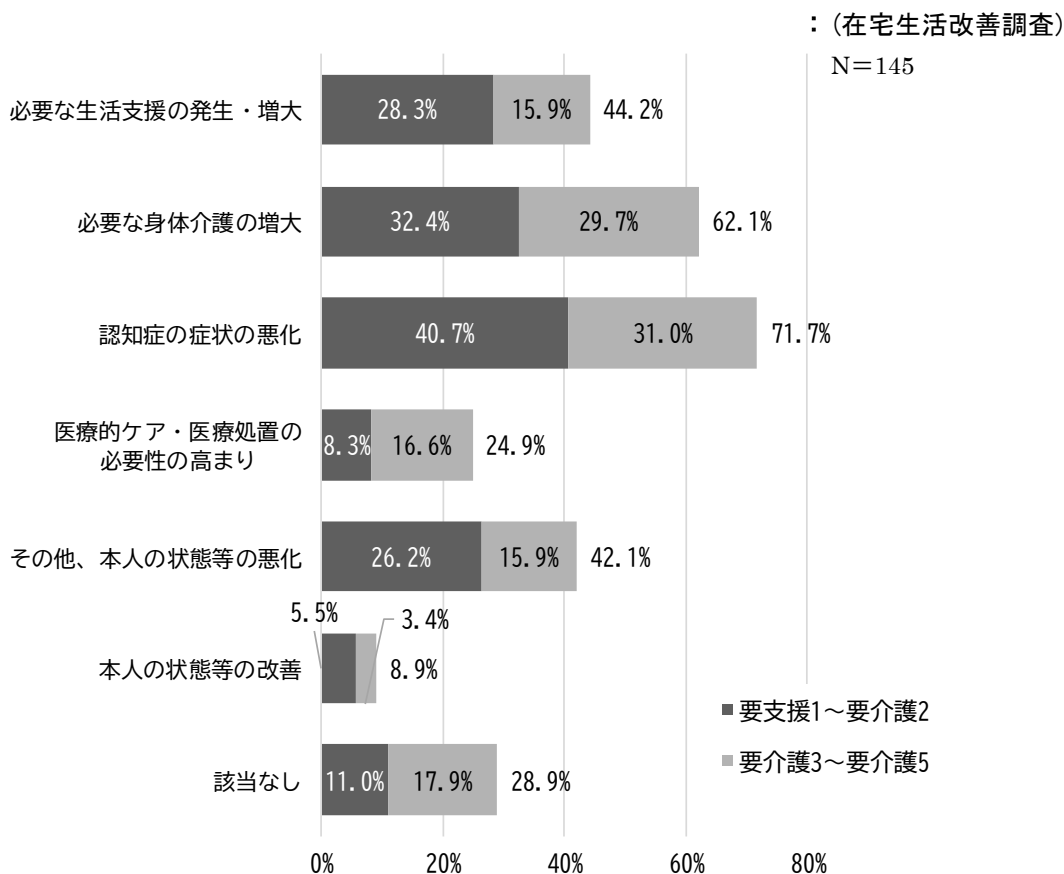
設 問		毎日ある	週に 何度かある	月に 何度かある	年に 何度かある	ほとんどない
友人・知人と会う頻度	全 体	8.3	28.1	28.0	18.5	13.1
	前期男性	9.5	20.6	25.1	25.8	15.4
	後期男性	7.4	26.3	23.8	19.9	17.9
	前期女性	8.2	28.8	32.8	17.1	9.4
	後期女性	8.2	34.1	29.6	13.5	10.6

[図9 在宅医療・介護を受けることへのイメージ]：(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)

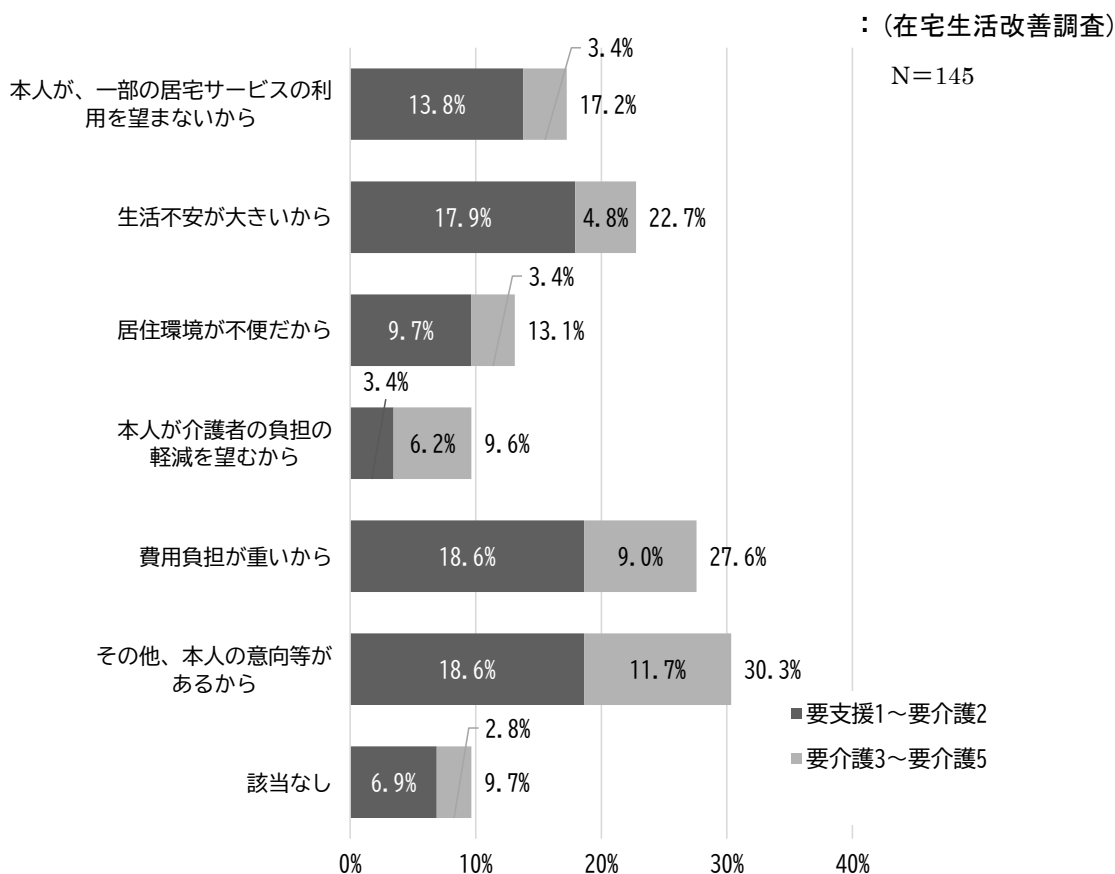
N=5,837



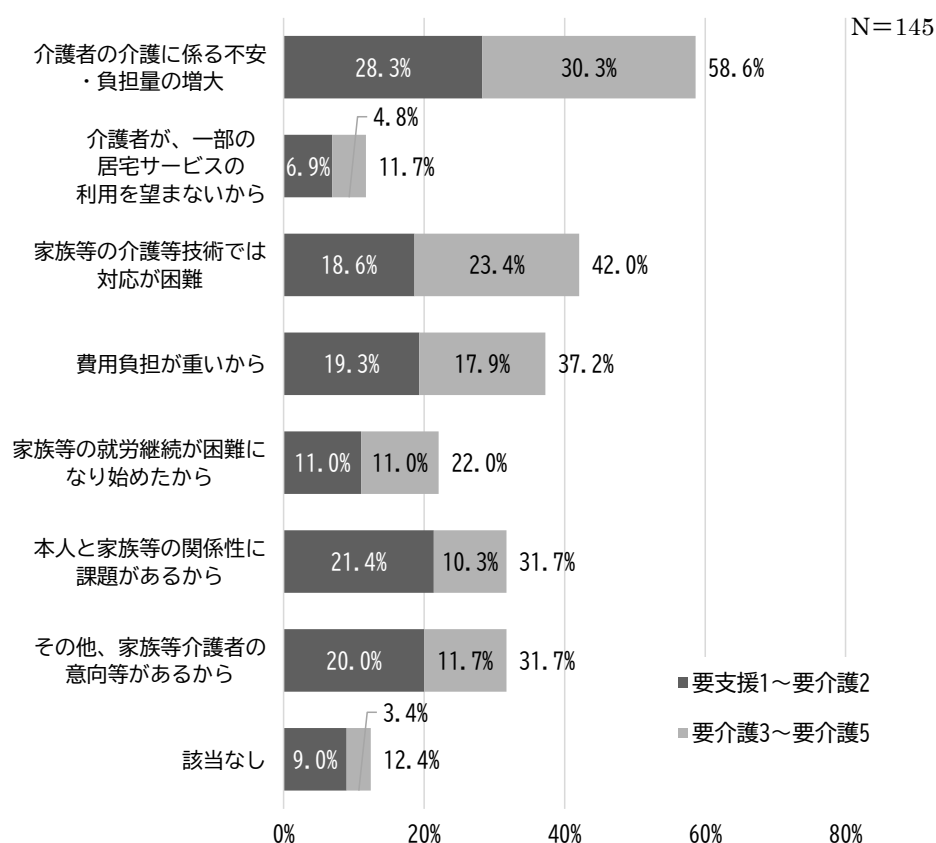
[図10 介護度別 生活の維持が難しくなっている理由：本人の状態に属する理由]



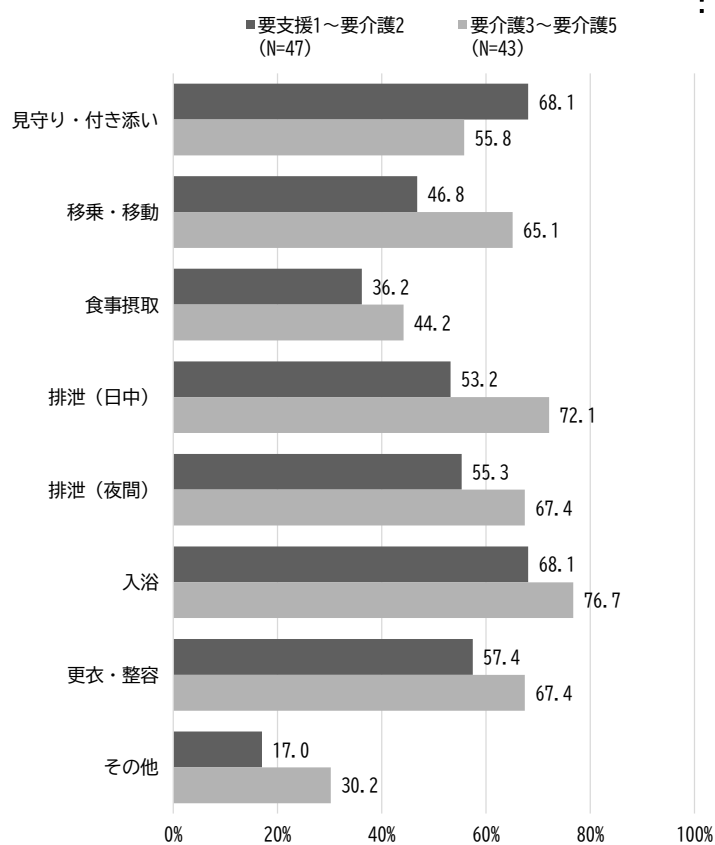
[図11 介護度別 生活の維持が難しくなっている理由：本人の意向に属する理由]



[図 1 2 介護度別 生活の維持が難しくなっている理由：家族等介護者の意向・負担等に属する理由] ：(在宅生活改善調査)



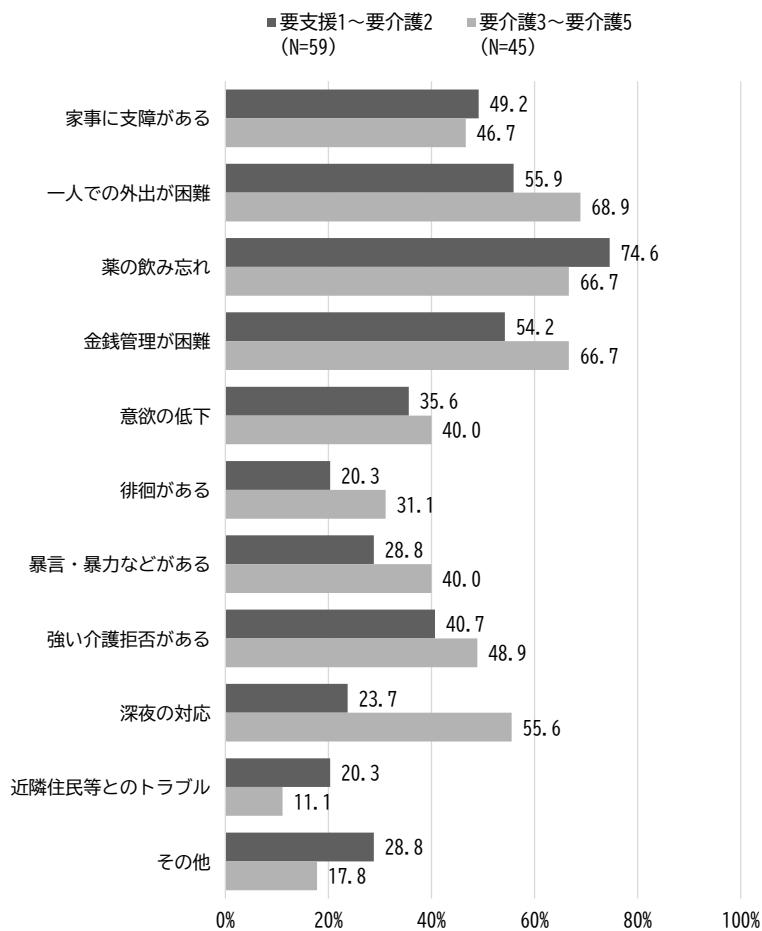
[図 1 3 介護度別 「必要な身体介護の増大」が理由の人の具体的な介護内容] ：(在宅生活改善調査)





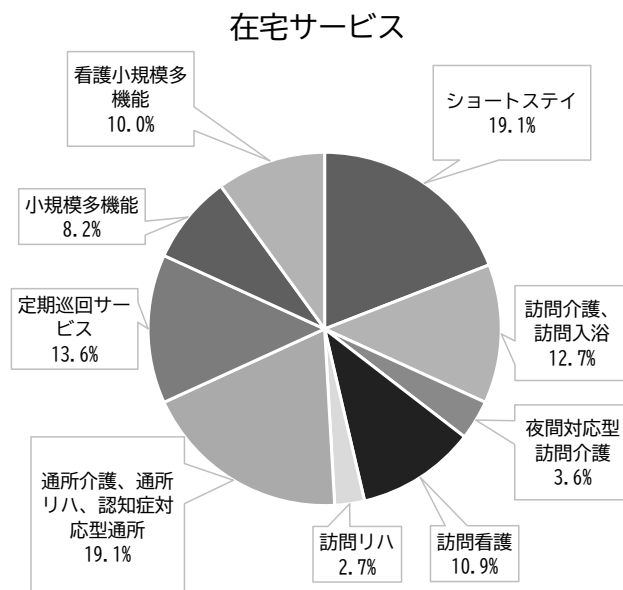
[図14 介護度別 「認知症の症状の悪化」が理由の人の具体的な介護内容]

：(在宅生活改善調査)



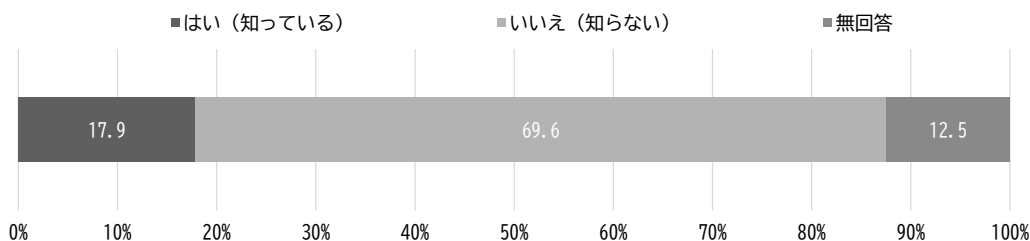
[図15 生活を改善できると思う具体的な在宅サービス]：(在宅生活改善調査)

N=112



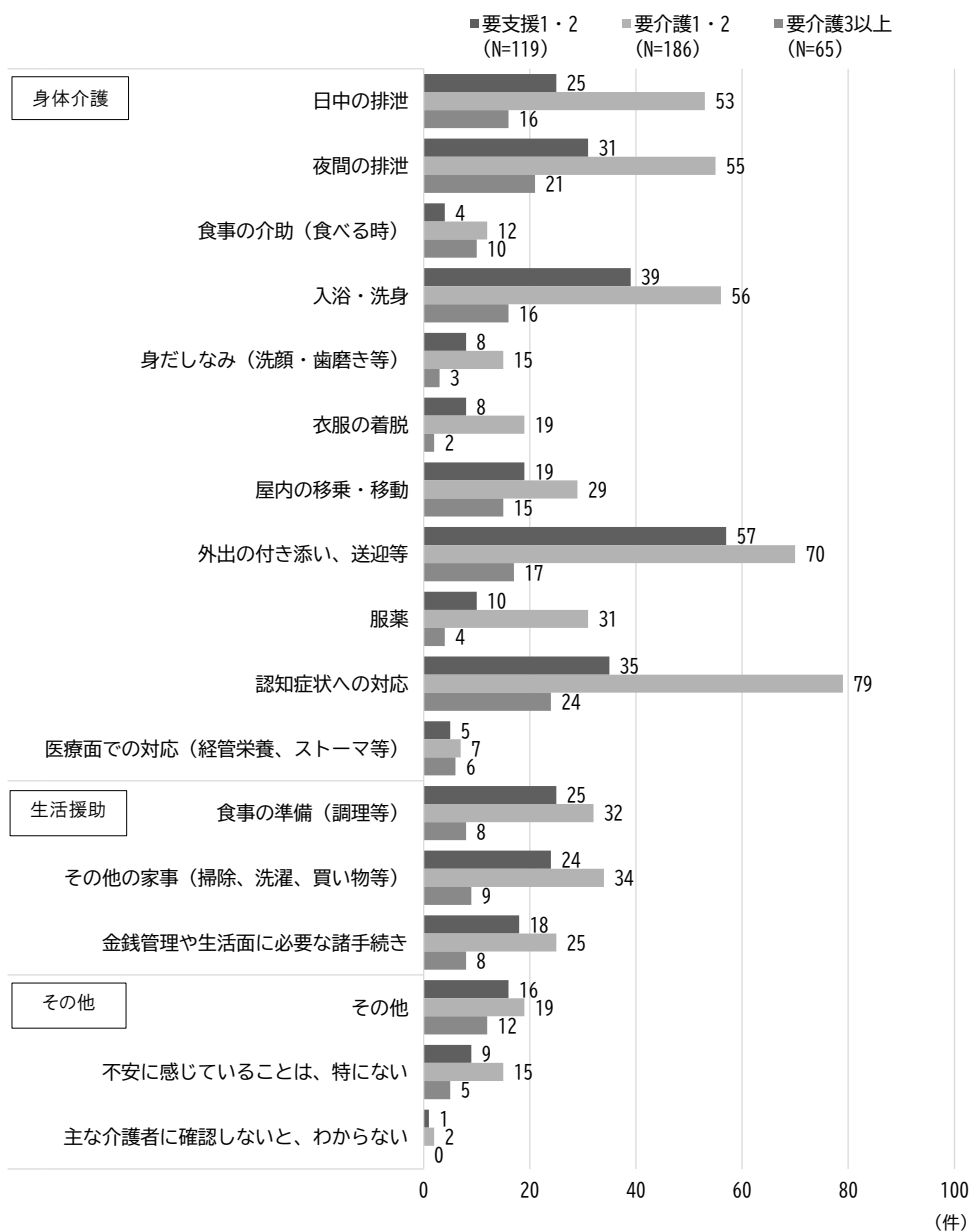
[図 1 6 認知症に関する相談窓口の認知度]：(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)

N=5,837

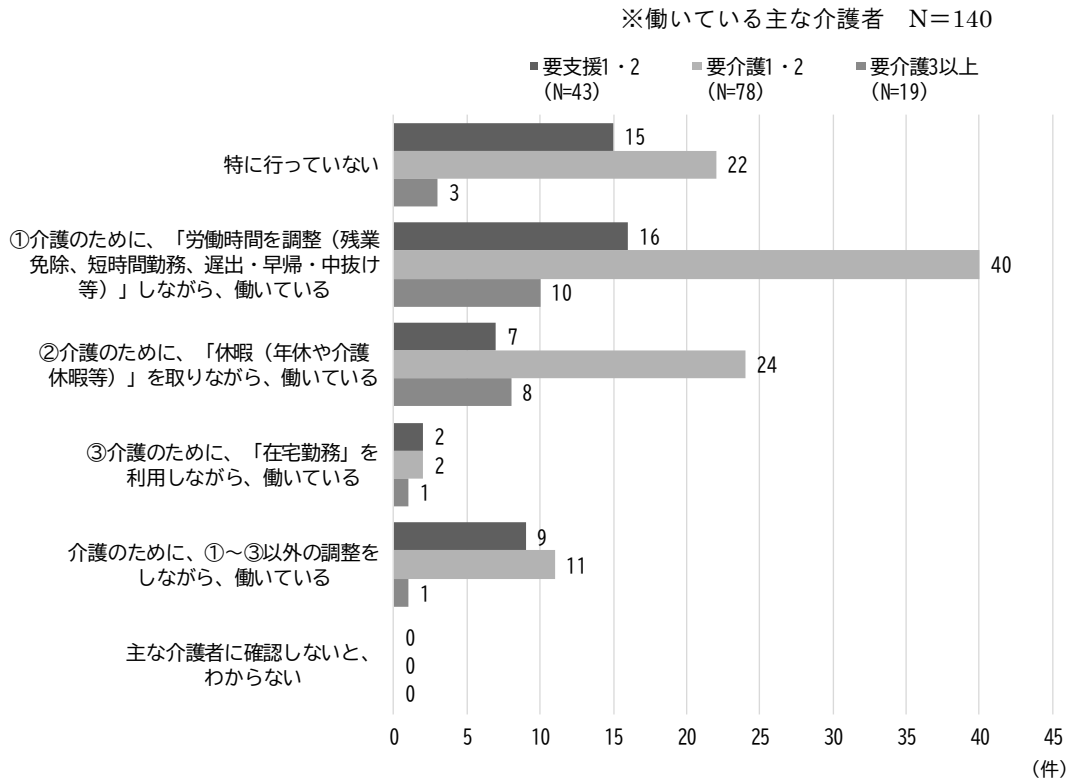


[図 1 7 介護度別 主な介護者が不安に感じる介護等]：(在宅介護実態調査)

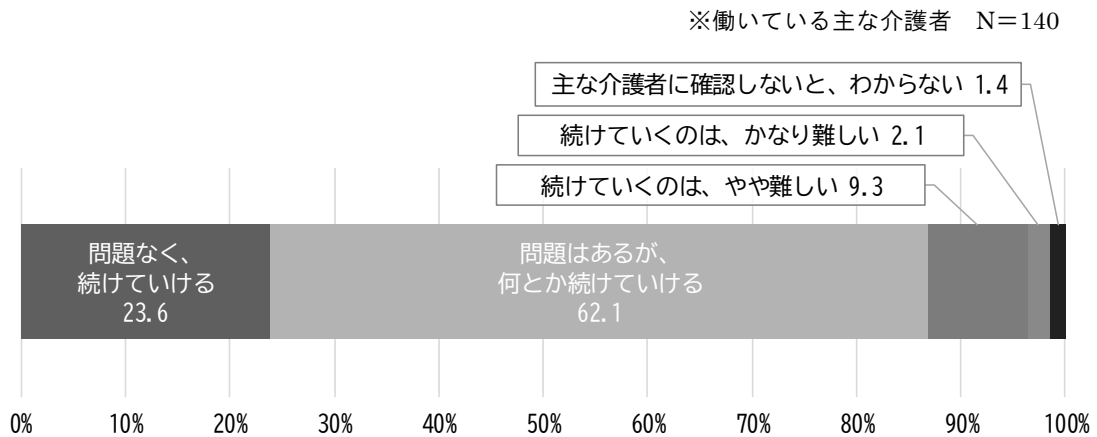
N=370



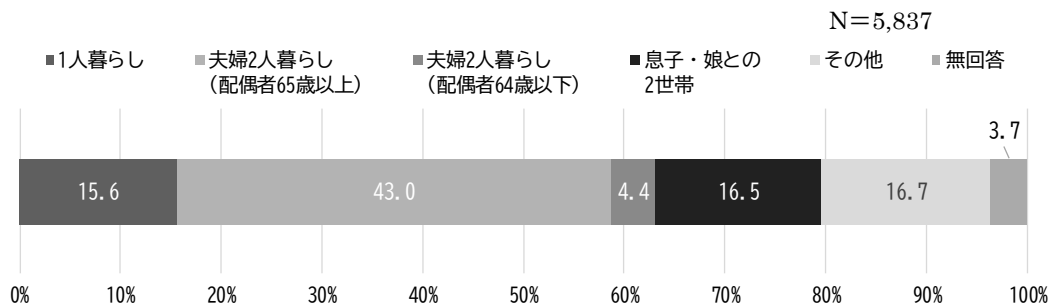
[図18 主な介護者の働き方の調整状況]：(在宅介護実態調査)



[図19 主な介護者の就労継続の意識]：(在宅介護実態調査)



[図20 家族構成]：(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)



[表7 前期後期別 家族構成]：(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)

[単位 上段：人 下段：%]

年齢 区分	65～74 歳			75 歳以上					総数
	65～69	70～74	計	75～79	80～84	85～89	90歳以上	計	
1人暮らし	155	187	342	278	241	41	10	570	912
	17.0	20.5	37.5	30.5	26.4	4.5	1.1	62.5	100.0
夫婦2人暮らし (配偶者65歳以上)	420	732	1,152	834	445	70	8	1,357	2,509
	16.7	29.2	45.9	33.2	17.7	2.8	0.3	54.1	100.0
夫婦2人暮らし (配偶者64歳以下)	120	57	177	46	28	5	0	79	256
	46.9	22.3	69.1	18.0	10.9	2.0	0.0	30.9	100.0
息子・娘との2世帯	158	222	380	305	212	55	13	585	965
	16.4	23.0	39.4	31.6	22.0	5.7	1.3	60.6	100.0
その他	247	238	485	295	155	37	5	492	977
	25.3	24.4	49.6	30.2	15.9	3.8	0.5	50.4	100.0
無回答	27	46	73	84	51	7	3	145	218
	12.4	21.1	33.5	38.5	23.4	3.2	1.4	66.5	100.0
総数	1,127	1,482	2,609	1,842	1,132	215	39	3,228	5,837
	19.3	25.4	44.7	31.6	19.4	3.7	0.7	55.3	100.0

## 5 アンケート調査結果からみえる課題

※以下考察で使用しているデータには、本計画書には掲載していないアンケート調査結果のものもあります。

### 課題1 介護予防・健康づくり施策の推進

#### 考察1 体力の維持と「骨折・転倒」予防対策の推進

介護・介助の必要度については、全体では「介護・介助は必要ない」は83.0%となっていますが、介護度別では「要支援1」は48.6%、「要支援2」は61.9%と「一般高齢者」(6.3%)に比べて、非常に高くなっています。また、介護・介助が必要になった主な原因[図1]については、「骨折・転倒」は「要支援1」が25.9%、「要支援2」が34.0%と、ともに最も高くなっています。

「過去1年間に転んだ経験」[図2]は、全体で25.7%と4人に1人であり、「転倒に対する不安」[図3]でも、「とても不安である」と「やや不安である」を合わせた『不安である』は47.6%と高く、転倒リスクに該当する年齢層では、85歳以上で4割を超えていることから、日頃から「骨折・転倒」しないよう注意すること、体力を維持することが必要です。

#### 考察2 介護予防についての周知・啓発、取組の促進

介護予防の取組状況[図4]については、「いいえ(取り組んでいない)」は、全体で44.9%と「はい(取り組んでいる)」(37.1%)よりも高くなっています。また、性別・認定別[表1]で見ると、「いいえ(取り組んでいない)」は、女性よりも男性で高く、特に一般高齢者の男性では61.5%と高くなっています。

介護予防に取り組む頻度については、「ほぼ毎日」は女性(37.6%)よりも男性(52.0%)の方が高く、一方「週に2～3回」、「週に1回程度」は男性より女性の方が高くなっています。

市の介護予防事業への参加状況[表2]については、「参加している事業はない」が7割を超えて高くなっており、市の各介護予防事業へ参加している人は、5%未満となっています。

本市においては、今後も総人口の増加、それに伴う高齢者の増加、特に前期高齢者は減少、後期高齢者が増加していくことが予想されることから、一般高齢者は、要介護にならないための介護予防、要支援1・2の人は、要介護度改善に向け、日頃からの介護予防運動が必要です。そのためにも、市で実施している様々な介護予防事業に積極的に参加してもらえよう、事業の周知と介護予防についての啓発が必要です。

---

## 課題2 地域共生社会の構築

---

### 考察3 高齢者の居場所づくりや地域活動参加への働きかけ

からだを動かすこと[表3]については、①～⑧ともに「できるし、している」が高くなっていますが、「できるけどしていない」も1～2割いることから、日常生活の中でできるうちはできることを継続することが重要であり、習慣化することが必要です。

外出の頻度[図5]については、「ほとんど外出しない」は割合としては3.8%と低いものの実人数では222人います。また、昨年と比べた外出の回数[図6]についても、「とても減っている」と「減っている」を合わせた『減っている』が21.4%となっています。これについては、介護・介助が必要になった主な原因で、全体では「骨折・転倒」(18.2%)に次いで「高齢による衰弱」が17.3%となっていることから、外出することが困難になっている状況もうかがえます。

一方、「バスや電車を使った1人での外出」[図7]では、「できるけどしていない」が10.8%となっていることや、「外出を控えているか」で「はい(控えている)」と回答のあった780人に外出を控えている理由[図8]を聞いたところ、「外での楽しみがない」は18.8%(147人)となっていること、更に介護度別では、一般高齢者で「外での楽しみがない」が15.4%となっていることから、外出できる状態でありながら、していない状況から脱却すべく、外出する目的となる高齢者の居場所づくりや地域活動への参加等働きかけが必要です。

### 考察4 孤食傾向にある高齢者の減少

誰かと食事をともにする機会については、全体では「毎日ある」、「週に何度かある」、「月に何度かある」を合わせると8割強(81.3%)の人が、誰かと食事をともにする機会があるとしている一方で、「年に何度かある」と「ほとんどない」を合わせると15.5%の人が日常的に孤食に陥っている状況がうかがえます。

また、家族構成別[表4]でみると、「1人暮らし」では、「年に何度かある」と「ほとんどない」を合わせると32.6%と他の家族構成の2倍以上となっており、「1人暮らし」に孤食の傾向が強いことが分かります。

※孤食とは、一人で食事を取ること。

### 考察5 地域の会・グループ等への参加の促進

主な地域の会・グループ等への参加状況[表5]については、「⑤収入のある仕事」の前期男性を除き、全ての設問で男性は女性より、「参加していない」が高くなっています。特に「①ボランティアのグループ」、「②学習・教養サークル」、「③(元気アップトレーニングなど)介護予防のための通いの場」、「④老人クラブ」は、前期男性で7割を超え高くなっていることから、男性、特に前期高齢者の様々な活動への参加をいかに促すかが課題です。

また、友人・知人と会う頻度[表6]については、「男性」では、「ほとんどない」が前期高齢者で15.4%、後期高齢者で17.9%と高くなっていることから、地域活動への参加状況同様、閉じこもりがちな人たち、特に男性を外に連れ出すきっかけづくりが必要です。

---

### 課題3 要介護者の在宅生活の継続と家族介護者の就労継続への支援

---

#### 考察6 在宅医療に関する周知

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査における在宅医療の認知度については、「言葉は知っているが、具体的には知らない」が44.6%と最も高く、次いで「知っているが自分もしくは家族が利用したことがない」が30.9%となっています。また、在宅介護実態調査における在宅医療の認知度については、「聞いたことはある」が22.2%、「知らない」が16.5%となっています。

在宅医療・介護を受けることへのイメージ[図9]については、「在宅でどのような医療を受けられるかわからない」が50.1%と最も高く、次いで「在宅でどのような介護のサービス利用ができるかわからない」が45.6%となっています。

自身が加齢や病気によって医療や介護が必要になった時、どこで過ごしたいかについては、「自宅」が46.5%と最も高くなっています。また、自らの人生の最期を迎えたい場所についてでも、「自宅」が51.3%と過半数を占めています。

人生の最期まで住み慣れた地域(自宅)で生活をしたいとの回答は多いものの、在宅医療の認知度や在宅医療・介護を受けることへのイメージは、「在宅でどのような医療を受けられるかわからない」との回答も多くなっています。

#### 考察7 介護者の不安の解消と負担の軽減

「現在の介護で生活の維持が難しくなっている理由」を3つの視点から具体的な内容のみてみると、本人の状態[図10]では、「要支援1～要介護2」、「要介護3～5」ともに、「認知症の症状の悪化」が最も高くなっています。また、本人の意向[図11]では、「要支援1～要介護2」、「要介護3～5」ともに、「その他、本人の意向等があるから」が最も高くなっています。更に家族等介護者の意向・負担等[図12]では、「介護者の介護に係る不安・負担量の増大」が最も高くなっています。

このような結果から、「認知症の症状の悪化」から、「介護者の介護に係る不安・負担量が増大」しつつも、「本人の意向等」で、在宅での介護を余儀なくされている状況がうかがえます。

## 考察8 介護者の負担の軽減とサービス利用の併用の促進

本人の状態からみた「現在の介護で生活の維持が難しくなっている理由」について、3つの理由ごとに具体的な介護内容をみても、「必要な身体介護の増大」[図13]では、「見守り・付き添い」以外の項目では、「要支援1～要介護2」よりも「要介護3～5」の方が高くなっており、「要介護3～5」の方が介護者の負担が大きいことが分かります。また、「認知症の症状の悪化」[図14]では、「要支援1～要介護2」、「要介護3～5」ともに、「薬の飲み忘れ」、「一人での外出が困難」、「金銭管理が困難」が上位を占めています。特に「要介護3～5」では、「深夜の対応」も55.6%と過半数を超えており、ここからも介護者の負担の大きさが分かります。「医療的ケア・医療処置の必要の高まり」では、上位は「要支援1～要介護2」、「要介護3～5」ともに、「インスリン注射」は共通していますが、それ以外の項目はばらつきがあります。

また、生活を改善できると思う具体的な在宅サービス[図15]では、「ショートステイ」、「通所介護、通所リハ、認知症対応型通所」がともに19.1%(21件)と高くなっています。介護者の負担が大きいことから、その負担を軽減するために、介護サービスを併用していくことも必要です。

---

## 課題4 認知症施策の推進

---

### 考察9 認知症支援事業の充実

「認知機能の低下がみられる高齢者」の該当者は、全体で4割弱(38.3%)となっています。

本市においては認知症総合支援事業として、「認知症初期集中支援推進事業」や「認知症地域支援・ケア向上事業」において、「認知症地域支援推進員」の配置や「認知症カフェ(オレンジカフェ)」など様々な取組が行われています。今後も事業を継続していくとともに、事業内容を強化していくことが必要です。

### 考察10 認知症に対する理解の促進と認知症に関する相談窓口の周知

認知症に関する相談窓口の認知度[図16]については「いいえ(知らない)」が約7割(69.6%)に達しています。在宅生活を継続するに当たって主な介護者が不安を感じる介護等[図17]については、「要支援1・2」、「要介護1・2」、「要介護3以上」で共通して「認知症状への対応」に不安を感じている介護者が多くなっています。本市においては、これまでも認知症総合支援事業に取り組んでいますが、認知症自体に対する理解促進と認知症に関する不安や悩みごとがあれば、相談する場所が身近にあることを周知していくことが必要です。



---

## 課題5 働きやすい職場環境の整備

---

### 考察11 介護休業・休暇などの制度の導入、時短勤務など民間企業への働きかけ

介護のための離職の有無については、「介護を理由に仕事を辞めた」は2.4%にとどまっているものの、就労している介護者は、「介護のために、『労働時間を調整』しながら、働いている」が47.1%(66件)、「介護のために、『休暇』を取りながら、働いている」が27.9%(39件)など、介護のために労働時間の調整、休暇の取得等何らかのやりくりをしながら働いている状況がうかがえます[図18]。

主な介護者の就労継続の意識[図19]については、「問題はあるが、何とか続けていける」(62.1%)と「問題なく、続けていける」(23.6%)を合わせた『続けていける』は85.7%と高くなっている一方、「続けていくのは、やや難しい」(9.3%)と「続けていくのは、かなり難しい」(2.1%)を合わせた『難しい』が11.4%となっていることから、介護休業・休暇などの制度の導入、柔軟な労働時間や働く場の多様化など民間企業への働きかけが必要です。

---

## 課題6 権利擁護の支援

---

### 考察12 成年後見制度の周知、利用促進

成年後見制度とは、判断能力が不十分なため契約等の法律行為を行えない人を後見人等が代理し、必要な契約等を締結したり財産を管理したりしながら本人の保護を図る制度です。

家族構成[図20、表7]では、「1人暮らし」が15.6%(912人)で、そのうち75歳以上は62.5%(570人)と後期高齢者の「1人暮らし」が多くなっています。また、「夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)」は43.0%(2,509人)で、そのうち75歳以上は54.1%(1,357人)と過半数を占めています。

看病や世話をしてくれる人で、「そのような人はいない」が6.4%(374人)となっていることから、今後後期高齢者の1人暮らしが増加し、身近に身内がない場合など、本制度を利用する可能性のある人が増えてくることを考えておく必要があります。また、在宅介護実態調査の主な介護者が不安に感じる介護等[図17]でも、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」について不安に感じるとの回答もあることから、身近に介護者がいる場合でも利用することが考えられます。

成年後見制度の認知度では、「名前は聞いたことがあるが、内容は知らない」、「名前も内容も知らない」を合わせた『知らない』は全体で60.9%となっており、「名前も内容も知っている」は年齢が上がるとともに低くなっています。また、本制度の利用・相談意向も、「利用したい」は3%未満となっています。

本市においては、長寿はつらつ課、障がい者福祉課が窓口となり、様々な成年後見制度利用支援を行っています。今後も継続して事業を展開するとともに、本制度の周知、利用促進に向けた働きかけが必要です。



---

## 第3章 計画の基本的な考え方

---



## 1 基本理念

---

**支え合い、つながり合い、全ての高齢者が尊厳を持って  
自分らしい生活が送れる、活力ある「健康長寿のまち」の実現**

我が国は人口減少社会に入っていますが、本市においては総人口、高齢者人口ともに増加していくことが見込まれており、それに伴い要支援・要介護認定者数も増加していくことが予測されています。

こうした状況の中で、これまで地域における課題を踏まえ、高齢者の更なる自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取組を推進し、高齢者一人ひとりが健康を保持しながら、生きがいを持って自分らしい生活が送れる「健康長寿のまち」の実現に向け、様々な事業に取り組んできました。今後も継続して「健康長寿のまち」を目指すとともに、地域のあらゆる市民が役割をもち、支え合い・つながり合いながら地域コミュニティを形成し、公的福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことができる地域共生社会の実現を目指します。

## 2 基本目標

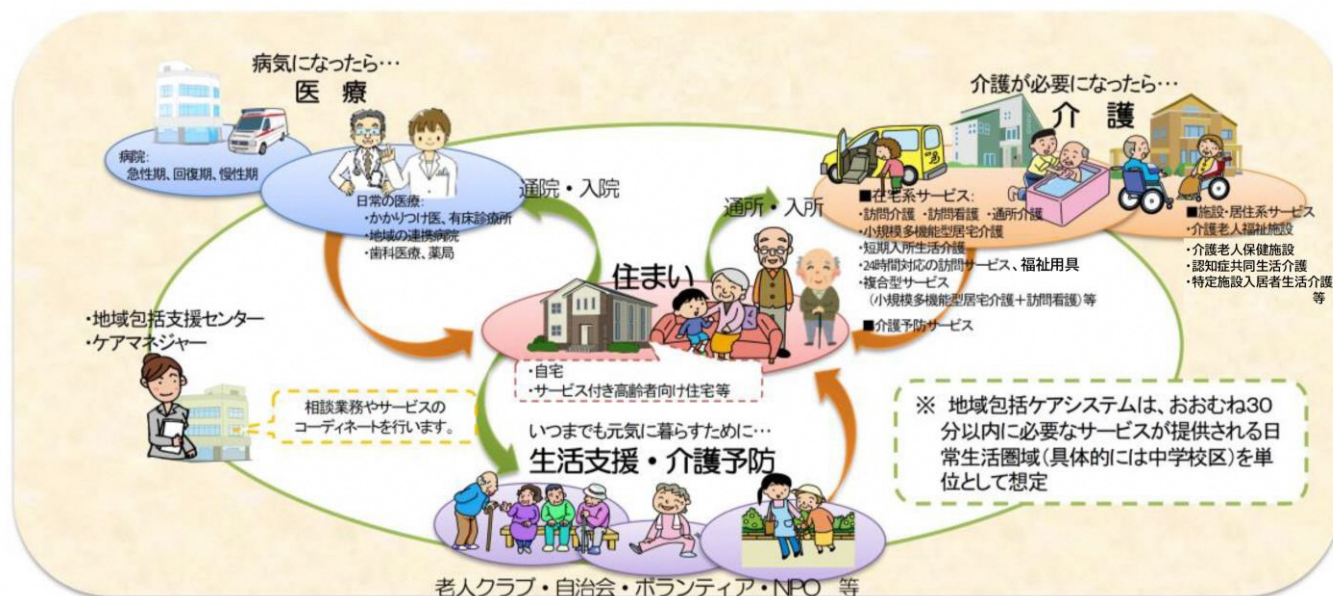
### 地域共生社会の実現に向けた、地域包括ケアシステムの深化・推進

～誰もが住み慣れた地域で在宅生活を送れるまちを目指して～

基本理念の実現のために、住み慣れた地域において、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供される仕組みである地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組みながら、地域共生社会(地域住民や地域の多様な主体が参画し、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会)を構築していくことが必要です。

そこで、上記のような基本目標を掲げ、施策の方向を明らかにするとともに、その総合的な展開を図ります。

#### 地域包括ケアシステムの姿



出典：厚生労働省「地域包括ケアシステム」より抜粋

### 3 重点施策

本市においては、国の基本指針及び高齢者福祉の方向性を踏まえ、次の4つの事項を重点的に取り組むことと位置付け、各種具体的な事業を展開していきます。

#### 重点施策1 在宅医療・介護連携の推進

今後、医療ニーズや介護ニーズを併せ持つ慢性疾患、認知症等の高齢者の増加が見込まれています。このような高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自立した生活を営むことができるよう、入退院支援や日常の療養支援、急変時の対応、看取り、感染症・災害時対応等の様々な局面において、地域の医療・介護関係者が連携し、在宅医療・介護が円滑に提供される仕組みを構築していきます。

なお、在宅医療・介護連携の推進に当たっては、以下の具体的取組施策が位置付けられています。

#### 【取組施策】

- |                            |       |
|----------------------------|-------|
| ① 地域の医療・介護の資源の把握           | 【P90】 |
| ② 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討   | 【P90】 |
| ③ 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築の推進 | 【P90】 |
| ④ 医療・介護関係者の情報共有の支援         | 【P91】 |
| ⑤ 在宅医療・介護連携に関する相談支援        | 【P91】 |
| ⑥ 医療・介護関係者の研修              | 【P91】 |
| ⑦ 地域住民への普及啓発               | 【P91】 |
| ⑧ 在宅医療・介護連携に関する関係市町との連携    | 【P92】 |

## 重点施策2 認知症施策の推進

今後、認知症高齢者の増加が見込まれていることを受け、国では認知症施策推進大綱を取りまとめ、認知症の人やその家族ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指しています。

これを踏まえ、本市では、認知症に関する理解促進、相談先の周知、介護者の負担軽減、早期発見・早期対応、成年後見制度の利用促進など、様々な認知症施策を推進していきます。

なお、認知症施策の推進に当たっては、以下の具体的取組施策が位置付けられています。

### 【取組施策】

① 認知症初期集中支援推進事業	【P 93】
② 認知症地域支援・ケア向上事業	【P 94】
③ 認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業	【P 95】
④ 認知症高齢者見守り事業	【P 100】
⑤ 認知症サポーター等養成事業	【P 102】

## 重点施策3 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

高齢者が、自立した生活を営むためには、生活機能の維持だけでなく、生きがいを持って日常生活を過ごせることが重要です。これを踏まえ、自立支援・介護予防・重度化防止のために、自立支援・介護予防に関する普及啓発、介護予防の通いの場の充実、リハビリテーション専門職等との連携や口腔機能向上、低栄養防止に係る活動の推進、地域ケア会議の多職種連携による取組の推進、地域包括支援センターの強化、ボランティア活動や就労的活動による高齢者の社会参加促進等、状況に応じて様々な取組を推進していきます。これらにより、高齢者の日常生活上の支援体制の充実・強化と高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていきます。

なお、自立支援、介護予防・重度化防止の推進に当たっては、以下の具体的取組施策が位置付けられています。

### 【取組施策】

① 介護予防・日常生活支援総合事業	【P 75】
② 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)	【P 84】



## 重点施策4

### 介護サービス基盤の整備と充実

介護サービスの適切な提供を継続していくために、事業所などの基盤整備と質の向上を図るとともに、サービス事業者においては、介護職員等の人材不足が常態化していることから、介護人材確保の支援や人材育成に対する支援等を推進していきます。また、近年、全国各地で多発している災害や新型コロナウイルス等の感染症の流行を踏まえ、介護事業所と連携した取組を検討し、必要な支援を行っていきます。

なお、介護サービス基盤の整備と充実に当たっては、以下の具体的取組施策が位置付けられています。

#### 【取組施策】

① 介護保険サービスの基盤整備	【P70】
② 介護保険サービスの質の向上	【P72】
③ 介護サービス事業者等への適正化支援事業	【P99】
④ サービス事業者との連携と支援	【P101】

## 4 日常生活圏域と人口及び地域資源の状況

日常生活圏域とは、高齢者人口や民生委員・児童委員協議会の活動区域、地域福祉計画・地域福祉活動計画の区域、生活形態、地域活動等を踏まえ定める地域のことで、本市では6つ設定しています。各日常生活圏域における人口及び地域資源の状況は以下のとおりです。

圏域名	含まれる地区
東部第一地区	池田・道場・片山・野寺
東部第二地区	畑中・馬場・栄・新塚
西部地区	本多・あたご・菅沢・野火止一～四丁目
	新堀・西堀
南部地区	石神・栗原・堀ノ内
北部第一地区	東北・東・野火止五～八丁目
北部第二地区	中野・大和田・新座・北野

### (1) 日常生活圏域の人口

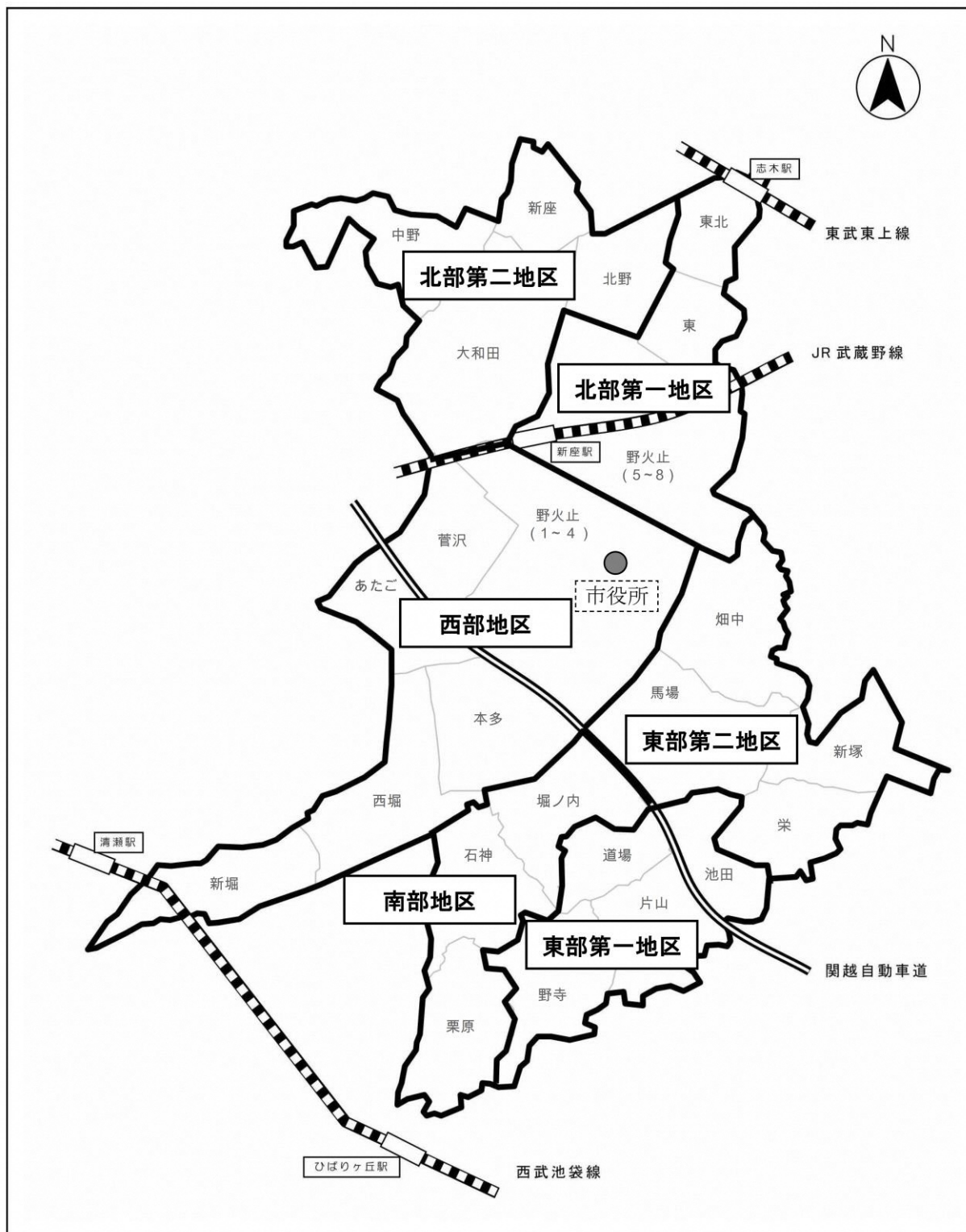
#### ■人口及び高齢化の状況（令和2年10月1日現在）

区分	東部第一	東部第二	西部	南部	北部第一	北部第二	合計
総人口（人）	22,595	26,487	31,774	25,319	35,692	24,353	166,220
65歳以上人口（人）	6,298	6,591	8,583	6,786	7,700	6,586	42,544
高齢化率（65歳以上）（%）	27.9	24.9	27.0	26.8	21.6	27.0	25.6
75歳以上人口（人）	3,371	3,360	4,370	3,545	4,054	3,548	22,248
高齢化率（75歳以上）（%）	14.9	12.7	13.8	14.0	11.4	14.6	13.4
1人暮らし世帯（世帯）	1,472	1,676	2,158	1,949	2,191	1,882	11,328
高齢者世帯（世帯）	1,356	1,332	1,781	1,316	1,471	1,322	8,578

#### ■西部圏域（令和2年10月1日現在）

区分	総人口（人）	65歳以上（人）	高齢化率（65歳以上）（%）	75歳以上（人）	高齢化率（75歳以上）（%）	1人暮らし世帯（世帯）	高齢者世帯（世帯）
本多・あたご・菅沢・野火止一～四丁目	15,454	4,532	29.3	2,367	15.3	1,115	957
西堀・新堀	16,320	4,051	24.8	2,003	12.3	1,043	824

日常生活圏域図



## (2) 日常生活圏域別地域資源の状況

### ■ 生きがい・交流（令和2年10月1日現在）

単位：か所

区 分	東部 第一	東部 第二	西部	南部	北部 第一	北部 第二	合計
老人福祉センター		1		1		1	3
高齢者いきいき広場	2		2		1		5
公民館	1	2		1	1	1	6
コミュニティセンター			1		1		2
ふれあいの家			1	1	1	2	5
集会所	6	4	9	7	6	6	38
合 計	9	7	13	10	10	10	59

### ■ 西部圏域：地域包括支援センター別（令和2年10月1日現在）

単位：か所

区 分	老人福祉 センター	高齢者 いきいき広場	公民館	コミュニティ センター	ふれあいの 家	集会所
西部 地域包括支援センター						6
西堀・新堀 地域包括支援センター		2		1	1	3

### ■ 病院・診療所（令和2年10月1日現在）

単位：か所

区 分	東部 第一	東部 第二	西部	南部	北部 第一	北部 第二	合計
病院				3	2	1	6
診療所	4	7	13	7	26	10	67
歯科診療所	4	6	9	7	24	7	57
合 計	8	13	22	17	52	18	130

### ■ 西部圏域：地域包括支援センター別（令和2年10月1日現在）

単位：か所

区 分	病院	診療所	歯科診療所
西部地域包括支援センター		11	6
西堀・新堀地域包括支援センター		2	3

■ 居宅系サービス（令和2年10月1日現在）

単位：か所

区 分	東部 第一	東部 第二	西部	南部	北部 第一	北部 第二	合計
① 居宅介護支援事業所	3	2	9	7	4	8	33
② 訪問介護	3	3	3	4	6	4	23
③ 訪問入浴介護					1	1	2
④ 訪問看護	1	1	3	3	3	1	12
⑤ 訪問リハビリテーション						1	1
⑥ 通所介護	2	2	2	2	2	6	16
⑦ 通所リハビリテーション			3		1	1	5
⑧ 短期入所生活介護	1	1	2	1	1	2	8
⑨ 短期入所療養介護			1			1	2
⑩ 特定福祉用具販売				2	1	3	6
⑪ 福祉用具貸与				2	1	3	6
合 計	10	9	23	21	20	31	114

■ 西部圏域：地域包括支援センター別（令和2年10月1日現在）

単位：か所

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
西部 地域包括支援センター	7	2		3		2	2	2	1		
西堀・新堀 地域包括支援センター	2	1					1				

■地域密着型サービス（令和2年10月1日現在）

単位：か所

区 分	東部 第一	東部 第二	西部	南部	北部 第一	北部 第二	合計
① 認知症対応型共同生活介護 （グループホーム）		1	1	2	3	2	9
② 小規模多機能型居宅介護				1	1		2
③ 定期巡回・随時対応型訪問 介護看護						1	1
④ 認知症対応型通所介護				1			1
⑤ 地域密着型介護老人福祉施 設入所者生活介護			1	1			2
⑥ 地域密着型通所介護	3	3	5	4	1	4	20
合 計	3	4	7	9	5	7	35

■西部圏域：地域包括支援センター別（令和2年10月1日現在）

単位：か所

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥
西部地域包括支援センター					1	5
西堀・新堀地域包括支援センター	1					

■施設・居宅系サービス（令和2年10月1日現在）

単位：か所

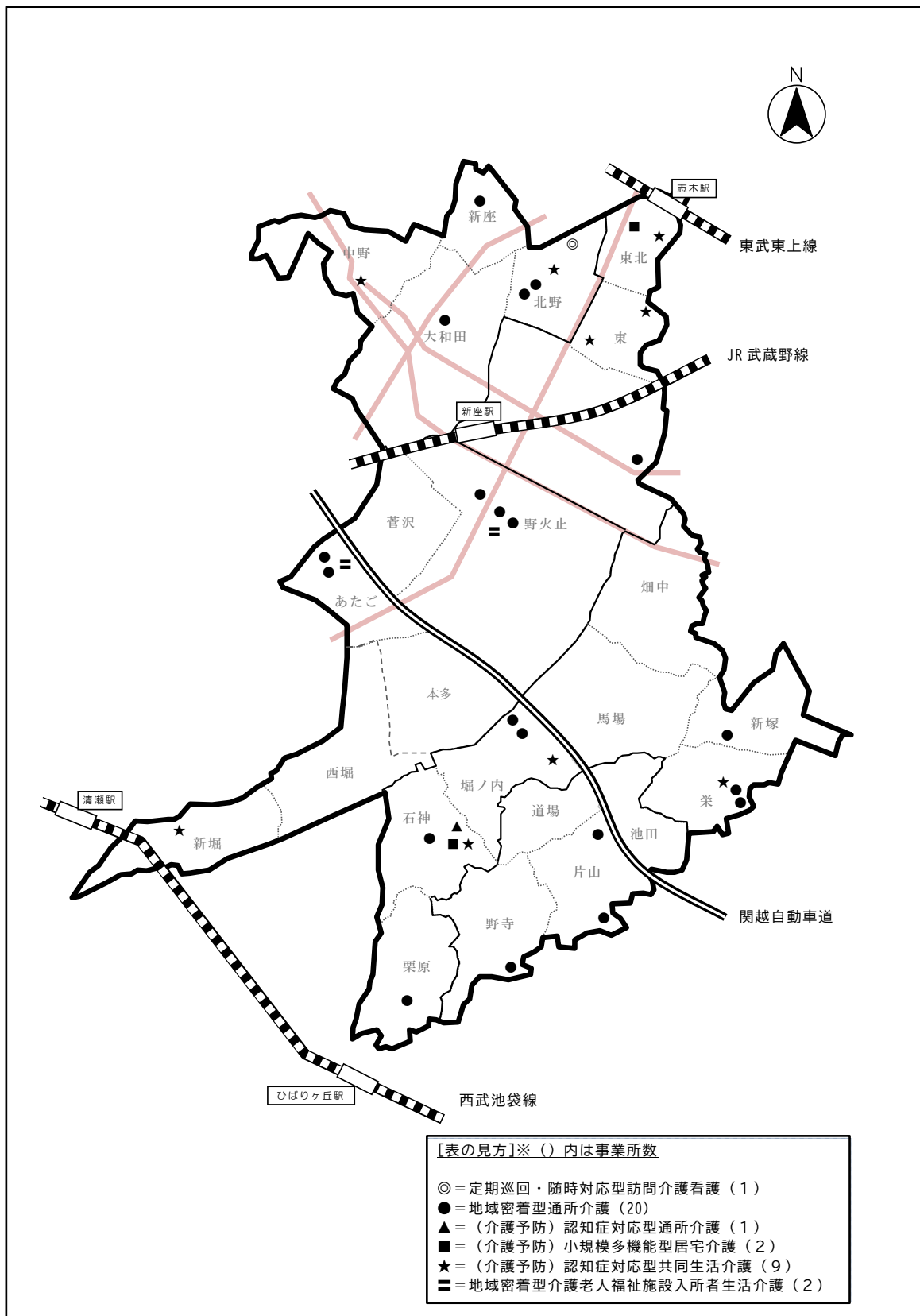
区 分	東部 第一	東部 第二	西部	南部	北部 第一	北部 第二	合計
① 特定施設入居者生活介護			1	1	6		8
② 特別養護老人ホーム		1	2	1	1	1	6
③ 介護老人保健施設			1			1	2
合 計		1	4	2	7	2	16

■西部圏域：地域包括支援センター別（令和2年10月1日現在）

単位：か所

区 分	①	②	③
西部地域包括支援センター		2	1
西堀・新堀地域包括支援センター	1		

# 地域密着型サービス整備状況マップ



※事業所名等詳細は、「新座市医療介護資源マップ」参照

## 5 施策の体系

基本理念	基本目標	基本施策	施 策
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">支え合い、つながり合い、全ての高齢者が尊厳を持って自分らしい生活が送れる、 活力ある「健康長寿のまち」の実現</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">地域共生社会の実現に向けた、地域包括ケアシステムの深化・推進 ～誰もが住み慣れた地域で在宅生活が送れるまちを目指して～</p>	介護保険事業	1 居宅(介護予防)サービス
			2 地域密着型(介護予防)サービス
			3 施設サービス
		地域支援事業	1 介護予防・日常生活支援総合事業 (1) 介護予防・生活支援サービス事業 (2) 一般介護予防事業
			2 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営) (1) 総合相談支援業務 (2) 権利擁護業務 (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
			3 包括的支援事業(社会保障充実分) (1) 在宅医療・介護連携推進事業 (2) 生活支援体制整備事業 (3) 認知症総合支援事業 (4) 地域ケア会議推進事業
			4 任意事業 (1) 介護給付費等費用適正化事業 (2) 家族介護支援事業 (3) サービス事業者との連携と支援 (4) その他の事業
		高齢者一般施策 と関連事業	1 介護保険制度を補完する高齢者一般施策 (市独自事業) (1) 在宅福祉サービス (2) 高齢者福祉施設 (3) 高齢者向け健康増進事業 (4) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業
			2 生きがいと社会参加支援に係る施策 (1) 地域活動の支援 (2) 生涯スポーツ・学習活動等の推進 (3) こころのバリアフリー施策の推進 (4) 災害時の安全確保に係る施策の推進
			3 住まいと住宅関連施策 (1) 高齢者住宅 (2) 有料老人ホーム (3) サービス付き高齢者向け住宅



---

## 第4章 介護保険事業の展開

---



# 1 居宅(介護予防)サービス

## (1) 訪問サービス

### ① 訪問介護(ホームヘルプサービス)

○訪問介護は、ホームヘルパーが居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護その他の生活全般にわたる援助を行うサービスです。

○介護給付は、総じて増加傾向にあることを踏まえて、今後のサービス量を見込みました。

区分		第7期実績値			第8期計画値			長期推計
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
介護給付	給付費(千円)	679,103	705,791	808,878	847,016	901,728	954,685	1,022,545
	人数(人)	997	1,028	1,111	1,178	1,249	1,318	1,413

※給付費は年間累計金額

※人数は月当たり平均利用者数、令和2年度は見込値

### ② 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

○訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護は、介護士及び看護師等が訪問入浴車で居宅を訪問し、入浴の介護を行うサービスです。

○介護給付は、増加していることを踏まえて、今後のサービス量を見込みました。また、予防給付については、令和元年度以降、利用実績がないことから、今後もサービス量は見込んでいません。

区分		第7期実績値			第8期計画値			長期推計
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
予防給付	給付費(千円)	78	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	1	0	0	0	0	0	0
介護給付	給付費(千円)	63,576	67,809	70,953	82,199	87,102	91,253	98,382
	人数(人)	80	85	97	101	107	112	121

※給付費は年間累計金額

※人数は月当たり平均利用者数、令和2年度は見込値

### ③ 訪問看護・介護予防訪問看護

- 訪問看護・介護予防訪問看護は、医療機関や訪問看護ステーションの看護師や保健師等が居宅を訪問し、主治医の指示に基づいて療養上の支援や診療の補助を行うサービスです。
- 予防給付は、減少していますが、今後は増加していくものとしてサービス量を見込みました。
- また、介護給付は、総じて増加傾向にあることを踏まえて、今後のサービス量を見込みました。

区分		第7期実績値			第8期計画値			長期推計
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
予防給付	給付費(千円)	12,408	9,738	8,851	12,647	13,238	14,183	14,908
	人数(人)	37	31	27	40	42	45	47
介護給付	給付費(千円)	223,854	245,228	287,909	276,974	294,026	309,484	331,709
	人数(人)	444	496	555	579	614	646	692

※給付費は年間累計金額

※人数は月当たり平均利用者数、令和2年度は見込値

### ④ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

- 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションは、理学療法士や作業療法士が居宅を訪問し、機能訓練を行うサービスです。
- 予防給付の利用者数は、平成30年度から令和2年度にかけて減少していますが、今後は需要が増加していくものとしてサービス量を見込みました。

区分		第7期実績値			第8期計画値			長期推計
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
予防給付	給付費(千円)	3,246	2,256	1,093	3,866	3,868	4,368	4,368
	人数(人)	8	6	3	9	9	10	10
介護給付	給付費(千円)	42,520	42,411	48,136	58,899	61,410	65,375	70,332
	人数(人)	91	89	104	119	124	132	142

※給付費は年間累計金額

※人数は月当たり平均利用者数、令和2年度は見込値

### ⑤ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

- 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導は、医師、歯科医師等が居宅を訪問し、療養上の管理及び指導を行うサービスです。
- 予防給付、介護給付は、総じて増加傾向にあることを踏まえて、今後のサービス量を見込みました。

区分		第7期実績値			第8期計画値			長期推計
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
予防給付	給付費(千円)	8,438	9,575	11,538	12,229	12,856	13,477	14,236
	人数(人)	58	65	75	79	83	87	92
介護給付	給付費(千円)	159,091	179,147	204,969	211,796	224,325	235,890	251,381
	人数(人)	946	1,072	1,235	1,269	1,343	1,412	1,505

※給付費は年間累計金額

※人数は月当たり平均利用者数、令和2年度は見込値

## (2) 通所サービス

### ① 通所介護(デイサービス)

- 通所介護は、デイサービスセンターにおいて、食事や入浴、機能訓練、レクリエーションなどを提供するサービスです。
- 介護給付は、総じて増加傾向にあることを踏まえて、今後のサービス量を見込みました。

区分		第7期実績値			第8期計画値			長期推計
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
介護給付	給付費(千円)	920,690	1,054,704	1,174,144	1,211,996	1,286,118	1,350,146	1,446,401
	人数(人)	1,079	1,218	1,266	1,341	1,421	1,490	1,597

※給付費は年間累計金額

※人数は月当たり平均利用者数、令和2年度は見込値

## ② 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

- 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションは、介護老人保健施設や医療機関などにおいて、理学療法士や作業療法士によるリハビリテーションを提供するサービスです。
- 予防給付、介護給付は、令和2年度に減少していますが、今後は増加していくものとしてサービス量を見込みました。

区分		第7期実績値			第8期計画値			長期推計
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
予防給付	給付費(千円)	30,325	32,937	27,375	33,010	34,976	36,445	37,915
	人数(人)	82	86	72	89	94	98	102
介護給付	給付費(千円)	241,701	247,012	197,516	297,110	314,026	330,777	355,439
	人数(人)	319	330	290	379	400	421	452

※給付費は年間累計金額

※人数は月当たり平均利用者数、令和2年度は見込値

## (3) 短期入所サービス

### ① 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

- 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護は、介護老人福祉施設等に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の日常生活の支援や機能訓練などを受けるサービスであり、介護者の介護負担の軽減を図るための計画的利用のほか、介護者の急病などで一時的に在宅生活に支障が出たときに利用できるサービスです。
- 予防給付、介護給付は、令和2年度に減少していますが、今後は増加していくものとしてサービス量を見込みました。

区分		第7期実績値			第8期計画値			長期推計
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
予防給付	給付費(千円)	1,414	1,872	742	2,278	2,279	2,279	2,680
	人数(人)	4	6	3	7	7	7	8
介護給付	給付費(千円)	317,605	367,919	410,449	418,494	445,452	466,696	500,898
	人数(人)	273	295	267	340	361	378	406

※給付費は年間累計金額

※人数は月当たり平均利用者数、令和2年度は見込値

## ② 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）

- 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護は、介護老人保健施設等に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の日常生活の支援や機能訓練などを受けるサービスです。
- 予防給付は、利用実績がないことから、今後も見込んでいません。また、介護給付は、給付費が令和2年度に減少していますが、人数は増加傾向にあることから、今後は増加していくものとしてサービス量を見込みました。

区分		第7期実績値			第8期計画値			長期推計
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
予防給付	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
介護給付	給付費(千円)	13,309	23,018	21,771	26,390	26,913	27,974	31,074
	人数(人)	15	21	23	29	30	31	34

※給付費は年間累計金額

※人数は月当たり平均利用者数、令和2年度は見込値

## (4) 福祉用具・住宅改修サービス

### ① 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

- 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与は、日常生活の自立を支援するため、特殊寝台や車いす、歩行器などを貸与するサービスです。
- 予防給付、介護給付は、総じて増加傾向にあることを踏まえて、今後のサービス量を見込みました。

区分		第7期実績値			第8期計画値			長期推計
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
予防給付	給付費(千円)	23,272	22,446	23,416	24,685	26,011	27,135	28,521
	人数(人)	333	351	351	371	391	408	429
介護給付	給付費(千円)	250,372	279,563	313,449	325,299	344,197	362,476	389,969
	人数(人)	1,561	1,745	1,938	2,014	2,127	2,236	2,403

※給付費は年間累計金額

※人数は月当たり平均利用者数、令和2年度は見込値

## ② 特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費

- 特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費の支給は、福祉用具のうち貸与になじまない特殊尿器や入浴補助用具等を購入する際の費用の一定割合を支給するサービスです。
- 予防給付、介護給付は、増加傾向にあることを踏まえて、今後のサービス量を見込みました。

区分		第7期実績値			第8期計画値			長期推計
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
予防給付	給付費(千円)	1,801	2,371	2,365	2,595	3,114	3,114	3,114
	人数(人)	7	9	9	10	12	12	12
介護給付	給付費(千円)	9,356	10,458	10,720	13,288	13,951	14,909	16,260
	人数(人)	30	31	32	40	42	45	49

※給付費は年間累計金額

※人数は月当たり平均利用者数、令和2年度は見込値

## ③ 住宅改修費・介護予防住宅改修費

- 住宅改修費・介護予防住宅改修費の支給は、手すりの取付けや段差の解消等の住宅改修を行う際の費用の一定割合を支給するサービスです。
- 予防給付、介護給付は、令和2年度に減少していますが、今後は増加していくものとしてサービス量を見込みました。

区分		第7期実績値			第8期計画値			長期推計
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
予防給付	給付費(千円)	16,429	16,971	14,674	16,726	17,598	18,778	19,650
	人数(人)	15	15	14	16	17	18	19
介護給付	給付費(千円)	33,345	32,742	27,309	35,921	39,013	40,979	41,917
	人数(人)	30	30	28	37	40	42	43

※給付費は年間累計金額

※人数は月当たり平均利用者数、令和2年度は見込値



## (5) その他のサービス

### ① 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

- 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護は、特定施設の指定を受けた有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等に入居し、入浴、排せつ、食事等の日常生活の支援や機能訓練などを受けるサービスです。
- 現在、市内には、特定施設の指定を受けた有料老人ホームが7施設、サービス付き高齢者向け住宅が1施設あります。住所地特例※対象施設であるため、市内外の各地に整備が進められている状況を踏まえて、予防給付、介護給付ともに今後も増加していくものとしてサービス量を見込みました。

※「住所地特例」とは、施設などが多く整備されている市町村の負担を考慮して、介護保険施設や有料老人ホームなどに転居した場合でも、前住所地の保険者が保険給付を行う措置のことです。

区分		第7期実績値			第8期計画値			長期推計
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
予防給付	給付費(千円)	32,723	31,735	33,979	41,679	47,323	52,945	62,314
	人数(人)	39	38	38	46	52	58	68
介護給付	給付費(千円)	672,645	708,087	829,079	880,601	920,573	957,404	1,018,789
	人数(人)	291	304	358	377	393	408	433

※給付費は年間累計金額

※人数は月当たり平均利用者数、令和2年度は見込値

### ② 居宅介護支援・介護予防支援

- 居宅介護支援・介護予防支援は、要支援・要介護認定者が、居宅サービス等を適切に利用できるように、介護支援専門員(ケアマネジャー)が居宅サービス計画(ケアプラン)を作成するサービスです。
- 予防給付、介護給付は、総じて増加傾向にあることを踏まえて、今後のサービス量を見込みました。

区分		第7期実績値			第8期計画値			長期推計
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
予防給付	給付費(千円)	24,471	25,066	24,268	26,999	28,562	29,939	31,716
	人数(人)	429	439	426	471	498	522	553
介護給付	給付費(千円)	467,445	512,851	556,406	582,664	615,686	646,645	694,591
	人数(人)	2,603	2,869	3,038	3,162	3,337	3,503	3,762

※給付費は年間累計金額

※人数は月当たり平均利用者数、令和2年度は見込値

## 2 地域密着型(介護予防)サービス

### (1) 訪問・通所系サービス

#### ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、日中、夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に、又はそれぞれが連携しながら、定期の巡回訪問と緊急時等の随時訪問を行うサービスです。
- 第6期に市内に1施設整備されています。サービスの周知度が低い状況が見受けられますが、今後、在宅介護と医療の連携によるサービス利用の需要が増加していくことが想定されることから、第8期計画においてさらに1施設整備することを目指し、サービス量を見込みました。

区分		第7期実績値			第8期計画値			長期推計
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
介護給付	給付費(千円)	18,278	29,449	26,421	37,274	38,167	67,216	77,350
	人数(人)	12	20	18	24	25	44	52

※給付費は年間累計金額

※人数は月当たり平均利用者数、令和2年度は見込値

#### ② 夜間対応型訪問介護

- 夜間対応型訪問介護は、要介護者について、夜間において、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、その者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援を行うサービスです。(定期巡回・随時対応型訪問介護看護に該当するものを除く。)
- 現在、市内にこのサービスは整備されていませんが、利用者のニーズを見極めながら整備に向けて対応を図ります。

### ③ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

- 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護は、認知症専用の通所介護施設において食事や入浴、機能訓練、レクリエーションなどを提供するサービスです。
- 令和2年3月に1施設が廃止となり、現在は南部圏域に1施設が整備されています。今後、未整備である他の圏域における整備を目指し、今後のサービス量を見込みました。

区分		第7期実績値			第8期計画値			長期推計
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
予防給付	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
介護給付	給付費(千円)	38,003	33,780	37,335	41,185	44,487	49,052	59,780
	人数(人)	34	33	31	35	38	42	51

※給付費は年間累計金額

※人数は月当たり平均利用者数、令和2年度は見込値

### ④ 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

- 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護は、「通い(デイサービス)」を中心に、利用者の状況や希望に応じて「訪問(ホームヘルプ)」や「泊り」を柔軟に組み合わせて提供するサービスです。
- 現在、市内には2施設が整備されています。今後の在宅介護を支える有効なサービスとして、第8期計画において1施設を整備することを目指し、サービス量を見込みました。

区分		第7期実績値			第8期計画値			長期推計
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
予防給付	給付費(千円)	948	1,740	1,016	1,022	1,023	1,023	1,023
	人数(人)	1	2	1	1	1	1	1
介護給付	給付費(千円)	100,500	94,738	115,579	135,348	153,825	189,408	234,606
	人数(人)	43	40	42	52	57	72	82

※給付費は年間累計金額

※人数は月当たり平均利用者数、令和2年度は見込値

### ⑤ 地域密着型通所介護(小規模デイサービス)

- 地域密着型通所介護は、利用定員18人以下の小規模なデイサービスセンターにおいて、食事や入浴、機能訓練、レクリエーションなどを提供するサービスです。
- 介護給付は、今後も増加していくものとしてサービス量を見込みました。

区分		第7期実績値			第8期計画値			長期推計
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
介護給付	給付費(千円)	406,509	439,257	465,572	522,357	552,184	580,179	620,635
	人数(人)	542	610	615	681	718	753	807

※給付費は年間累計金額

※人数は月当たり平均利用者数、令和2年度は見込値

## (2) 施設・居住系サービス

### ① 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

- 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護は、認知症高齢者が家庭的な雰囲気の中で共同生活し、入浴、排せつ、食事等の日常生活の支援や機能訓練を行うサービスです。
- 第7期の末に1施設が新設され、市内には10施設が整備される予定です。今後は満床での稼働を想定し、サービス量を見込みました。

区分		第7期実績値			第8期計画値			長期推計
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
予防給付	給付費(千円)	217	0	2,935	2,953	2,955	2,955	2,955
	人数(人)	1	0	1	1	1	1	1
介護給付	給付費(千円)	471,421	485,127	483,325	576,420	576,740	576,740	599,704
	人数(人)	156	157	151	179	179	179	186

※給付費は年間累計金額

※人数は月当たり平均利用者数、令和2年度は見込値

## ② 地域密着型特定施設入居者生活介護

- 地域密着型特定施設入居者生活介護は、定員が29人以下の小規模な有料老人ホーム等に入居し、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の支援や機能訓練などを受けるサービスです。
- 現在、市内にこの施設はなく、また、今後の整備予定もないことから、今後も見込んでいません。

## ③ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(地域密着型特別養護老人ホーム)

- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所し、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の支援や機能訓練などを受けるサービスです。
- 現在、市内に2施設が整備されており、後は満床での稼働を想定し、サービス量を見込みました。

区分		第7期実績値			第8期計画値			長期推計
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
介護給付	給付費(千円)	140,561	162,584	165,157	184,120	184,222	184,222	205,392
	人数(人)	48	55	52	58	58	58	64

※給付費は年間累計金額

※人数は月当たり平均利用者数、令和2年度は見込値

## ④ 看護小規模多機能型居宅介護

- 看護小規模多機能型居宅介護は、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ一体的に提供するサービスです。
- 現在、市内にこのサービスは整備されていませんが、在宅介護と医療の連携による、一体的サービスの需要が見込まれるため、第8期計画において1施設を整備することを目指し、サービス量を見込みました。

区分		第7期実績値			第8期計画値			長期推計
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
介護給付	給付費(千円)	0	0	0	0	0	47,684	51,926
	人数(人)	0	0	0	0	0	14	15

※給付費は年間累計金額

※人数は月当たり平均利用者数、令和2年度は見込値

### 3 施設サービス

#### ① 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

- 介護老人福祉施設は、要介護者が入所し、入浴、排せつ、食事等の日常生活の支援や機能訓練などを提供する施設です。
- 第7期に1施設新設され、現在、市内には6施設が整備されています。介護給付は、増加傾向にあることを踏まえて、今後のサービス量を見込みました。

区分		第7期実績値			第8期計画値			長期推計
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
介護給付	給付費(千円)	1,582,680	1,603,848	1,739,153	1,844,375	1,921,072	2,000,128	2,157,923
	人数(人)	528	532	560	590	614	639	689

※給付費は年間累計金額

※人数は月当たり平均利用者数、令和2年度は見込値

#### ② 介護老人保健施設

- 介護老人保健施設は、病状が安定期にある要介護者が入所し、医学的管理の下における介護や看護、機能訓練及び日常生活上の支援などを提供する施設です。
- 現在、市内には2施設が整備されています。介護給付は、増加傾向にあることを踏まえて、今後のサービス量を見込みました。

区分		第7期実績値			第8期計画値			長期推計
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
介護給付	給付費(千円)	976,846	1,073,119	1,092,130	1,185,536	1,250,340	1,316,066	1,369,503
	人数(人)	301	319	314	339	358	377	391

※給付費は年間累計金額

※人数は月当たり平均利用者数、令和2年度は見込値

### ③ 介護医療院・介護療養型医療施設

○介護療養型医療施設は、療養を必要とする要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護、機能訓練、その他必要な医療を行う施設です。また、介護医療院は、平成29年度の法改正で創設され、長期にわたり療養が必要な要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理下のもと、介護、機能訓練、その他必要な医療、日常生活上の世話を行う施設です。介護医療院の創設を踏まえ、現行の介護療養病床の経過措置期間である令和6年度までに介護医療院等への移行を見込みました。

#### 【介護医療院】

区分		第7期実績値			第8期計画値			長期推計
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
介護給付	給付費(千円)	3,943	6,084	44,539	55,022	65,267	75,481	115,695
	人数(人)	1	2	9	11	13	15	24

※給付費は年間累計金額

※人数は月当たり平均利用者数、令和2年度は見込値

#### 【介護療養型医療施設】

区分		第7期実績値			第8期計画値			長期推計
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
介護給付	給付費(千円)	113,596	89,846	46,168	34,517	21,653	8,225	—
	人数(人)	27	22	11	8	5	2	—

※給付費は年間累計金額

※人数は月当たり平均利用者数、令和2年度は見込値

## 4 介護保険サービス給付費の見込み

### (1) 予防給付

これまでにみた介護保険サービス利用者数に対応した給付費は、下表のとおりとなります。

(単位:千円、回(日)、人)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	
<b>(1)介護予防サービス</b>						
介護予防訪問入浴介護	給付費	0	0	0	0	
	回数	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人数	0	0	0	0	
介護予防訪問看護	給付費	12,647	13,238	14,183	14,908	
	回数	213.8	224.0	240.0	251.6	
	人数	40	42	45	47	
介護予防訪問リハビリテーション	給付費	3,866	3,868	4,368	4,368	
	回数	105.0	105.0	118.6	118.6	
	人数	9	9	10	10	
介護予防居宅療養管理指導	給付費	12,229	12,856	13,477	14,236	
	人数	79	83	87	92	
介護予防通所リハビリテーション	給付費	33,010	34,976	36,445	37,915	
	人数	89	94	98	102	
介護予防短期入所生活介護	給付費	2,278	2,279	2,279	2,680	
	日数	28.8	28.8	28.8	33.3	
	人数	7	7	7	8	
介護予防短期入所療養介護 (老健)	給付費	0	0	0	0	
	日数	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人数	0	0	0	0	
介護予防短期入所療養介護 (病院等)	給付費	0	0	0	0	
	日数	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人数	0	0	0	0	
介護予防福祉用具貸与	給付費	24,685	26,011	27,135	28,521	
	人数	371	391	408	429	
特定介護予防福祉用具購入費	給付費	2,595	3,114	3,114	3,114	
	人数	10	12	12	12	
介護予防住宅改修	給付費	16,726	17,598	18,778	19,650	
	人数	16	17	18	19	
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費	41,679	47,323	52,945	62,314	
	人数	46	52	58	68	
<b>(2)地域密着型介護予防サービス</b>						
介護予防認知症対応型通所介護	給付費	0	0	0	0	
	回数	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人数	0	0	0	0	
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費	1,022	1,023	1,023	1,023	
	人数	2	2	3	3	
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費	2,953	2,955	2,955	2,955	
	人数	1	1	1	1	
<b>(3)介護予防支援</b>	給付費	26,999	28,562	29,939	31,716	
	人数	471	498	522	553	
<b>合 計</b>		給付費	180,689	193,803	206,641	223,400

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数



## (2) 介護給付

(単位:千円、回(日)、人)

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
<b>(1)居宅サービス</b>					
訪問介護	給付費	847,016	901,728	954,685	1,022,545
	回数	23,084.5	24,566.5	26,012.8	27,860.4
	人数	1,178	1,249	1,318	1,413
訪問入浴介護	給付費	82,199	87,102	91,253	98,382
	回数	534.6	566.2	593.2	639.6
	人数	101	107	112	121
訪問看護	給付費	276,974	294,026	309,484	331,709
	回数	4,835.4	5,130.5	5,399.7	5,784.4
	人数	579	614	646	692
訪問リハビリテーション	給付費	58,899	61,410	65,375	70,332
	回数	1,562.1	1,627.8	1,733.4	1,864.8
	人数	119	124	132	142
居宅療養管理指導	給付費	211,796	224,325	235,890	251,381
	人数	1,269	1,343	1,412	1,505
通所介護	給付費	1,211,996	1,286,118	1,350,146	1,446,401
	回数	12,997.0	13,777.1	14,450.8	15,488.4
	人数	1,341	1,421	1,490	1,597
通所リハビリテーション	給付費	297,110	314,026	330,777	355,439
	回数	2,951.4	3,115.0	3,278.6	3,520.7
	人数	379	400	421	452
短期入所生活介護	給付費	418,494	445,452	466,696	500,898
	日数	3,991.3	4,245.6	4,447.1	4,775.9
	人数	340	361	378	406
短期入所療養介護(老健)	給付費	26,390	26,913	27,974	31,074
	日数	197.3	201.7	209.7	231.9
	人数	29	30	31	34
短期入所療養介護(病院等)	給付費	0	0	0	0
	日数	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	給付費	0	0	0	0
	日数	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0
福祉用具貸与	給付費	325,299	344,197	362,476	389,969
	人数	2,014	2,127	2,236	2,403
特定福祉用具購入費	給付費	13,288	13,951	14,909	16,260
	人数	40	42	45	49
住宅改修費	給付費	35,921	39,013	40,979	41,917
	人数	37	40	42	43
特定施設入居者生活介護	給付費	880,601	920,573	957,404	1,018,789
	人数	377	393	408	433

(前頁からの続き)

(単位:千円、人、回)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	
<b>(2)地域密着型サービス</b>						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費	37,274	38,167	67,216	77,350	
	人数	24	25	44	52	
夜間対応型訪問介護	給付費	0	0	0	0	
	人数	0	0	0	0	
認知症対応型通所介護	給付費	41,185	44,487	49,052	59,780	
	回数	297.0	322.3	355.5	430.2	
	人数	35	38	42	51	
小規模多機能型居宅介護	給付費	135,348	153,825	189,408	234,606	
	人数	52	57	72	82	
認知症対応型共同生活介護	給付費	576,420	576,740	576,740	599,704	
	人数	179	179	179	186	
地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費	0	0	0	0	
	人数	0	0	0	0	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費	184,120	184,222	184,222	205,392	
	人数	58	58	58	64	
看護小規模多機能型居宅介護	給付費	0	0	47,684	51,926	
	人数	0	0	14	15	
地域密着型通所介護	給付費	522,357	552,184	580,179	620,635	
	回数	5,916.9	6,243.7	6,552.6	7,021.2	
	人数	681	718	753	807	
<b>(3)施設サービス</b>						
介護老人福祉施設	給付費	1,844,375	1,921,072	2,000,128	2,157,923	
	人数	590	614	639	689	
介護老人保健施設	給付費	1,185,536	1,250,340	1,316,066	1,369,503	
	人数	339	358	377	391	
介護医療院	給付費	55,022	65,267	75,481	115,695	
	人数	11	13	15	24	
介護療養型医療施設	給付費	34,517	21,653	8,225		
	人数	8	5	2		
<b>(4)居宅介護支援</b>	給付費	582,664	615,686	646,645	694,591	
	人数	3,162	3,337	3,503	3,762	
<b>合 計</b>		給付費	9,884,801	10,382,477	10,949,094	11,762,201

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数

### (3) 標準給付見込額

令和3年度から令和5年度の介護保険給付費（介護給付費・予防給付費）の見込みに、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額及び算定対象審査支払手数料を加えたものが、保険料算定の基となる標準給付費となります。

(単位：円)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
標準給付費見込額	10,602,915,463	11,111,555,663	11,717,411,782	12,586,057,548
総給付費（一定以上所得者負担の調整後）	10,065,490,000	10,576,280,000	11,155,735,000	11,985,601,000
特定入所者介護サービス費等給付額	265,789,919	252,304,723	264,753,443	283,030,233
高額介護サービス費等給付額	227,388,618	236,339,382	247,992,527	265,116,777
高額医療合算介護サービス費等給付額	37,217,446	39,223,238	41,157,212	43,999,178
算定対象審査支払手数料	7,029,480	7,408,320	7,773,600	8,310,360
審査支払手数料一件あたり単価	40	40	40	40
審査支払手数料支払件数（件）	175,737	185,208	194,340	207,759

## 5 介護保険サービスの確保策

### (1) 介護保険サービスの基盤整備

#### ① 居宅サービス

居宅サービスについては、この計画においてサービス見込量を推計しており、この必要量の確保に努めるものとしますが、具体的な整備目標数は設定しません。現状では、訪問看護や通所リハビリテーションの利用者の増加が見込まれるため、今後、在宅介護と医療の連携強化の下でこれらのサービスの参入を促していきます。

#### ② 地域密着型サービス

介護給付費の見込みを踏まえた、地域密着型サービスの日常生活圏域別必要利用定員総数は以下のとおりです。

サービス種類	必要利用定員総数(人)			
	日常生活圏域	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症対応型共同生活介護		180	180	180
	東部第一	29	29	29
	東部第二	29	29	29
	西部	33	33	33
	南部	29	29	29
	北部第一	31	31	31
	北部第二	29	29	29
地域密着型特定施設 入居者生活介護		0	0	0
	東部第一	0	0	0
	東部第二	0	0	0
	西部	0	0	0
	南部	0	0	0
	北部第一	0	0	0
	北部第二	0	0	0
地域密着型介護老人 福祉施設入所者生活介護		58	58	58
	東部第一	8	8	8
	東部第二	10	10	10
	西部	10	10	10
	南部	10	10	10
	北部第一	10	10	10
	北部第二	10	10	10

前述の必要利用定員総数に基づき、第8期計画期間における新たな整備目標を次のとおりとします。

サービスの種類	整備目標	
	事業所数(定員)	圏域
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	北部第一・第二圏域以外
(看護)小規模多機能型居宅介護	1(29人)	

※認知症対応型通所介護は、随時募集

地域密着型サービス事業者の選定については、サービスの質の確保・向上を期待し、公平・公正に選定するため、原則、公募により行います。

また、事業者の新規指定、指定更新に当たっては、サービスの適切な運営を確保するため、新座市地域密着型サービス運営委員会において、学識経験者や保健医療関係者、福祉関係者等の意見を聴取するものとします。

### ③ 施設サービス

施設サービスについては、施設入所待機者の解消が課題となっていますが、この入所待機者の解消に当たっては、施設サービスのみならず、在宅サービスを含めた介護保険サービス全体の基盤整備の中での対応に努めるものとします。

## (2) 介護保険サービスの質の向上

### ① サービス事業者への指導監督

市が指定する居宅介護支援事業所、地域密着型サービス事業所及び総合事業の指定を受けた事業所等に対して、集団指導及び実地指導を定期的に行います。

なお、介護給付費等費用適正化事業とも連動して実施することにより、より利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図ります。

また、実地指導等の機会を捉えて、労働担当部局と連携した職場環境の改善に関する普及啓発等を図りつつ、介護職員の職場環境の把握に努め、必要に応じて助言や支援を行います。

### ② 介護人材の確保

今後、要支援・要介護認定者数の増加に伴い、必要とされる介護人材の不足が見込まれており、介護職に限らず、専門職を含めた人材の確保が必要です。このため、市が実施する地域支援事業においても、新たな人材の発掘、育成及び定着を進めていきます。

まずは、介護の仕事に関心がある未経験者に向けて、介護の業務に携わる上で知っておくべき基礎的な知識と技術を学ぶため、入門的研修を実施し、事業所とのマッチングを行って就労を支援します。この研修を修了することで、次のステップとなる研修の受講科目の一部免除が認められることから、未経験者の介護職への参入の第一歩とすることを目的とします。

また、国及び埼玉県で実施する離職した介護人材に対する再就職準備金の貸付け等(潜在介護人材の呼び戻し)、介護の魅力PR等推進事業(介護現場のイメージ刷新)、中高年齢者に対する入門的な研修及び職場体験等(新規参入促進)並びに介護職員処遇改善加算の拡充、介護ロボットの活用による負担軽減(離職防止定着促進)に資する事業と連携して対応を行っていきます。

さらに、介護人材の定着には、より上位の資格を目指し、キャリアアップを図る方への支援も必要です。埼玉県が実施する資格取得支援事業の周知を図り、介護職員初任者研修及び介護職員実務者研修受講料の補助制度等の利用を促すとともに、市においても、資格取得の支援制度を検討します。

区分	第7期実績値			第8期計画値			長期推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
入門的研修参加者数	—	—	—	30	30	30	30

### ③ 規範的統合の推進

介護保険の自立支援や介護予防といった理念や高齢者自らが健康保持増進や介護予防に取り組むといった基本的な考え方、本市の地域包括ケアシステムや地域づくりの方向性等について、市、地域包括支援センター、市民、事業者等の関係者の間で共有することが重要です。

このため、ホームページやパンフレットを活用し、制度やサービスについての情報提供を行うとともに、出前講座及び会議等を活用した関係者への周知を引き続き実施します。

---

## 第5章 地域支援事業の展開

---





# 1 介護予防・日常生活支援総合事業

## (1) 介護予防・生活支援サービス事業

要支援者及び基本チェックリスト該当者（以下「要支援者等」という。）に対して、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援を実施することにより、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるように支援することを目的として、訪問型サービス及び通所型サービス等を提供します。

また、総合事業のみを利用する方に対するサービス計画の作成は、地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメント事業において実施します。

### ① 訪問型サービス

現在、市では、従来の訪問介護に相当するサービスとして、指定事業所の訪問介護員等によるサービス(介護予防訪問介護相当サービス)及び緩和した基準によるサービス(訪問型サービスA)を実施しています。今後は、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、地域ケア会議及び体制整備事業で検討された地域課題の解決の手法の一つとして訪問型サービスC、訪問型サービスB、訪問型サービスDの導入について、引き続き、検討します。なお、サービスBとDの導入を検討する際には、要介護者を対象にするかを含めて検討します。

#### 介護予防訪問介護相当サービス

##### －訪問型サービスA・訪問型サービスB・訪問型サービスC・訪問型サービスD－

介護予防訪問介護相当サービスは、要支援者等の居宅において、介護予防を目的として、訪問介護員等により行われる入浴、排せつ、食事等の身体介護や生活援助を行うサービスです。

**訪問型サービスA**：要支援者等の居宅において、介護予防を目的として、主に訪問介護員又は一定の研修受講修了者が行う生活援助等のサービスです。

**訪問型サービスC**：特に閉じこもり等の心身の状況のために通所による事業への参加が困難で、訪問による介護予防の取組が必要と認められる方を対象に、保健・医療専門職がその方の居宅を訪問して、その生活機能に関する問題を総合的に把握、評価し、社会参加を高めるために必要な相談・指導等を実施する短期集中予防サービスです。

**訪問型サービスB**：要支援者等の居宅において、介護予防を目的として、主に住民ボランティア等、住民主体の自主活動として行う生活援助等の多様な支援です。

**訪問型サービスD**：通院等をする場合における送迎時の付き添い支援で、訪問型サービスB又準じて行う移送前後の生活支援サービスです。

区分	第7期実績値			第8期計画値			長期推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
事業費(千円)	65,205	54,440	49,566	45,457	47,367	49,356	53,589

※令和2年度は見込値

## ② 通所型サービス

現在、市では、従来の通所介護に相当するサービスとして、通所介護指定事業所の従事者による通所サービス(介護予防通所介護相当サービス)及び緩和した基準によるサービス(通所型サービスA)を実施しています。通所型サービスCは、地域の通いの場の整備状況等を踏まえ、引き続き、検討します。

今後も、引き続き、医療機関の理学療法士などのリハビリテーション専門職が関わるプログラムの検討など、魅力的なプログラムの実施に努めるとともに、「介護予防ガイドブック」において地域の通いの場等の情報を集約することで、高齢者の介護予防及び健康増進を促進します。

### 介護予防通所介護相当サービス ー通所型サービスA・通所型サービスCー

介護予防通所介護相当サービスは、要支援者等について、介護予防を目的として、施設に通い、当該施設において、一定の期間、入浴、排せつ、食事等の介護等の日常生活上の支援及び機能訓練を行うサービスです。

**通所型サービスA**：高齢者の閉じこもり予防や自立支援に資する通所事業として、ミニデイサービス、運動・レクリエーション活動などを行うサービスです。

**通所型サービスC**：個人の活動として行う排せつ、入浴、調理、買物、趣味活動等の生活行為に支障のある方を対象に、保健・医療の専門職が、居宅や地域での生活環境を踏まえた適切な評価のための訪問を実施した上で、おおよそ週1回以上、生活行為の改善を目的とした効果的な介護予防プログラムを実施するサービスです。

区分	第7期実績値			第8期計画値			長期推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
事業費(千円)	146,256	142,327	121,669	138,484	144,301	150,361	163,257

※令和2年度は見込値

## ③ その他の生活支援サービス事業

その他の生活支援サービス事業は、訪問型サービスや通所型サービスと一体的に行われる場合に効果があると認められる市が定める事業です。栄養改善を目的とした配食や1人暮らし高齢者に対する見守りとともに行う配食等、定期的な安否確認、緊急時の対応及び住民ボランティア等が行う訪問による見守り等、訪問型サービス及び通所型サービスの一体的提供等地域における自立した日常生活の支援に資するサービスを提供しています。

本市では、市単独事業で実施している配食サービス、老人クラブでの友愛活動や地域での多様な活動の状況を踏まえ、引き続き検討します。

#### ④ 介護予防ケアマネジメント事業

介護予防ケアマネジメント事業は、要支援者等から依頼を受けて、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、訪問型サービス、通所型サービスのほか、一般介護予防や市の独自施策、市場において民間企業により提供される生活支援サービスも含め、要支援者等の状態等にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業で、各圏域に設置された地域包括支援センターが実施します。

区分	第7期実績値			第8期計画値			長期推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
事業費(千円)	30,076	26,962	24,657	24,023	25,032	26,084	28,321

※令和2年度は見込値

## (2) 一般介護予防事業

市の独自事業や地域の互助、民間サービスとの役割分担を踏まえつつ、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーションに関する専門的知見を有する方を活かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても生きがい・役割を持って生活できる地域を構築することにより、介護予防を推進することを目的として、下記の5事業を組み合わせて実施します。

- ①介護予防把握事業 ②介護予防普及啓発事業 ③地域介護予防活動支援事業  
④一般介護予防事業評価事業 ⑤地域リハビリテーション活動支援事業

また、高齢者においては、様々な健康課題を抱えていることから、後期高齢者医療制度における保険事業と一体的に事業を実施することにより、効果的に介護予防を推進していきます。

更に、これらの取組は、認知機能低下の予防につながる可能性も高いことから、認知症の発症予防の観点も踏まえ推進します。

第8期計画期間では、下記の3点を目標として各事業を実施していきます。

- ・外出頻度が少ない人を10%以下にします（現在、ほとんど外出しない及び週1回の外出頻度の人は、12.6%※）。
- ・地域の会・グループ等に参加していない人を25%にします（現在、約35%※）。
- ・通いの場の数を1小学校区当たり、10か所以上設置します。

なお、今後については、感染症予防の観点から、新しい生活様式に対応する内容で実施していくため、随時、事業の実施方法等を見直し、情勢を踏まえながら国の目標を勘案しつつ、介護予防を充実していきます。

※令和元年度介護予防・日常生活圏域ニーズ調査回答結果

## ① 介護予防把握事業

介護予防把握事業は、地域の実情に応じ、効果的かつ効率的に収集した情報等を活用して、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を早期に把握し、住民主体の介護予防活動へつなげることを目的とした事業です。

本市では、長寿はつらつ課において実施している高齢者世帯実態調査及び後期高齢者保健事業において、医療機関の未受診者等の複数の項目などにより、閉じこもり等の支援を必要とする方を把握し、住民主体の介護予防活動につなげる取組を実施します。なお、対象者の把握には、個人情報の取扱いに十分配慮していきます。

## ② 介護予防普及啓発事業

介護予防普及啓発事業は、市町村が介護予防に資すると判断した内容を地域の実情に応じて効果的かつ効率的に実施する事業です。本市では、情勢に沿って、介護予防の普及啓発に資する取組を進めていきます。

また、感染症予防の観点から、集合型の実施内容等を見直し、安心して参加できるよう工夫します。更に、個別の取組を促すことで、いつでもどこでも介護予防の取組ができるよう推進します。

### ②- i 介護予防ガイドブックの配布

市が実施する介護予防に資する活動のほか、老人クラブや住民主体の地域活動も含めて掲載したガイドブックを作成し、配布しています。

区分	第7期実績値			第8期計画値			長期推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
事業費(千円)	3,132	3,718	5,280	19,245	11,000	11,000	11,000
配布数	15,000	15,000	10,000	29,000	29,000	29,000	29,000
掲載団体数	136	141	—	150	150	155	170

※令和3年度については、事業費の一部は保険者機能強化推進交付金により実施

### ②- ii 介護予防講演会の開催

年に一度、有識者による介護予防と健康増進に関する講演会を開催し、介護予防に資する基本的な知識を普及啓発します。

区分	第7期実績値			第8期計画値			長期推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
事業費(千円)	249	29	0	282	279	279	279
開催回数	1	1	1	1	1	1	1
参加者数	130	160	0	100	180	180	180

②- iii にいざ元気アップ広場

市内の集会所やふれあいの家等において、健康体操やレクリエーション等を行い、高齢者の生活機能の維持向上、閉じこもり防止、介護予防に資する普及啓発を図り、地域の健康づくりを推進します。

区分	第7期実績値			第8期計画値			長期推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
事業費(千円)	4,855	3,914	0	—	—	—	—
会場数	40	38	0	—	—	—	—
開催回数	408	266	0	—	—	—	—
参加者数	9,409	6,367	0	—	—	—	—

※令和3年度は休止。4年度からは未定

②- iv にいざ元気アップウォーキング

新座の四季を感じながら、近隣のウォーキングスポットを巡ります。

区分	第7期実績値			第8期計画値			長期推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
事業費(千円)	10	10	0	8	7	7	7
開催回数	12	6	0	9	9	9	9
参加者数	416	254	0	180	270	270	270

②- v 介護予防ウォーキング教室

健康運動指導士のレクチャーのもと、正しい歩き方を学びます。

区分	第7期実績値			第8期計画値			長期推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
事業費(千円)	45	60	0	45	45	45	45
開催回数	3	4	0	3	3	3	3
参加者数	76	107	0	60	120	120	120

②- vi 介護予防に資する冊子の配布

市内の公民館や老人福祉センター等に設置し、自宅での継続的な介護予防の取組を促進します。

区分	第7期実績値			第8期計画値			長期推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
事業費(千円)	86	85	138	160	170	180	200
配布数	654	1,556	300	2,000	2,100	2,200	2,400

## ②-vii オンライン介護予防教室

オンライン端末を活用した介護予防教室を実施し、自宅で健康づくりに励むことができる事業です。実施の際には、オンライン端末の操作会を行い、操作が不安な方でも参加できるようにします。

区分	第7期実績値			第8期計画値			長期推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
事業費(千円)	—	—	—	1,311	1,311	1,311	1,311
開催回数	—	—	—	3	3	3	3
参加者数	—	—	—	420	420	420	420

※令和3年度については、保険者機能強化推進交付金により実施

## ②-viii 体力測定会

介護予防に関心を持つきっかけづくりの場として、体力測定会を開催します。

区分	第7期実績値			第8期計画値			長期推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
事業費(千円)	—	—	—	2,200	2,200	2,200	2,200
開催回数	—	—	—	4	4	4	4
参加者数	—	—	—	80	80	80	80

※令和3年度については、保険者機能強化推進交付金により実施

## ②-ix 介護予防手帳

高齢者が住み慣れた地域で生きがいや役割を持って、生き生きと楽しく暮らし続けることができるよう支援する手法の一つとして、介護予防手帳を作成し、配布します。

区分	第7期実績値			第8期計画値			長期推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
事業費(千円)	—	—	—	990	—	990	990
配布数	—	—	—	3,000	—	3,000	3,000

## ②-x 自立支援啓発チラシ

自立支援の考え方を広く市民に啓発するためにチラシを作成し、配布します。

区分	第7期実績値			第8期計画値			長期推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
事業費(千円)	—	—	—	1,200	—	—	—
配布数	—	—	—	30,000	—	—	—

### ③ 地域介護予防活動支援事業

地域介護予防活動支援事業は、年齢や心身の状況等によって高齢者を分け隔てることなく、誰でも一緒に参加することのできる介護予防活動の地域展開を目指して、市が介護予防に資すると判断する住民主体の通いの場等の活動を地域の実情に応じて効果的かつ効率的に支援することを目的とし、実施する事業です。

新たな取組として、通いの場において、保健師又は管理栄養士等による健康講話等による健康に関する意識の醸成も行います。更に、様々な種類の通いの場の充実が介護予防の効果を高めることから、体操の要素のある取組やサロン以外の通いの場への支援も推進していきます。

#### ③-i にいざの元気推進員の養成

地域における健康づくりの中心的な担い手となる人材（にいざの元気推進員）の養成に努めるとともに、にいざの元気推進員のフォローアップ講座の実施により推進員の活動の充実を支援します。また、介護予防に資する地域活動組織の育成及び支援、社会参加活動を通じた介護予防に資する地域活動の実施等、住民の積極的な参加を促し、地域づくりを推進します。

区分	第7期実績値			第8期計画値			長期推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
事業費(千円)	0	0	0	133	133	133	133
受講者数	40	37	0	40	40	40	40
推進員養成数	25	20	0	35	35	35	35
活動人数	92	91	102	120	140	160	180

#### ③-ii にいざの元気推進員フォローアップ講座

にいざの元気推進員が地域で積極的に介護予防活動を推進できるようフォローアップ講座を開催します。

区分	第7期実績値			第8期計画値			長期推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
事業費(千円)	246	46	481	482	482	482	482
開催回数	1	1	1	4	4	4	4
参加者数	124	79	160	330	330	330	330

#### ③-iii にいざ元気アップトレーニング

歩いて通える集会所等で住民主体の運営により、介護予防の効果が検証されている体操（元気アップトレーニング）を週1回以上実施するグループの活動を支援します。

区分	第7期実績値			第8期計画値			長期推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
事業費(千円)	0	0	0	0	0	0	0
活動グループ数	19	25	28	33	35	35	35

### ③-iv ほっと茶や事業

町内会及び社協支部において、地域の高齢者の介護予防及び健康増進を目的としたサロンを開催しています。今後は、サロンだけでなく、様々な種類の通いの場の支援も推進していきます。

区分	第7期実績値			第8期計画値			長期推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
事業費(千円)	460	465	0	720	720	720	720
開催回数	92	93	0	144	144	144	144
参加者数	2,140	2,462	0	1,800	3,500	3,500	3,500

### ③-v 健康長寿ポイント事業

新座市が実施する介護予防事業や対象の施設等でのボランティア活動に対してポイントを付与し、一定のポイントを集めた場合に記念品を贈呈する事業です。

区分	第7期実績値			第8期計画値			長期推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
事業費(千円)	282	241	220	525	520	565	655
配布数	777	744	100	750	760	770	790
記念品交換数	183	188	50	200	220	240	280

## ④ 一般介護予防事業評価事業

一般介護予防事業評価事業は、介護保険事業計画において定める目標値の達成状況等の検証を通じ、一般介護予防事業を含め、地域づくりの観点から総合事業全体を評価し、その評価結果に基づき事業全体の改善を図ることを目的としたものです。本市では、国の定める指標に基づき目標値を定期的に調査することに加え、後期高齢者保健事業の医療データを活用しながら各事業の評価を行います。

## ⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業

地域リハビリテーション活動支援事業は、市が地域における介護予防の取組を機能強化するために、リハビリテーションに関する専門的知見を有する者が、高齢者の有する能力を評価し改善の可能性を助言する等、地域包括支援センターと連携しながら、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等の介護予防の取組を総合的に支援するものです。

### ⑤-i 個別地域ケア会議におけるケアマネジメント支援

区分	第7期実績値			第8期計画値			長期推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
事業費(千円)	240	220	100	240	240	240	480
理学療法士派遣回数	12	11	5	12	12	12	24
作業療法士派遣回数	12	11	5	12	12	12	24



⑤－ii リハビリテーション職等専門職派遣

派遣された専門職が地域包括支援センターやサービス事業所等の職員に対して、要支援者及び事業対象者の自立に資するよう、個々の状態に合わせた内容の助言・指導を行い、ケアマネジメントの実践力向上を図ります。

区分	第7期実績値			第8期計画値			長期推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
事業費(千円)	—	—	—	300	300	400	500
派遣回数	—	—	—	30	30	40	50

※令和3年度については、保険者機能強化推進交付金により実施

⑤－iii 通いの場への介護予防に関する技術的助言

介護予防の効果が検証されている体操(元気アップトレーニング)を週1回以上実施するグループにリハビリテーション職を派遣し、トレーニング方法の指導及び体力測定を実施します。

区分	第7期実績値			第8期計画値			長期推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
事業費(千円)	330	320	0	550	500	500	500
リハビリテーション職派遣人数	33	32	0	55	50	50	50

## 2 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)

地域包括支援センターは、「地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設」(介護保険法第115条の46)のことで、高齢者が住み慣れた地域で安心して尊厳ある生活を継続することができるよう、地域包括ケアシステムを推進していく中核機関として、平成19年度から各日常生活圏域に設置しています。

本市では、地域包括支援センターについて、より市民に周知・浸透されやすく、また親しみを持っていただけるように、呼称を「高齢者相談センター」としています。

平成29年度に西部地域の高齢者人口の増加に対応するため、当該圏域にセンターを増設し、担当地区を分割しました。

今後も本市の高齢者人口は増加していくことが予測され、特に北部第一圏域については数年以内に高齢者人口が8,000人を超えることが見込まれることから、第8期計画の中に新たにセンターを設置する予定としています。担当地区については、東北及び東とそれ以外で分割することとして、相談体制の充実を図っていきます。なお、増設に伴い、新たなセンターの呼称が必要になりますが、これまで基本としてきた日常生活圏域名や地区名とすることで、かえって分かりづらくなることが考えられるため、これを見直すこととし、市内全域のセンターを対象として、よりよい表記方法について検討していきます。

圏域名	センター呼称	含まれる地区
東部第一地区	東部第一高齢者相談センター	池田・道場・片山・野寺
東部第二地区	東部第二高齢者相談センター	畑中・馬場・栄・新塚
西部地区	西部高齢者相談センター	本多・あたご・菅沢・野火止一～四丁目
	西堀・新堀高齢者相談センター	新堀・西堀
南部地区	南部高齢者相談センター	石神・栗原・堀ノ内
北部第一地区	北部第一高齢者相談センター	東北・東・野火止五～八丁目
北部第二地区	北部第二高齢者相談センター	中野・大和田・新座・北野

また、次に掲げる事業を地域包括支援センターに委託し、市と連携のもと地域包括ケアを推進します。

## (1) 総合相談支援業務

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし、その人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行います。

### ① 地域におけるネットワークの構築

支援を必要とする高齢者を見出し、保健・医療・福祉サービスを始めとする適切な支援へのつなぎ、継続的な見守りを行い、更なる問題の発生を防止するため、介護サービス事業者、医療機関、民生委員、高齢者の日常生活支援に関する活動に携わるボランティア等、地域における様々な関係者のネットワークの構築を図ります。

### ② 実態把握

①で構築したネットワークを活用するほか、様々な社会資源との連携、高齢者世帯への戸別訪問、同居していない家族や近隣住民からの情報収集等により、高齢者や家族の状況等についての実態把握を行います。具体的には、要支援認定を受けているもののサービスを利用していない方やニーズ調査の未回答者に対して、個別に訪問すること等により、地域から孤立している要介護(支援)者のいる世帯や介護を含めた重層的な課題を抱えている世帯等、支援が必要な世帯を把握し、当該世帯の高齢者や家族への支援につなげるように努めます。

### ③ 総合相談支援

#### ③-i 初期段階の相談対応

本人、家族、近隣の住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談を受けて、状況把握等を行い、専門的・継続的な関与又は緊急の対応の必要性を判断するとともに、相談内容に即したサービス又は制度に関する情報提供、関係機関の紹介等を行います。

#### ③-ii 継続的・専門的な相談支援

初期段階の相談対応により、専門的・継続的な関与又は緊急の対応が必要と判断した場合には、より詳細な情報収集を行い、個別の支援計画を策定します。また、支援計画に基づき、適切なサービスや制度につなぐとともに、定期的な情報収集を行うなど、高齢者及びその家族への支援に努めます。

### ④ 家族を介護する者に対する相談支援

地域における高齢者の在宅生活を支えるに当たっては、介護を行う家族に対する支援も重要であることを踏まえ、家族を介護する者に対する相談支援を実施する場合には、任意事業(P96～)と連携して支援を行います。

## ⑤ 地域共生社会の観点に立った包括的な支援の実施

総合相談支援の実施に当たっては、他の相談支援を実施する機関と連携するとともに、相談者とその家族が抱える地域生活課題の把握に努めながら支援を行います。

## (2) 権利擁護業務

高齢者が地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活できるように、専門的・継続的な観点から、高齢者の権利擁護のための必要な支援を行います。

### ① 成年後見制度の活用促進

成年後見制度の利用が必要と思われる高齢者の親族等に対して、成年後見制度の説明や申立てに当たっての関係機関の紹介等を行います。また、申立てを行える親族がいないと思われる場合や、親族があっても申立てを行う意思がない場合で、成年後見の利用が必要と認める場合は、市と連携し、市長申立てにつなげるなど、制度の活用促進を図ります。

区分	第7期実績値			第8期計画値			長期推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
市町村申し立てにつながった回数	0	1	2	2	2	2	2

### ② 老人福祉施設への措置の支援

虐待等の場合で、高齢者を老人福祉施設等へ措置入所させることが必要と判断した場合は、市の担当部局に当該高齢者の状況等を報告するとともに連携し、措置入所につながるよう支援を行います。

区分	第7期実績値			第8期計画値			長期推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
措置入所の実施を求めた件数	0	0	1	1	1	1	1

### ③ 高齢者虐待への対応

虐待の事例を把握した場合は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、速やかに事例に即した適切な対応を図ります(虐待支援シートによる対応件数)。

区分	第7期実績値			第8期計画値			長期推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
対応件数	18	24	22	20	20	20	20

### ④ 困難事例への対応

抱える課題が複数あり、複雑化している高齢者自身が支援を拒否している等の困難事例を把握した場合は、関係機関と連携し必要な支援を行います。

### ⑤ 消費者被害の防止

訪問販売によるリフォーム業者等による消費者被害を未然に防止するため、消費者センター等と定期的な情報交換を行うとともに、民生委員、介護支援専門員、訪問介護員等に必要な情報提供を行います。また、消費生活センターとの定期的な情報交換の場を持つなど、関係機関間の連携を強化します。

区分	第7期実績値			第8期計画値			長期推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
情報交換会の開催件数	1	1	1	1	1	1	1

## (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係医療機関等の連携を図り、また、在宅と施設の連携を行うなど、地域において、多職種相互の協働と連携により介護支援専門員を支援していきます。

### ① 包括的・継続的なケア体制の構築

在宅・施設を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関の間の連携を支援します。

また、地域の介護支援専門員が、地域における健康づくりや交流促進のためのサークル活動、老人クラブ活動、ボランティア活動等介護保険サービス以外の地域における様々な社会資源を活用できるよう、地域の連携・協力体制の整備を推進します。

## ② 地域における介護支援専門員のネットワークの活用

地域の介護支援専門員の日常的な業務の円滑な実施を支援するために、介護支援専門員相互の情報交換等を行う場を設定する等、介護支援専門員のネットワークの構築及びその活用を促進します。

## ③ 日常的個別指導・相談

地域の介護支援専門員の日常的業務の実施に関し、介護支援専門員に対する個別の相談窓口の設置、居宅(介護予防)・施設サービス計画の作成技術の指導、サービス担当者会議の開催支援等、専門的な見地からの個別指導、相談への対応を行います。また、地域の介護支援専門員の資質向上を図る観点から、必要に応じて、地域包括支援センターの各専門職や関係機関とも連携の上、事例検討会や研修の実施、制度や施策等に関する情報提供等を行います。

## ④ 支援困難事例等への指導・助言

地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例について、適宜、地域包括支援センターの各専門職や地域の関係者、関係機関との連携の下、具体的な支援方針を検討し、指導助言等を行います。

### 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)の実施に際しての留意事項

#### 1 地域包括支援ネットワークの構築について

本事業を効果的に実施するためには、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマル等の様々な社会的資源が有機的に連携することができる環境整備を行うことが重要です。このため、こうした連携体制を支える共通の基盤として多職種協働による「地域包括支援ネットワーク」を構築することが必要であり、地域包括支援センターはこれらの関係者との連携に努めていくことが求められています。

このため、本市においては、そのための手段の一つとして、地域包括支援センターが生活支援体制整備事業における地域の多様な関係者の参画による協議体に積極的に参加していくことを通じて、地域包括支援センターが構築すべき地域包括支援ネットワークの充実へとつなげていきます。

#### 2 地域ケア会議の実施について

包括的・継続的ケアマネジメント業務の効率的な実施のために、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体(以下「関係者」という。)により構成される会議(以下「地域ケア会議」という。)を設置しています。

個別ケースを検討する地域ケア会議(地域ケア個別会議)は、高齢者相談センター等が主催し、医療・介護等の専門職を始め、民生委員、自治会長、NPO法人、社会福祉法人、ボランティア等地域の多様な関係者が協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援していくことを目的と

するものです。なお、介護支援専門員の資質向上に資するよう、市内の全ての介護支援専門員が年に1回は地域ケア個別会議での支援が受けられるようにする等、その効果的な実施に努めていきます。

また、個別ケースの検討により共有された地域課題を地域づくりや政策形成に着実に結びつけていくことで、市町村が取り組む地域包括ケアシステムの構築に向けた施策の推進にもつながることから、市町村と高齢者相談センターが緊密に連携し、かつ役割分担を行いながら、取組を推進していくことが求められます。

このように、地域ケア会議は個別ケースを検討する会議から地域課題の解決を検討する場まで一体的に取り組んでいくことが重要であるため、「地域ケア推進会議」を市で開催し、地域課題の解決につなげていきます。

**【地域ケア個別会議】**

区分	第7期実績値			第8期計画値			長期推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
開催件数	12	12	11	12	12	12	24

**【地域ケア推進会議】**

区分	第7期実績値			第8期計画値			長期推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
開催件数	2	2	2	1	1	1	1

### 3 包括的支援事業(社会保障充実分)

地域包括ケアシステムの深化・推進を目指し、「在宅医療・介護連携の推進」、「生活支援サービスの体制整備」、「認知症施策の推進」、「地域ケア会議の推進」などの多角的な観点から高齢者を支援し、住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者個人に対する支援の充実を図ります。

#### (1) 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする高齢者や認知症高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、本市では埼玉県・朝霞地区医師会・介護事業所等と協力し、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進します。特に、地域住民が在宅医療や介護について理解し、人生の最終段階におけるケアの在り方や在宅での看取りについて熟知できるよう普及啓発を強化します。

##### ① 地域の医療・介護の資源の把握

地域の医療機関、介護事業所等の住所、機能等を把握し、これまでに自治体等が把握している情報と合わせて、リスト又はマップを作成します。また、作成したリスト等は市ホームページに掲載し、地域の医療・介護関係者間の連携等に活用します。

区分	第7期実績値			第8期計画値			長期推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
リスト掲載事業所件数	236	257	270	300	300	330	380

##### ② 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

地域の医療・介護関係者の代表者の参画の下、在宅医療・介護連携の現状の把握と課題の抽出、解決策の検討を行う在宅医療介護連携推進会議を開催します。会議において決定された解決策に基づき、具体的な運用や充実を図っていきます。

##### ③ 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築の推進

医療と介護が主に共通する4つの場面(日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取り)が切れ目なく一体的に提供できるよう、「地域包括ケア支援室」と協力し、地域特性に応じた取組について検討していきます。入退院支援の場面については、朝霞地区入退院連携ツールの運用を開始し、入退院支援時の一体的な体制整備を推進します。



#### ④ 医療・介護関係者の情報共有の支援

入退院の際に、医療機関、介護事業所等が協働・情報共有を行うことで一体的で速やかな連携が行われるよう朝霞地区入退院連携ツールの運用や、お薬手帳ワーキンググループでお薬手帳を活用した多職種間の情報共有の方法を検討していきます。

#### ⑤ 在宅医療・介護連携に関する相談支援

現在、地域の在宅医療・介護連携を支援する相談窓口として設置している「地域包括ケア支援室」において、在宅医療・介護連携に関する事項の相談を受け付けます。また、必要に応じて、退院の際の地域の医療関係者と介護関係者の連携の調整や、患者、利用者又は家族の要望を踏まえた、地域の医療機関等・介護事業者相互の紹介を行う体制を整えていきます。

区分	第7期実績値			第8期計画値			長期推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
問合せ件数	15	24	30	50	70	90	110

#### ⑥ 医療・介護関係者の研修

地域の医療・介護関係者の連携を実現するために、多職種でのグループワーク等の研修を行うとともに、必要に応じて、地域の医療関係者に介護に関する研修、介護関係者に医療に関する研修を行います。

なお、本研修は朝霞地区医師会等関係機関と協力し、より現場に即した魅力あるテーマを設定することで、多くの医療・介護関係者が参加するよう実施していきます。

#### ⑦ 地域住民への普及啓発

住民への普及啓発ワーキンググループを中心に、出前講座の開催、介護予防ガイドブックの配布等、在宅医療・介護連携の理解を促進するための効果的な方法を検討し実施していきます。また、人生の最終段階におけるケアの在り方や在宅での看取りについて考えるきっかけとなるエンディングノート(仮称)を配布します。

区分	第7期実績値			第8期計画値			長期推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
在宅医療の認知度の割合※(%)	—	53.9	—	—	70	—	80
人生の最期を迎えたい場所で「わからない」と回答した割合※(%)	—	26.3	0	—	20	—	15

※令和元年度介護予防・日常生活圏域ニーズ調査回答結果

## ⑧ 在宅医療・介護連携に関する関係市町との連携

引き続き、朝霞保健所及び近隣市町等との情報交換の機会を設け、連携推進に努めます。

区分	第7期実績値			第8期計画値			長期推計
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
朝霞地区医師会 医療・介護連携部会	2	3	3	3	3	3	3
朝霞保健所管内 在宅医療・介護連携に 関する情報交換会	1	1	1	1	1	1	1
地域包括ケア支援室・ 朝霞地区四市 担当者連絡会	—	6	12	12	12	12	12

## (2) 生活支援体制整備事業

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、医療、介護のサービス提供のみならず、地域住民に身近な存在である市が中心となって、NPO、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、介護サービス事業所、シルバー人材センター、老人クラブ、民生委員等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的として、次の取組を推進します。

### ① 生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)の配置

生活支援の担い手の養成や関係機関のネットワーク構築、地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチング等の役割を果たす「生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)」について、市区域で活動する第1層コーディネーターとして1名、日常生活圏域で活動する第2層コーディネーター6名を配置しました。

区分	第7期実績値			第8期計画値			長期推計
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
第1層コーディネーター 配置人数	1	1	1	1	1	1	1
第2層コーディネーター 配置人数	6	6	6	6	6	6	6

## ② 協議体の設置及び運営

生活支援等サービスの体制整備に向けて、多様な主体の参画が効果的な取組につながることから、コーディネーターと生活支援等サービスの多様な提供主体等が参画する定期的な情報の共有・連携強化の場を設置することにより、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による体制整備を推進します。

第8期計画では、更なる連携・協働を推進するため、第1層協議体と第2層協議体との連携の強化と第2層協議体同士のつながりを作るため、情報交換の場を設置します。

区分	第7期実績値			第8期計画値			長期推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
第1層協議体数	1	1	1	1	1	1	1
第2層協議体数	6	6	6	6	6	6	6

## (3) 認知症総合支援事業

認知症の人<sup>※</sup>を地域で支えるために必要な早期診断等を行う医療機関、介護サービス、見守り等の生活支援サービス等の状況を示し、次の取組を推進します。

### ① 認知症初期集中支援推進事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられる体制を構築するために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を平成28年度に配置しました。

支援チームは、市内の医療機関に配置し、認知症に係る専門的な知識・技能を有する医師等の指導の下、自立生活のサポートを行っています。併せて、平成28年度から「認知症初期集中支援チーム検討委員会（新座市では「新座市認知症施策検討委員会」といいます。）」を設置し、本市の認知症事業に関する地域課題の抽出や支援体制についての協議を行っています。

※認知症の人には、第2号被保険者を含みます。例えば、若年性認知症の方や脳血管疾患による高次脳機能障がいの方です。

## ② 認知症地域支援・ケア向上事業

認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、認知症の容態の変化に応じ、全ての期間を通じて、必要な医療、介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人に対して効果的な支援が行われる体制を構築するとともに、地域の実情に応じて、認知症ケアの向上を図るための取組を推進することが重要です。

このため、認知症疾患医療センターを含む医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の連携を図るための支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う「認知症地域支援推進員」を、令和2年度現在で市内に9名配置しています。また、同推進員による主な取組として、介護事業所の職員を対象とした研修会を開催しており、今後も同研修会について、更なる周知拡大を図ります。また、地域の認知症の人やその家族が気軽に集い、人とのつながりを通して家族負担の軽減を図る認知症カフェ(オレンジカフェ)の更なる拡大を図ります。

### 【認知症地域支援推進員】

区分	第7期実績値			第8期計画値			長期推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
設置人数	9	9	9	9	9	10	10

#### ②－i 認知症の人の家族に対する支援事業

認知症の人とその家族、地域住民、専門職が集い、認知症の人を支えるつながりを支援し、認知症の人の家族の介護負担の軽減等を図るための取組として、「認知症カフェ(オレンジカフェ)」を開設しています。

### 【認知症カフェ(オレンジカフェ)】

区分	第7期実績値			第8期計画値			長期推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
会場数	3	4	3	5	6	7	8
開催回数	30	32	21	54	66	78	90
参加者数	980	871	0	1,080	1,320	1,560	1,800

#### ②－ii 認知症ケアに携わる多職種協働のための研修事業

認知症ケアの対応力向上を図るため、介護事業所職員等を対象とした研修を実施します。

### 【介護事業所職員のための認知症ケア講座】

区分	第7期実績値			第8期計画値			長期推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
開催回数	2	1	1	2	2	2	2
参加者数	99	30	30	50	100	120	120

### ③ 認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業

認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援(外出支援や見守り等)をつなぐ仕組みであるチームオレンジを地域ごとに整備し、「共生」の地域づくりを推進します。

このため、チームオレンジの立ち上げ・運営支援、地域の企業や事業者等との連携支援の構築及び職域サポーター等への参加の働きかけ等を行うチームオレンジコーディネーターを配置します。

区分	第7期実績値			第8期計画値			長期推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
チームオレンジ コーディネーター 配置人数	—	—	—	—	7	8	8
運営チーム数	—	—	—	—	1	3	8

## (4) 地域ケア会議推進事業

地域ケア会議推進事業の内容については、包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)の実施に際しての「留意事項 2 地域ケア会議の実施について(P 88)」に記載するとおりです。

本市では、地域ケア個別会議のうち、「自立支援型地域ケア会議」において、多職種協働の下、要支援者及び事業対象者のケースだけではなく、第8期計画からは居宅介護支援事業所の要介護者のケース検討も行います。これにより、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの更なる資質向上を図ります。また、地域ケア個別会議で抽出された地域課題については、市町村レベルで開催する「地域ケア推進会議」で検討し、地域づくりに結びつけていくよう取り組みます。

## 4 任意事業

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続できるよう、介護保険事業の安定化を図るとともに、高齢者及び家族を支援するため、次の各種事業を実施します。

### (1) 介護給付費等費用適正化事業

介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要な過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促す事業であり、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するものとして実施します。

#### ① 認定調査状況チェック【主要5事業】

指定居宅介護支援事業所等に委託している区分変更申請及び更新申請に係る認定調査の結果について、要介護認定調査の平準化を図るために、認定調査を保険者が直営で行っている場合も含めて、点検を実施します。

また、一次判定から二次判定の軽重度変更率の地域差及び保険者内の合議体間の差等についての分析や認定調査項目別の選択状況について、全国の保険者と比較した分析等を行い、年に一度、合議体の委員の組換えを行うとともに、必要に応じ、分析結果を直営の訪問調査員に対して周知します。

区分	第7期実績値			第8期計画値			長期推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
点検数(委託分)	1,439	1,582	1,198	1,911	2,100	2,307	2,783
点検数(直営分)	4,845	5,296	5,082	6,325	6,911	7,551	9,013

#### ② ケアプランの点検【主要5事業】

介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について、事業者に資料提出を求め又は訪問調査を行い、市職員が点検及び支援を行うことにより、個々の受給者が真に必要なサービスを確保するとともに、その状態に適合していないサービス提供を改善します。

区分	第7期実績値			第8期計画値			長期推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
ケアプラン点検件数	7	6	6	8	8	8	8
過誤申立件数	0	0	0	0	0	0	0
過誤申立金額	0	0	0	0	0	0	0

### ③ 住宅改修等の点検【主要5事業】

#### ③- i 住宅改修の点検

保険者が改修工事を行おうとする受給者宅の実態確認や工事見積書の点検、訪問調査等を行って状況を点検することにより、受給者の状態にそぐわない不適切又は不要な住宅改修を排除します。

区分	第7期実績値			第8期計画値			長期推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
事前の受給者宅の実態確認件数	1	0	0	—	—	—	—
施工後の訪問調査件数	0	0	0	—	—	—	—
指摘件数	1	0	0	—	—	—	—

#### ③- ii 福祉用具購入・貸与調査

適正化システムによる各福祉用具の貸与品目の単位数の把握により、同一商品で利用者ごとに単位数が大きく異なるケース及び同一種目の複数利用について、福祉用具利用者等に対し訪問調査等を行い、福祉用具の必要性や利用状況等について点検します。

これにより、不適切又は不要な福祉用具購入・貸与を排除し、受給者の身体の状態に応じて必要な福祉用具の利用を進めます。

区分	第7期実績値			第8期計画値			長期推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
実態調査件数	1	0	0	—	—	—	—
指摘件数	0	0	0	—	—	—	—

### ④ 医療情報との突合・縦覧点検【主要5事業】

#### ④- i 縦覧点検

受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況(請求明細書内容)を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行い、請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処置を行います。

#### ④－ii 医療情報との突合

医療担当部署との更なる連携体制の構築を図りつつ、受給者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、医療と介護の重複請求の排除等を図ります。

区分	第7期実績値			第8期計画値			長期推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
点検件数	8,865	9,337	7,318	—	—	—	—
過誤申立件数	43	77	46	—	—	—	—
過誤申立金額	887,045	1,318,622	1,970,810	—	—	—	—

#### ⑤ 介護給付費通知【主要5事業】

市から受給者本人(家族を含む)に対して、事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況等について年に2回通知することにより、受給者や事業者に対して適切なサービスの利用と提供を普及啓発するとともに、自ら受けているサービスを改めて確認し、適正な請求に向けた抑制効果をあげます。

区分	第7期実績値			第8期計画値			長期推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
通知発回回数	1	1	1	1	1	1	1
介護給付費通知発送数	4,384	4,425	5,197	5,473	5,764	6,070	6,731

#### ⑥ 給付実績を活用した分析・検証事業

上記の主要5事業を効果的・効率的に実施するため、国民健康保険団体連合会で実施する審査支払の結果から得られる給付実績を活用して、適正化システム及び地域包括ケア「見える化」システム等を活用し、不適切な給付や事業者を発見し、適正なサービス提供と介護費用の効率化、事業者の指導育成を図ります。

区分	第7期実績値			第8期計画値			長期推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
過誤申立件数	0	0	0	—	—	—	—
過誤申立金額	0	0	0	—	—	—	—



## ⑦ 介護サービス事業者等への適正化支援事業

介護給付費の適正な執行は、受給者に対して真に必要とする過不足のないサービスを実施することを通じて、受給者や地域からの事業者の信頼を高め、事業者自身の健全な発展を推進することに寄与するものです。そのため、指導監督事務における集団指導及び個別指導を通じて事業者と適正化事業の目的を共有し、その実現に向けて協働して取り組むよう事業者や事業者団体に対して働きかけていきます。

## ⑧ リハビリテーション職等専門職派遣(再掲)

派遣された専門職が地域包括支援センターやサービス事業所等の職員に対して、要支援者及び事業対象者の自立に資するよう、個々の状態に合わせた内容の助言・指導を行い、ケアマネジメントの実践力向上を図ります。

区分	第7期実績値			第8期計画値			長期推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
事業費(千円)	—	—	—	300	300	400	500
派遣回数	—	—	—	30	30	40	50

※令和3年度については、保険者機能強化推進交付金により実施

## (2) 家族介護支援事業

介護方法の指導その他の要介護被保険者を介護する人の支援のため、以下の取組を推進します。

### ① 家族介護教室の開催

要介護被保険者の状態の維持・改善を目的とした、適切な介護知識・技術の習得や、外部サービスの適切な利用方法の習得等を内容とした教室を実施します。第8期計画では、認知症高齢者を介護している家族を対象に、介護者同士の交流等を加えた内容で実施していきます。

区分	第7期実績値			第8期計画値			長期推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
事業費(千円)	90	116	—	7	7	15	15
開催回数	3	3	0	1	1	1	1
参加延人数	46	51	0	20	20	30	30

## ② 認知症高齢者見守り事業

地域における認知症高齢者の見守り体制の構築を目的とした、認知症に関する広報・啓発活動、ひとり歩き高齢者を早期発見できる仕組みの構築・運用、認知症高齢者に関する知識のあるボランティア等による見守りのための訪問等を行います。

### ②－i ひとり歩き高齢者等家族支援サービス事業

認知症等によりひとり歩きのある高齢者等の家族に対して、位置探索機を貸し出し、本人の行方が分からなくなったときに居場所を検索します。

区分	第7期実績値			第8期計画値			長期推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
事業費(千円)	636	517	1,064	2,931	3,267	3,373	3,584
利用人数 ( )内は自己負担	30(5)	25(7)	36(7)	69(15)	71(16)	73(17)	77(19)

### ②－ii 高齢者見守りステッカー配布事業

認知症等によりひとり歩きのある高齢者等の家族に対して、登録番号入りのステッカーを配布し、行方不明時の早期発見・早期保護・事故防止に役立てるものです。

区分	第7期実績値			第8期計画値			長期推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
事業費(千円)	216	182	185	220	220	220	220
利用者数	86	140	180	230	280	320	420

### ②－iii 認知症高齢者見守り模擬訓練

ひとり歩き高齢者の保護及び早期発見の観点から、地域住民や自治会、地域包括支援センター等が連携を図り、ひとり歩き高齢者への対応や地域での連携方法について模擬訓練を実施します。

区分	第7期実績値			第8期計画値			長期推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
開催回数	7	6	0	7	7	8	8
参加者数	250	264	0	140	280	320	320

### (3) サービス事業者との連携と支援

#### ① サービス事業者への支援

質の高いサービスが提供されるよう、サービス事業者への情報提供や資質向上のための研修機会を設けるとともに、事業者からの問合せ・相談等に随時対応していきます。

介護支援専門員(ケアマネジャー)同士の連携や知識、資質の向上を図るため、連絡会や研修会を開催するとともに、地域のケアマネジャーが抱える支援困難事例については、適宜、地域包括支援センターにおける地域ケア会議等を活用し、問題解決を図ります。

また、サービス事業者等が作成する各種申請様式等について、業務効率化の観点から簡素化を図ります。

#### ② サービス事業者への感染症及び災害対策支援

##### ②-i 備蓄

新型コロナウイルス感染症等の流行に備え、日頃から必要な衛生用品を備蓄するよう周知しています。

新型コロナウイルス感染症の陽性者発生時等は、各介護保険サービス事業所における衛生用品が不足した場合に備え、市においても各衛生用品を備蓄し、必要に応じて配布を行います。

区分	第7期実績値			第8期計画値			長期推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
配布回数	—	—	—	—	—	—	—

##### ②-ii 研修

新型コロナウイルス感染拡大による様々な経験を踏まえ、介護事業所職員等を対象に、感染症対策や衛生管理方法等に関する研修を実施します。

区分	第7期実績値			第8期計画値			長期推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
参加者数	—	—	—	80	80	80	80

##### ②-iii 災害対策支援

介護保険法等の関係法令の規定により義務付けられている非常災害対策計画の作成及び避難訓練の実施について、実地指導や集団指導の際に、計画の作成状況や訓練の実施状況等の確認及び指導を行います。

非常災害対策計画については、火災や地震だけでなく、施設が属する地域や地形によっては、水害や土砂災害等も含む内容にすること、避難訓練については、日中だけでなく夜間の時間帯等も想定した内容にすること等の周知及び助言をしていきます。

また、各防災部局と連携し、事業所への災害対策に関する啓発や県の補助事業の情報提供等支援していきます。

## (4) その他の事業

### ① 成年後見制度利用支援事業

市長申立て等に係る低所得の高齢者に係る成年後見制度の申立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成等を行います。

区分	第7期実績値			第8期計画値			長期推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
申立件数	4	10	10	10	10	10	10
助成件数	8	11	18	21	23	27	33
事業費	1,731,430	4,008,460	5,204,000	7,057,000	7,729,000	9,073,000	11,089,000

### ② 福祉用具・住宅改修支援事業

福祉用具・住宅改修に関する相談・情報提供・連絡調整等の実施、福祉用具・住宅改修に関する助言、住宅改修費の支給の申請に係る必要な理由が分かる書類の作成及び必要な理由が分かる書類を作成した場合の経費の助成を行います。

また、広く事業の周知を図るため、周知方法について検討を行います。

区分	第7期実績値			第8期計画値			長期推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
助成件数	21	25	8	25	25	25	25
助成額	45,360	53,680	17,600	55,000	55,000	55,000	55,000

### ③ 認知症サポーター等養成事業

#### ③- i 認知症サポーター養成講座

認知症サポーター養成講座の企画・立案及び実施を行うキャラバン・メイトを養成するとともに、地域や職域において認知症の人と家族を支える認知症サポーターの養成を促進します。

なお、第8期計画では、小中学校及び企業等への実施拡充に向け、更なる周知を促進していきます。

区分	第7期実績値			第8期計画値			長期推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
開催回数	30	26	17	18	25	30	40
養成人数	935	962	180	540	750	900	1,200

### ③- ii 認知症サポーターフォローアップ講座

認知症サポーター養成講座受講者のフォローアップ講座を開催し、認知症サポーターの地域での活動の充実を図ります。なお、フォローアップ講座の開催に当たっては、引き続き、各地域包括支援センターと連携した周知を強化し、各地区から均等に受講申し込みが得られる工夫をしていきます。

区分	第7期実績値			第8期計画値			長期推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
開催回数	3	3	0	2	3	3	3
参加延人数	187	123	0	60	150	150	150

### ④ 高齢者の日常生活を支えるための移動手段の確保

元気な高齢者が交通手段のないことを理由に外出することを控え、閉じこもり傾向に陥ることを防ぐとともに、日常生活における行動範囲の維持・拡大、社会参加の促進を図る必要があります。

本市の公共交通については、「新座市公共交通システム等検討委員会」において新たな公共交通システムの検討を行っており、本委員会において、交通担当部門と連携し、高齢者の移動手段の確保について、検討を進めます。

## 5 地域支援事業の事業費の見込み

これまでにみた地域支援事業に対応した事業費は、下表のとおりです。

(単位:千円)

区分	第8期計画期間			長期推計
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
総事業費	480,445	494,415	520,101	501,170
介護予防・日常生活支援総合事業費	222,219	234,605	244,852	225,793
介護予防・生活支援サービス事業費	183,941	191,666	199,716	176,273
介護予防ケアマネジメント事業費	24,023	25,032	26,084	30,108
一般介護予防事業費	14,255	17,907	19,052	19,412
介護予防把握	0	0	0	0
介護予防普及啓発	11,605	15,012	16,012	16,032
地域介護予防活動支援	1,860	1,855	1,900	1,900
一般介護予防事業評価	0	0	0	0
地域リハビリテーション活動支援	790	1,040	1,140	1,480
包括的支援事業費	246,358	246,786	261,037	261,957
地域包括支援センターの運営	209,970	209,970	223,080	223,080
社会保障充実分	36,388	36,816	37,957	38,877
在宅医療・介護連携推進事業費	5,928	5,928	6,168	6,168
生活支援体制整備事業費	24,821	25,029	25,230	25,230
認知症総合支援事業費	3,479	3,699	4,159	4,599
地域ケア会議推進	2,160	2,160	2,400	2,880
任意事業費	11,278	12,409	13,571	12,724
その他諸費	590	615	641	696

---

## 第6章 高齢者一般施策と関連事業の展開

---





# 1 介護保険制度を補完する高齢者一般施策(市独自事業)

本市では、介護保険制度を補完するため、次の事業を市単独事業として実施しています。  
今後ともこれらの事業について見直しを図りながら事業を展開していきます。

## (1) 在宅福祉サービス

### ① 重度要介護高齢者手当

身体上又は精神上的の障がいのため、日常生活に著しい支障のある高齢者(65歳以上の要介護4又は5に該当する人で、介護保険施設等入所者を除く、市民税非課税世帯の方)に対し、重度要介護高齢者手当を支給します。

区分	第7期実績値			第8期計画値			長期推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
支給人数	838	949	841	658	390	390	390

### ② 緊急連絡システム事業

居宅の電話に救助通報機を設置します。

区分	第7期実績値			第8期計画値			長期推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
設置人数	1,645	1,679	1,757	1,787	1,817	1,847	1,907

### ③ 入浴助成事業

居宅に入浴設備がないため、公衆浴場を利用する高齢者の健康増進を図るとともに、生きがいのある生活の向上に資するため、当該高齢者が公衆浴場を利用した際の費用を助成します。

区分	第7期実績値			第8期計画値			長期推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
延利用回数	487	367	367	367	350	350	340

#### ④ 寝具乾燥車派遣事業

寝具乾燥サービス業者が対象者の家庭を訪問する寝具乾燥車派遣事業を行うことにより、利用者の生活の質の確保及びその家族の身体的・精神的な負担の軽減を図ります。

区分	第7期実績値			第8期計画値			長期推計
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
延利用回数	899	691	606	333	320	310	290

#### ⑤ 日常生活用具給付事業

おおむね65歳以上の失禁状態の重度要介護高齢者で一定の所得要件に該当する方を対象として、紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋及び清拭剤を給付します。

区分	第7期実績値			第8期計画値			長期推計
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
給付件数	1,333	1,411	1,335	1,500	1,600	1,700	1,900

#### ⑥ 配食サービス事業

おおむね65歳以上の1人暮らし又は高齢者のみ世帯、日中独居となる世帯を対象に、安否確認を兼ねた訪問配食事業として事業所に委託して昼食の配食を実施します。

区分	第7期実績値			第8期計画値			長期推計
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
延配食件数	84,372	89,619	93,831	98,523	103,000	108,000	118,000

#### ⑦ 移送サービス費助成事業

寝台車両及び車いすを必要とする65歳以上の寝たきり高齢者等が通院などをする際に移送サービスを提供するもので、寝たきり等で要介護認定を受けた方(要介護度3～5)で一定の所得要件に該当する方を対象に、移送費用に対する助成を行います。

区分	第7期実績値			第8期計画値			長期推計
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
延利用件数	187	252	210	210	210	210	210

#### ⑧ 訪問理美容サービス事業

寝たきりの状態等により外出することが困難な高齢者に対して、訪問により理容又は美容を行うサービスを実施します。

区分	第7期実績値			第8期計画値			長期推計
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
延利用件数	225	248	276	183	198	213	243

### ⑨ 日常生活自立支援事業利用料助成

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会が行う埼玉県日常生活自立支援事業を利用する方に対して、新座市日常生活自立支援事業利用料助成金を交付します。

また、日常生活自立支援事業の利用者が成年後見制度に移行するケースの相談支援等について、関係機関と連携し、対応方策について検討していきます。

区分	第7期実績値			第8期計画値			長期推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
利用人数	8	9	4	9	9	9	9

### ⑩ 高齢者虐待等緊急ショートステイ事業

養護者による高齢者虐待等により緊急に保護が必要とされる高齢者が、老人福祉法に基づき市長が指定した施設に、一時的に入所する事業です。

区分	第7期実績値			第8期計画値			長期推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
利用人数	0	0	1	2	2	2	2

### ⑪ 緊急連絡カード配布事業

1人暮らし高齢者等の緊急事態発生時に速やかに援護できるよう、緊急連絡カードを作成し配布します。

併せて、緊急情報ステッカーを併用することにより、高齢者の安否確認や安心感の醸成を図ります。

区分	第7期実績値			第8期計画値			長期推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
累計発行数	3,363	3,420	3,472	3,720	3,870	4,020	4,320

### ⑫ 高齢者介護サービス費等資金貸付

高額介護サービス費等に相当する費用の支払が困難な方に対し、その支払に必要な資金の貸し付けを行います。

区分	第7期実績値			第8期計画値			長期推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
利用人数	0	0	0	0	0	0	0

## (2) 高齢者福祉施設

老人福祉法第20条の8に基づく「老人福祉計画」において記載すべきサービス等の目標量は次のとおりです。

### ① 養護老人ホーム

環境上の理由及び経済的な理由により居宅において養護を受けることが困難な方が入所し、自立した日常生活の営みを提供します。

区分	第7期実績値			第8期計画値			長期推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
施設数	5	5	5	5	5	5	5
利用人数	25	20	20	21	21	21	21

### ② 軽費老人ホーム(ケアハウス)

無料又は低額な料金で、食事などの生活に必要なサービスの提供を行います。

区分	第7期実績値			第8期計画値			長期推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
施設数	1	1	1	1	1	1	1
入所定員数	89	89	89	89	89	89	89
利用者数	全入居者数	84	87	85	85	85	85
	市内在籍者	13	14	17	17	17	17

### ③ 老人福祉センター

健康の増進や教養の向上などを図るため、レクリエーション等を通じた交流や仲間づくりを行います。

第二老人福祉センターについては、老朽化などの理由により移転し、利用者に親しまれる安全で快適な施設として令和2年1月に開所しました。

その他の施設についても、必要に応じて改修・改築を検討していきます。

区分	第7期実績値			第8期計画値			長期推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
施設数	3	3	3	3	3	3	3

### (3) 高齢者向け健康増進事業

健康増進法に基づく健康増進事業とは、壮年期からの健康づくりと生活習慣病の予防等を目的とした事業です。

#### ① 健康手帳の交付【保健センター】

健康相談や健康教育、訪問指導の際に、40歳以上の希望する市民を対象に自らの健康管理を実践するために健康手帳を交付するとともに、厚生労働省のホームページからのダウンロードについても周知していきます。

区分	第7期実績値			第8期計画値			長期推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
配布人数	96	77	50	50	50	50	50

### (4) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業

#### 【長寿はつらつ課】

高齢者の医療の確保に関する法律、第125条、第125条の2に基づき、高齢者の健康を守り自立を促進し、低栄養、筋量低下等による心身機能の低下の予防・生活習慣病等の重症化予防等を行います。そのため、KDB システムを活用し、フレイル予防対象者に対して、専門職（管理栄養士、歯科衛生士、保健師等）による通いの場などを活用した健康教育・健康相談、立ち寄り型の相談、訪問相談・指導、健康状態が不明な高齢者の情報把握、必要なサービスへのつなぎ等を介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業等と一体的に実施していきます。

区分	第7期実績値			第8期計画値			長期推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
通いの場での健康教育・健康相談回数	—	—	—	27	27	27	27
専門職による訪問相談・指導等件数	—	—	—	30	30	30	30

## 2 生きがいと社会参加支援に係る施策

高齢者の生きがいと社会参加を促進するため、次の各種事業を実施します。

### (1) 地域活動の支援

#### ① 老人クラブ活動の活性化支援【長寿はつらつ課】

地域支援事業におけるいざ元気アップウォーキングと連携しているほか、世代間交流機会の拡充、高齢者自身の心身の健康を保持するための健康づくり事業や、小学生の登下校や地域の見守り活動などの友愛活動等を実施しています。

区分	第7期実績値			第8期計画値			長期推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
老人クラブ会員数	1,895	1,888	1,782	1,800	1,800	1,800	1,800

#### ② 地域における交流拠点の確保【長寿はつらつ課】

高齢者いきいき広場は、高齢者が歩いていける身近なところで趣味活動、仲間づくり、世代間交流等のための場を提供しており、現在、市内に5か所設置しています。

区分	第7期実績値			第8期計画値			長期推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
高齢者いきいき広場利用者数	48,032	45,042	8,122	—	—	—	—

※高齢者いきいき広場は令和3年度は休止。4年度からは未定

#### ③ 老人福祉センターの活用と充実【長寿はつらつ課】

市内に居住する高齢者に対し、各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を提供し、社会的活動への参加と地域交流を進めるための施設で、市内に3施設あり、利用者による活発な自主サークル活動も行われています。

区分	第7期実績値			第8期計画値			長期推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
老人福祉センター利用者数	140,138	125,597	55,825	80,000	80,000	80,000	80,000

#### ④ 学校教育との連携による世代間交流の促進【長寿はつらつ課】

市内の各小・中学校において「総合的な学習の時間」や「高齢者いきいき広場」等を活用し、地域の高齢者と交流する機会の提供を行っています。また、老人福祉センターでは、市内中学校の職場体験の受入れや市内大学との交流事業なども行っています。

区分	第7期実績値			第8期計画値			長期推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
高齢者いきいき広場 交流会参加者数 ※児童、園児数	69	61	0	—	—	—	—
高齢者いきいき広場 交流会参加者数 ※高齢者数	44	55	0	—	—	—	—

※高齢者いきいき広場は令和3年度は休止。4年度からは未定

#### ⑤ シルバー人材センターの支援【長寿はつらつ課】

シルバー人材センターに対し、社会的意義や公共的役割の機能を促進する観点から財政的支援を行います。

区分	第7期実績値			第8期計画値			長期推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
助成金(千円)	16,049	17,313	17,720	18,626	18,626	18,626	18,626

## (2) 生涯スポーツ・学習活動等の推進

#### ① 公民館等における講座の開催【生涯学習スポーツ課・教育支援課】

高齢者のニーズに対応した学習機会を提供するため、ホームページ等により、分かりやすい学習情報の提供に努めるとともに、市内小・中学校、高等学校及び専門学校・大学等との連携を図り、市民を対象とした講座等を提供します。なお、各講座については、利用者の意向に基づきながら魅力ある事業の提供を行います。

区分	第7期実績値			第8期計画値			長期推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
にぎの生涯学習 発行回数	2	2	2	2	2	2	2

## ② にいざプラスカレッジの推進【生涯学習スポーツ課】

毎年、市内3大学(跡見学園女子大学・十文字学園女子大学・立教大学)の協力を得て、3学部3学科を開学しており、大学修了後、ボランティア活動に御協力いただける方には、サポーターとして市が委嘱を行います。

区分	第7期実績値			第8期計画値			長期推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
サポーター委嘱延人数	67	37	0	0	30	30	30

## ③ 生涯学習ボランティアバンクの推進【生涯学習スポーツ課】

様々な知識や経験、優れた技能や技術を持った方が生涯学習指導者として登録し、これから学習活動に取り組もうとするグループや個人に対して、登録者を紹介する制度です。

区分	第7期実績値			第8期計画値			長期推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
登録者数	120	121	108	110	110	110	110

## ④ スポーツ・レクリエーション活動の促進【生涯学習スポーツ課】

高齢者を始め、全ての市民が気軽にスポーツを楽しむことができるよう、市営運動施設の利用促進に努めるとともに、中高年者向けスポーツ・レクリエーション教室を開催します。

区分	第7期実績値			第8期計画値			長期推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
スポーツ教室参加者数	4,903	2,478	2,738	2,478	2,478	2,478	2,478



### (3) こころのバリアフリー施策の推進

#### ① 学校教育における福祉教育の推進【教育支援課】

高齢者に対する感謝の気持ちや思いやりの心を育み、高齢者から生きた知識や人間の生き方を学ぶ機会を提供してもらうため、総合的な学習の時間等を活用し、高齢者との交流活動や実践活動を通して福祉に関する啓発を行っています。

第8期計画では、特色のある学校の取組を共有することによる教育計画の見直しや、埼玉県の認知症サポーター事業の周知継続、職場体験学習後の生徒の意見の共有などの取組を推進します。

#### ② 福祉に関する理解のための啓発【福祉政策課】

高齢者を始め障がい者、健常者や子どもたちが交流する、心のかよう福祉を考える機会を提供するため、市役所駐車場で福祉フェスティバルを開催します。

区分	第7期実績値			第8期計画値			長期推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
福祉フェスティバル 来場者数	9,000	9,200	0	—	—	—	—

#### ③ ボランティア登録の促進と活動機会の推進【地域活動推進課・生涯学習スポーツ課】

地域活動推進課を情報収集の拠点として、社会福祉協議会ボランティアセンターや生涯学習ボランティアバンクとの連携による情報の一元的整理・把握を行っています。

また、ボランティアや地域活動の情報を集約し、活動を推進するため「にいざの地域活動だより」にて情報を発信しています。

区分	第7期実績値			第8期計画値			長期推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
ボランティアバンクガイド 発行部数	1,000	750	休止	750	750	750	750

### (4) 災害時の安全確保に係る施策の推進

#### 【危機管理課・長寿はつらつ課・介護保険課・障がい者福祉課】

災害時に自力での避難が困難な「避難行動要支援者」が、災害時における支援を地域の中で受けられるようにするため、対象者個々に応じた避難支援プランを作成しています。また、避難行動要支援者に対する支援が円滑に実施できるように、町内会、自主防災会等と連携し、情報の共有を行っています。

### 3 住まいと住宅関連施策

地域包括ケアシステムの実現に向けては、高齢者が心身の状況に応じて、安心して日常生活を送れる住まいの選択ができる環境整備が必要となります。

このため、住み慣れた自宅において、安心して暮らし続けられるよう支援するほか、心身や環境の変化に伴う住み替えの際の選択肢となり得る有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の整備に当たり、高齢者の日常生活に配慮されたものとなるよう、届出・登録を受け付ける埼玉県との調整を図っていきます。

#### (1) 高齢者住宅

##### 【長寿はつらつ課】

建て替え等の立ち退きの理由で住宅に困窮している場合に、市が借り上げた高齢者住宅を提供する事業で、現在、1棟8戸を提供しています。

区分	第7期実績値			第8期計画値			長期推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
入居者数	5	6	6	5	5	5	5

#### (2) 有料老人ホーム

##### 【介護保険課】

有料老人ホームは、高齢者が入居し、入浴、排せつ、食事等の日常生活の支援等が提供される施設です。

現在、市内には、介護保険サービスの特定施設として指定を受けた「介護付き有料老人ホーム」7施設(定員556人分)、特定施設の指定を受けていない「住宅型有料老人ホーム」2施設(定員243人分)が整備されています。

今後は、特別養護老人ホーム等の介護保険施設を含めた住み替えの選択肢の一つとして、届出を受ける埼玉県と調整を図りながら、市民の利用や空室状況等を把握し整備に努めていきます。また、埼玉県と連携し、指導監督による質の確保を図ります。

区分	第7期実績値			第8期計画値			長期推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
施設数	7	9	9	9	9	9	9
入所定員	648	799	799	799	799	799	799
入所者数	522	703	690	—	—	—	—
市民入居者数	151	177	226	—	—	—	—

※令和2年度の入所者数及び市民入居者数は、令和2年10月1日現在の数値

### (3) サービス付き高齢者向け住宅

#### 【介護保険課】

サービス付き高齢者向け住宅は、高齢者向けの賃貸住宅であり、安否確認や生活相談その他の日常生活を営むために必要なサービスが提供されるものです。

現在、市内には介護保険サービスの特定施設として指定を受けた「サービス付き高齢者向け住宅」1施設(定員37人分)、特定施設の指定を受けていない「サービス付き高齢者向け住宅」6施設(定員245人分)が整備されています。

今後も、サービス付き高齢者向け住宅の登録を行う埼玉県が定める「高齢者居住安定確保計画」との調和を図りながら、高齢者の多様なニーズに応じた整備に努めていきます。また、埼玉県と連携し、指導監督による質の確保を図ります。

区分	第7期実績値			第8期計画値			長期推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
施設数	7	7	7	10	11	11	11
入所定員	282	282	282	427	506	506	506
入所者数	267	269	256	—	—	—	—
市民入居者数	125	117	161	—	—	—	—

※令和2年度の入所者数及び市民入居者数は、令和2年10月1日現在の数値



---

# 資料編

---



## 資料1 策定体制及び策定経過

### (1) 新座市介護保険事業計画等推進委員会条例

(平成26年新座市条例第9号)

(設置)

第1条 介護保険法(平成9年法律第123号)第117条第1項の規定による介護保険事業計画及び老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8第1項の規定による高齢者福祉計画(以下「介護保険事業計画等」という。)を適正に推進するため、新座市介護保険事業計画等推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 市長の諮問に応じ、介護保険事業計画等の策定について調査審議すること。
- (2) 介護保険事業計画等の実施状況の把握及び評価に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員18人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療団体の代表者
- (3) 福祉団体の代表者
- (4) 介護保険料負担事業所の代表者
- (5) 介護保険の被保険者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、いきいき健康部において処理する。

(平29条例28・一部改正)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年条例第28号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成30年1月1日から施行する。



## (2) 新座市介護保険事業計画等推進委員会委員名簿

任期:令和2年4月1日～令和5年3月31日 敬称略

構成	所属等	氏名	備考
学識経験者	(社)至誠学舎立川	ハシモト マサアキ 橋本 正明	委員長
	十文字学園女子大学	ヤマグチ ユミ 山口 由美	副委員長
医療保健関係者	朝霞地区医師会新座支部	ハヤシ ジュンジ 林 淳慈	
	朝霞地区歯科医師会新座支部	ワキタ アイスケ 脇田 愛介	
	朝霞地区薬剤師会	ハタナカ ノリコ 畑中 典子	
	堀ノ内病院	ハラ アイ 原 愛	
福祉関係者	北野病院	バンバ フタバ 番場 双葉	
	社会福祉協議会	イシノ ユキトシ 石野 幸利	
	民生委員・児童委員協議会	ナカジマ サカエ 中島 栄	
	高齢者相談センター (地域包括支援センター)	イナガキ カズヒサ 稲垣 一久	
保険料負担 事業所関係者	商工会	ナミキ シゲカズ 並木 重和	
被保険者代表者	市民委員	ナヤ マコト 納谷 眞	
		ササガワ フミコ 笹川 二三子	

### (3) 新座市介護保険事業計画等推進委員会開催経過

開催年月日	議題及び配布資料
令和2年 7月13日	<b>第1回新座市介護保険事業計画等推進委員会</b> 諮問 (1)第8期介護保険事業計画の基本指針と策定プロセスについて (2)新座市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果について
	<b>[配布資料]</b> ①基本指針と第8期介護保険事業計画の策定プロセスと支援ツール(社会保障審議会介護保険部会資料(抜粋)) ②第8期新座市高齢者・新座市介護保険事業計画策定のためのアンケート調査結果報告書
7月25日～ 8月14日	<b>公聴会に代えた市民からの意見の募集</b> 高齢者福祉及び介護保険についての意見等の募集
8月24日	<b>第2回新座市介護保険事業計画等推進委員会</b> (1)第7期計画における施策・事業評価について (2)第8期計画策定に向けた課題について
	<b>[配布資料]</b> ①第7期計画における施策・事業評価について ②第8期計画策定に向けた課題について ③新座市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果自由意見 ④第8期計画策定に向けた意見(公聴会開催に代えた意見募集結果)
10月12日	<b>第3回新座市介護保険事業計画等推進委員会</b> (1)第8期計画の骨子について (2)令和元年度介護保険事業特別会計決算状況について
	<b>[配布資料]</b> ①第8期計画骨子案概要版 ②第8期計画骨子(案) ③令和元年度介護保険事業特別会計決算に係る主要な施策の成果に関する説明書
11月16日	<b>第4回新座市介護保険事業計画等推進委員会</b> (1)第8期新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(素案)について
	<b>[配布資料]</b> ①新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画第8期計画の素案について
12月1日～ 令和3年1月4日	<b>パブリック・コメントに準ずる意見募集</b> 第8期新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(素案)に対する意見等の募集

開催年月日	議題及び配布資料
<p>1月25日</p> <p>※上記日程で開催予定であったが、書面開催に変更</p>	<p><b>第5回新座市介護保険事業計画等推進委員会(書面会議)</b></p> <p>(1)第8期新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(素案)に対する意見募集の結果について</p> <p>(2)第8期新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(素案)について</p> <p><b>[配布資料]</b></p> <p>①第8期新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(素案)に対する意見等について</p> <p>②第8期新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(素案)</p>
<p>2月15日</p>	<p><b>第8期新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(答申案)について答申</b></p>

(1) 諮問

新 介 発 第 6 8 6 号  
令 和 2 年 7 月 1 3 日

新座市介護保険事業計画等推進委員会  
委員長 橋本 正明 様

新座市長 並木 傑

新座市高齢者福祉計画・新座市介護保険事業計画（第8期）について（諮問）

本市では、「すべての高齢者が人としての尊厳をもって、住み慣れた家庭や地域で生き生きと自分らしい生活が送れる、活力ある「健康長寿のまち」の実現」を基本理念とした高齢者福祉計画・介護保険事業計画を基に、高齢者福祉施策や介護予防事業等の充実・推進を図るとともに、介護保険制度の安定的な運営に努めてまいりました。

今後は、「団塊の世代」が75歳以上となる2025年（令和7年）及び現役世代が急減する2040年（令和22年）を見据え、これまでの取組を更に発展させ、住み慣れた地域において医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活支援といったサービスが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化、推進が求められてまいります。

本市におきましても、正に高齢化が進展する中で、こうした中長期的な視野に立った施策展開を図るべく、新たに令和3年度から5年度までを計画期間といたします『新座市高齢者福祉計画・新座市介護保険事業計画（第8期）』を策定するに当たり、貴委員会の意見を求めます。

(2) 答 申

令和 3 年 2 月 1 5 日

新座市長 並 木 傑 様

新座市介護保険事業計画等推進委員会  
委員長 橋本 正明

新座市高齢者福祉計画・新座市介護保険事業計画について（答申）

令和 2 年 7 月 1 3 日付け新介発第 6 8 6 号で諮問のあった標記の件について、委  
嘱を受けた 1 3 人の委員で協議を重ね、令和 3 年度から 5 年度までを計画期間とす  
る「新座市高齢者福祉計画・新座市介護保険事業計画（第 8 期計画）」を作成しまし  
たので、ここに答申いたします。

### 資料3 公聴会に代えた市民からの意見の概要

第7期計画策定時においては、公聴会を開催し、公開の場で意見聴取を行っていましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、第8期計画策定時においては公聴会に代えた意見募集を行い、「介護保険事業計画等推進委員」への公表と市ホームページによる情報の公開をしました。

#### 【概 要】

募集期間	令和2年7月25日(土)～8月14日(金)
応募件数	8件

#### 【発表内容】

公述人	テーマ及び概要
公述人1	<p><b>【わたしたちの切実な願いによりそった、計画づくりを期待します】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○重度要介護高齢者手当、介護保険利用料助成やオムツ代などの助成制度を復活してほしい。</li> <li>○国は、介護保険の利用料の引上げや、ケアプランの有料化を検討しているが、これ以上の負担増をしないよう働きかけてほしい。</li> <li>○後期高齢者医療保険料の更なる引上げや、医療費の自己負担の引上げも検討されると聞く。これ以上の負担増をやめるよう国に働きかけてほしい。</li> </ul>
公述人2	<p><b>【希望する誰もが安心して利用できる介護保険制度をめざして】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○特別養護老人ホームの新設計画を検討してほしい。</li> <li>○介護保険料について、新座市は現行では所得段階は12段階だが、さらに段階を増やし、低所得者層に配慮した軽減を行ってほしい。</li> <li>○紙オムツなど利用料助成制度を復活し、助成制度の一層の充実に取り組んでほしい。</li> <li>○一層充実した認知症対策に取り組むことを強く要望する。</li> <li>○市が行っている元気アップ広場の回数を増やすことを検討してほしい。</li> <li>○介護保険事業計画等推進委員会の傍聴は認められているが、委員との懇談の場を設けてほしい。また、委員の選任においては、公募制を取り入れてほしい。</li> </ul>
公述人3	<p><b>【高齢者福祉及び介護保険について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○国および地方自治体を中心となって、介護保険の枠以外の、日常生活のフォローの制度を創設してほしい。</li> <li>○国民の最も大切な権利である「投票」について、歩行困難でかつ階段昇降不可の者をフォローし、どんな人でも自分の権利を行使できるよう、努めてほしい。</li> </ul>

公述人	テーマ及び概要
公述人4	<p><b>【第8期介護保険事業計画策定に向けて】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護保険料の負担軽減を行ってほしい。また、国の負担を増額するよう国に要求してほしい。</li> <li>○保険料額通知書等の活字は大きくしてほしい。</li> <li>○介護保険の罰則は、国民健康保険に比べて厳しいので緩和してほしい。</li> <li>○コロナ禍による介護事業者の廃業・倒産が心配である。市民が安心して介護を受けられるようにしてほしい。</li> <li>○介護認定を適正に行い、必要な方が介護を受けられるようにしてほしい。</li> </ul>
公述人5	<p><b>【高齢者の仲間入りをしてからも、ずっとこの新座市に住み続けたいから…】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○国民健康保険税や介護保険料の軽減を要望する。</li> <li>○介護保険制度は介護が必要になっても高齢者が尊厳をもって安心して暮らし続けるための制度でなければならないと思う。</li> </ul>
公述人6	<p><b>【第8期新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画への意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○新型コロナウイルス感染症拡大時に求めることとして、介護・福祉事業への備蓄品の優先配布の継続、過度の「引きこもり」や介護サービスの利用抑制による心身機能の低下が起きない対策を講じること。また、家庭内感染等により濃厚接触者となった要介護高齢者等を救済する一時受け入れ施設を早急に検討するとともに、介護保険事業所の法人間の垣根を超えた応援体制の構築を要望する。</li> <li>○在宅介護関連事業への支援として、事業継続のための資金支援を含む対策、訪問介護員の人材不足対策として有資格者への声かけなど自治体単独で可能な対策を要望する。</li> <li>○介護予防・日常生活支援総合事業について、現行の通所サービス・訪問サービスの基準見直しを求める。また、地域福祉協議会と連携し、地域のボランティアの推進を要望する。</li> <li>○認知症対策について、認知症の理解を進めるとともに、適切な支援が行えるよう認知症に特化した介護サービスを整備してほしい。</li> </ul>
公述人7	<p><b>【新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第8期）策定に向けてよりよいまちづくりをめざして】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○フレイル予防のために、地域活動等の拠点となる公民館の利用を無料にしてほしい。</li> <li>○要支援1・2が市区町村の総合事業になった時、報酬が少ないためかなりの事業所が撤退した。要介護1・2を市の総合事業にしない事を要望する。</li> <li>○介護保険料を引き下げ、介護保険制度を平等に使えるようにしてほしい。</li> <li>○年金で入れる特別養護老人ホームを作してほしい。</li> </ul>
公述人8	<p><b>【新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定にむけた意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○年金収入で入所できる老人ホームを作してほしい。</li> <li>○人材確保のため、看護師、ヘルパーの処遇を改善してほしい。</li> <li>○介護保険料を引き下げてほしい。</li> <li>○介護保険制度からの「卒業」などの制度の導入はやめてほしい。</li> </ul>

## 資料4 新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(第8期)素案に対する意見の概要

令和2年12月1日から令和3年1月4日の期間において、パブリック・コメントに準ずる市民等への意見募集を実施しました。

意見の概要及び意見に対する新座市介護保険事業計画等推進委員会の考え方は次の表のとおりです。

No.	計画書掲載頁	意見の概要	意見に対する考え方
1	71	<p>●施設サービスについて</p> <p>施設入所待機者の解消が課題になっているのに、整備目標がありません。老老介護が増え、在宅介護では負担も重い方、また介護付き有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅では費用が高く、利用できない方もいます。新座市が実施したアンケート調査でも、「生活改善できると思う施設」「住まい・施設等で1番緊急性が高い施設」で1番多い回答は、特別養護老人ホームで、入所できないのは「空きがないから」です。引き続き特別養護老人ホームの整備目標を計画に盛り込むべきです。</p>	<p>特別養護老人ホームについては、待機者がいるものの、空床の生じている施設があることから、新しい施設を整備するのは適切ではないと考えております。</p> <p>特別養護老人ホームは埼玉県指定の施設ではありますが、引き続き施設の状況を把握し、埼玉県と協力して必要な助言や支援を行ってまいります。</p> <p>また、施設サービスの必要性が高い方が適切に利用できるよう整備の検討を継続してまいります。</p>
2	72	<p>●介護人材の確保について</p> <p>介護の人材不足の最大の要因は、介護職員の処遇の低さにあります。国庫補助による処遇改善を国に対して要望してください。新座市独自の資格取得の支援制度、家賃補助事業の実施をすべきです。</p>	<p>介護人材の確保は喫緊の課題であると認識しており、介護職員の処遇改善等について、機会を捉えて国へ要望してまいります。</p> <p>また、本市の取組として、未経験者に対する研修の実施や介護職に対する研修の充実を行ってまいります。</p> <p>市独自の支援制度につきましては、直ちに事業を創設することは困難ですが、引き続き、効果的な事業の検討を行ってまいります。</p>
3	75	<p>●介護予防・生活支援サービス事業について</p> <p>訪問型サービスAの担い手もなかなか確保できない状況です。本来無資格者が提供するような仕事ではなく、事業所の収入も減ってしまうためだと思われまます。さらに、住民ボランティア等による訪問型サービスBの導入は実施しないでください。ボランティアを介護の受け皿にすべきではありません。要介護者をサービスBやサービスDの対象にしないでください。要介護者まで介護保険給付から外すことに反対です。</p>	<p>訪問型サービスBは、多様な高齢者の生活上の困りごとに対し、柔軟な生活支援を行うことが可能なサービスです。地域にお住まいの方の相互の支え合いと、住民主体の自主的な活動として行われることが基本であり、その主体のひとつとして地域のボランティアも想定しております。</p> <p>また、高齢者の方も、支援する側になれる方が担い手となることで、社会参加を進め、地域とのつながりを持つことを目指すものです。今後も地域の実情に応じた訪問型サービスについて、先進事例を研究しつつ、実施に向け検討を進めていきたいと考えております。</p> <p>なお、総合事業の対象者の弾力化を可能とする今般の改正は、認定が要支援から要介護に変更になった利用者について、希望に基づき総合事業の併用を認めることにより、継続的な支援を可能とするものであり、要介護認定を受けた方を介護保険給付から除くことが目的ではありません。現時点では、本市において実施は未定です。</p>



No.	計画書掲載頁	意見の概要	意見に対する考え方
4	78	<p>●保険者機能強化推進交付金により実施する介護予防ガイドブックの配布について</p> <p>毎年29,000部配布となっていますが、必要な全ての方に渡るようお願いします。</p>	<p>市内在住の70歳以上の被保険者（要介護3～5を除く）が属する世帯に1部ずつ郵送するとともに、市内公共施設及び高齢者相談センターに設置します。</p> <p>また、転入された方にも窓口手続きの際に配付するなど、必要な方の手に渡るよう進めてまいります。</p>
5	79	<p>●② - iii にいざ元気アップ広場について</p> <p>令和3年度の休止はやむを得ないと考えますが、介護予防のために必要な事業であるので令和4年度以降の実施を望みます。計画値に入れるべきです。</p>	<p>実施方法について検討しているところであり、現段階で具体的な計画値をお示しできませんが、今後の実施については、社会情勢を見極めつつ、判断してまいります。</p>
6	81	<p>●③ - iii にいざ元気アップトレーニングについて</p> <p>住民主体の運営で活動グループ数が増えているようですが、事業費が0というのは如何なものでしょうか。</p> <p>住民主体、地域で介護予防をすすめたいというのは理解しますが、実際に人を集めたり、会場を借りたり等、様々な費用が必要ではないでしょうか。市の支援を望みます。</p>	<p>持続可能な運営となるよう、人的支援として、体操指導・体力測定の実施の他、テキスト及びDVDの無償配布・介護予防ガイドブックによる周知等の支援を行っております。</p> <p>なお、元気アップトレーニングの事業費は0円ですが、体操指導及び体力測定の実施には、リハビリテーション職等を派遣しておりますので、地域リハビリテーション活動支援事業において事業費を計上しております。</p>
7	84	<p>●包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）について</p> <p>高齢者相談センターという呼称は、対象を高齢者のみとしていると誤解されてしまいます。</p> <p>呼称の変更が必要です。</p>	<p>地域包括支援センターは高齢者の保健医療及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし設置している機関です。相談の対象は高齢者に限定しておりませんが、第一義の対象は高齢者であるため、まずは高齢者とその家族に分かりやすく親しみやすい名称としております。</p>
8	93	<p>●認知症初期集中支援推進事業について</p> <p>認知症初期集中チームの拡充ができるように、国や県に対して認知症専門医を養成する研修病院の設置を求めています。</p>	<p>必要に応じて要望してまいります。</p>
9	93	<p>●(3)認知症総合支援事業のところ</p> <p>計画に、若年性認知症や高次脳機能障がいとなった人などを含む第2号被保険者への支援について施策を記してください。</p>	<p>本事業には第2号被保険者の方も該当する旨を明記します。</p>
10	94	<p>●認知症カフェ(オレンジカフェ)について</p> <p>令和2年度の3か所から3年度5か所となり、1か所ずつ増えていますが、数字の根拠はあるのでしょうか。</p>	<p>認知症カフェ(オレンジカフェ)は、第8期計画期間中に、各日常生活圏域ごとに1か所ずつの設置(西部地区は2か所)を目指しているため、1か所ずつ増加していくものとして計画値を設定しております。</p>

No.	計画書 掲載頁	意見の概要	意見に対する考え方
11	95	<p>●認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業について</p> <p>チームオレンジ、チームオレンジコーディネーターの定義、内容がよくわからないので、もう少し詳しい説明を入れてください。</p>	<p>本文内にてチームオレンジ、チームオレンジコーディネーターの定義や内容について記載いたしました。</p>
12	100	<p>●「②認知症高齢者見守り事業」のところ</p> <p>65歳未満の若年性認知症や高次脳機能障がいの方でも、記憶障がい、地誌的障がいの原因で、徘徊してしまう場合があるので、「認知症高齢者見守り事業」の対象に、若年性認知症や高次脳機能障がいの方も含めることを検討していくことを計画に記してください。</p>	<p>(再掲) 本事業には第2号被保険者の方も該当する旨を明記します。</p>
13	101	<p>●②サービス事業者への感染症及び災害対策支援、②-iii 災害対策支援について</p> <p>記述が少なすぎます。もう少し具体的をお願いします。</p>	<p>サービス事業者の指導時の非常災害対策計画及び避難訓練の確認内容等について、記載いたしました。また、具体的支援内容についても記載いたしました。</p>
14	103	<p>●③-ii 認知症サポーターフォローアップ講座</p> <p>令和3年度からの参加人数が少なすぎないでしょうか。</p>	<p>参加人数について精査し、必要に応じて修正してまいります。</p>
15	104	<p>●高齢者相談センターについて</p> <p>高齢者相談センターの運営費は、第7期と比べて7カ所で約1,000万円しか増えていません。増額すべきです。</p>	<p>高齢者相談センターの運営費は、人件費の見直し等、適宜増額を行っております。</p> <p>平成29年度と令和2年度当初予算の比較では約2,000万円の増額となっております。高齢者相談センターの業務量は今後ますます増加し複雑化していくことが予測されますので、今後も業務状況等を注視し、適切に評価しながら対応してまいります。</p>
16	107 以降	<p>●介護保険制度を補完する高齢者一般施策について</p> <p>第7期計画の高齢者一般施策にあった居宅改善整備費助成と高齢者賃貸住宅家賃助成が、第8期計画にはありません。助成を続けるべきです。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響等により、令和2年10月1日に財政非常事態宣言を発し、本市独自事業全般の見直しの観点から、両事業につきましても、見直しの検討を進めてまいりました。</p> <p>この結果、両事業につきましては廃止する方針として調整されておりますので、御理解を賜りたいと存じます。</p>
17	108	<p>●④寝具乾燥車派遣事業について</p> <p>生活の質の確保、家族の負担軽減が事業の目的です。派遣回数を毎月2回から、年13回へ削減する見直しはしないでください。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響等により、令和2年10月1日に財政非常事態宣言を発し、本市独自事業全般の見直しの観点から、両事業につきましても、見直しの検討を進めてまいりました。</p> <p>今後ますます高齢化が進む中で、持続可能な制度とするため、他市の状況を勘案し、見直したものでございますので、御理解を賜りたいと存じます。</p>

No.	計画書掲載頁	意見の概要	意見に対する考え方
18	108	<p>●⑦移送サービス費助成事業について</p> <p>第7期の延利用件数の実績は事業計画を上回っています。第8期計画で延利用件数を減らすのはおかしいのではないのでしょうか。</p>	<p>移送サービスは利用状況により変動が多い事業のため、必ずしも利用件数は増加を辿るというわけではありません。しかしながら、より精度の高い数値とするため、直近の実績をもとに件数を見直しました。</p>
19	108	<p>●⑧訪問理美容サービス事業について</p> <p>課税世帯の中には、非課税世帯ギリギリの年金収入で、課税世帯になっている方が多くいます。寝たきり高齢者にかかる助成制度の削減がいくつも行われようとしています。課税世帯を助成対象から外す見直しはしないでください。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響等により、令和2年10月1日に財政非常事態宣言を発し、本市独自事業全般の見直しの視点から、両事業につきましても、見直しの検討を進めてまいりました。</p> <p>今後ますます高齢化が進む中で、持続可能な制度とするため、応能負担の観点から見直したものでございますので、御理解を賜りたいと存じます。</p>
20	112	<p>●高齢者いきいき広場について</p> <p>高齢者いきいき広場の利用者数は老人福祉センターの約3分の1と、多くの高齢者に利用され、仲間づくりや閉じこもり予防等に役立っています。令和3年度は休止、令和4年度からは未定となっております。自主運営の検討をされていますが、難しいのではという声も寄せられています。引き続き市で運営することを検討すべきです。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響等により、令和2年10月1日に財政非常事態宣言を発し、本市独自事業全般の見直しの視点から、高齢者いきいき広場につきましても、見直しの検討を進めてまいりました。</p> <p>この結果、令和3年度は休止する方針といたしました。また、令和4年度以降につきましては、市の財政状況等により総合的に判断してまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。</p> <p>自主運営につきましては、引き続き検討してまいります。</p>
21	112	<p>●②地域における交流拠点の確保について</p> <p>高齢者いきいき広場は、平成3年度休止は理解しますが、4年度以降は、高齢者のひきこもり防止、介護予防のためにも実施すべきです。</p>	<p>高齢者いきいき広場につきましては、本市独自事業全般の見直しの視点から、令和3年度は休止する方針といたしました。令和4年度以降につきましては、市の財政状況等により総合的に判断してまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。</p>
22	113	<p>●④学校教育との連携による世代間交流の促進について</p> <p>いきいき広場とともに、老人福祉センターとの交流も付け加えていただきたいです。</p>	<p>本文に、老人福祉センターとの交流について、記載いたしました。</p>
23	115	<p>●(4)災害時の安全確保に係る施策の推進</p> <p>避難行動要支援者に対し、町内会、自主防災会が円滑な支援が実施できるように情報提供のみでなく、地域と共に考えていただけるような市の体制づくりを望みます。</p>	<p>本市においては、出前講座や防災訓練の機会を捉え、避難行動要支援者支援制度の推進を図っております。</p> <p>今後につきましても引き続き機会を捉え、地域支援者の選出や個別計画の作成などについて、他地域の事例を共有するなどし、地域と連携して取り組んでまいります。</p>



---

**新座市高齢者福祉計画 新座市介護保険事業計画  
第8期計画**

**【令和3年度～5年度】**

令和3年3月

---

発行：新座市

編集：新座市いきいき健康部介護保険課・長寿はつらつ課

〒352-8623 埼玉県新座市野火止一丁目1番1号

電話：048-477-1111

FAX：048-482-5882

---